平成29年度 災害対策及び被害状況

•	総括表	•	• •	•	•	•		•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
•	平成 2	9年	4月	1	7	日(のナ	で雨	につ	つし、	て		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
•	平成 2	9年	6月	3	0	日(のナ	で雨	につ	つい	て		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
•	平成 2	9年	8月	1	4	日;	カュら	っの	大區	雨に	(つ)	V17	7		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
•	平成 2	9年	8月	1	6	日(のナ	で雨	につ	つ()	て				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
•	平成2	9年	.9 F	1 1	6	Ησ	の台	承	. 1	8 号	-12-	つし	, \ ~	_		•	•					•		•	6

福岡市

平成29年度 災害対策及び被害状況

福岡市災害対策(警戒)本部の設置・運営及び被害状況(総括表)

※ 災害対策本部設置回数 5回 , 災害警戒本部設置回数 0回

								住家	被害		非				ブ	道	1	
	設	置	日	時		最大累積雨量		_	床	床	住	道	河	崖	口	路	人的	そ
	_		_	-4	原因種別	最大瞬間風速	半	部	上,	下	家	路	川	崩	ツ	通	被	の
	廃	止	日	時		最大震度	壊	損 壊	浸 水	浸 水	被害			れ	ク 塀	行 止	害	他
		災害	分策	 本部	大雨			4X	\J\	71/					न्ग			
1	4月			5時59分	(大雨〔土砂災	154. Omm				南1								
				9時50分	害〕・洪水警報)													
					大 雨													
		災害			大雨													
2				0時30分	(大雨〔土砂災	163.5mm												東25
	6月	30日((金)	9時40分	害・浸水害〕・													
					洪水警報)													
		災害			大雨													咉1
3				23時36分	(大雨〔浸水害〕	35.5mm												- 城 1
	8月			2時00分	警報)													
١.		災害			大雨													
4				2時21分	(大雨・洪水警	194. Omm								西1				
	8月			6時50分	報)													
_		災害			台風	64. Omm												<u></u> .
5				23時00分	(大雨·洪水	16.1m/s												東1
	9月	17日((日)1	7時30分	注意報)													

最大累積雨量は、市内19箇所の観測点の中で、最大雨量の数値を掲載した。

平成29年4月17日の大雨について

1 警報等の内容

月日	時 間	内容
4月17日	15:59	大雨(土砂災害), 洪水警報 発表
4月17日	19:27	大雨(土砂災害), 洪水警報 解除

2 配備態勢

月日	時 間	内 容	
4月17日	15:59	災害対策本部 設置	水防第1配備 438名
4月17日	19:50	災害対策本部 廃止	

3 被害状況

建物被害 1件

4 雨量情報(17日 6:00 ~ 17日 20:00)

	市内
最大累積雨量	154.0mm(背振ダム)
最大時間雨量	41.5mm(曲渕水源事務所)17日14:00~15:00

5 河川情報

平成29年6月30日の大雨について

1 警報等の内容

月日	時 間	内容
6月30日	0:30	大雨(土砂災害, 浸水害), 洪水警報 発表
6月30日	5:11	洪水警報 解除
6月30日	9:40	大雨(土砂災害)警報 解除

2 配備態勢

月日	時 間	内容	
6月30日	0:30	災害対策本部 設置	水防第1配備 417名
6月30日	9:40	災害対策本部 廃止	

3 被害状況

その他被害 25件(東区)

- ・ビニールハウス破損 6件 ・倒木 15件 ・カーポート破損 4件

4 雨量情報(29日 17:00 ~ 30日 10:00)

	市内
最大累積雨量	163.5mm(アメダス小呂)
最大時間雨量	52.0mm(玄界島公民館)29日21:00~22:00

5 河川情報

平成29年8月14日からの大雨について

1 警報等の内容

月 日	時 間	内容
8月14日	23:36	大雨(浸水害)警報 発表
8月15日	1:48	大雨(浸水害)警報 解除

2 配備態勢

月日	時 間	内容	
8月14日	23:36	災害対策本部 設置	水防第1配備 422名
8月15日	2:00	災害対策本部 廃止	

3 被害状況

- ·壁面崩落 1件(中央区舞鶴1丁目8番29号) ·土砂流出 1件(城南区友丘6丁目)

4 雨量情報(14日 23:00 ~ 15日 9:15)

	市内
最大累積雨量	35.5mm(アメダス小呂)
最大時間雨量	20.0mm(アメダス小呂)14日:23:00~0:00

5 河川情報

平成29年8月16日の大雨について

1 警報等の内容

月日	時 間	内容
8月16日	2:21	大雨・洪水警報 発表
8月16日	6:42	大雨・洪水警報 解除

2 配備態勢

月日	時 間	内容	
8月16日	2:21	災害対策本部 設置	第1配備 422名
8月16日	6:50	災害対策本部 廃止	

3 被害状況

·土砂流出 1件(西区小呂島104-3)

4 雨量情報(16日 00:00 ~ 16日 6:42)

	市内
最大累積雨量	194.0mm(アメダス小呂)
最大時間雨量	75.5mm(アメダス小呂)16日2:00~3:00

5 河川情報

平成29年台風18号について

1 警報等の内容

月日	時 間	内容
09月17日	04:34	暴風警報・大雨注意報 発表
09月17日	11:13	洪水注意報 発表
09月17日	16:23	大雨・洪水注意報 暴風警報(陸域) 解除

2 配備態勢

月日	時 間	内容	
09月16日	23:00	災害対策本部 設置	第1配備472名
09月17日	17:30	災害対策本部 廃止	

3 被害状況

・その他被害 1件 電気・電話の引き込み柱(私有地)の倒壊(東区)

4 気象情報(16日 23:00 ~ 17日 17:00)

	市内
最大風速	10.8m/s(博多区)17日15:20
最大瞬間風速	16.1m/s(中央区)17日19:50
最大累積雨量	64.0mm(脊振ダム)
最大時間雨量	14.0mm(脊振ダム)17日10:00~11:00

5 河川情報

氾濫注意水位に達した河川なし

6 避難等の状況

自主避難 : 東区 1世帯·1人, 早良区 3世帯·3人, 西区 3世帯·3人

平成30年度版 福岡市地域防災計画(震災対策編)見直しの概要

熊本地震の教訓を踏まえ、平成28年度と平成29年度の2か年で福岡市地域防災計画(震災対策編)の見直しを行うこととしており、平成28年度は、熊本地震で明らかになった「備蓄」、「避難所」、「物資輸送」、「災害対策体制」など、課題解決のための計画の見直しを行った。

平成29年度は、市の災害対応力のさらなる向上に向け、「基本理念」、「災害対策本部体制」、「福祉避難所」、「外国人支援」について見直しを行うとともに、新たに「受援計画」及び「支援計画」を策定する。

1 基本理念の見直し

〇 共創による防災先進都市・福岡をめざして

共創:顔の見える関係を基盤にした市民,企業,NPOとの 共創による取組

広域:適切な受援およびWITH THE KYUSHUの視点に立った

広域支援

チャレンジ:ICTをはじめとする最新の知見を活用した不断の

改善, 挑戦

ユニバーサル:要支援者,外国人,女性,性的マイノリティなどすべての人に対する適切な配慮

2 災害対策本部体制の充実強化

〇 災害警戒本部と災害対策本部の一本化

態勢		参集基準
災害	注意態勢	・震度4 ・津波注意報 ・大雨, 洪水, 暴風(雪), 高潮警報他
警戒本部	警戒態勢	·震度5弱 ·土砂災害警戒(危険度)情報 他
災害	厳戒態勢	・震度5強 ・(大)津波警報他
対策本部	非常態勢	・震度6弱以上 ・市内全域にわたる被害他

〇 迅速かつ効率的な災害対応のため、組織横断型のチームを 本部に設置する。

3 福祉避難所の充実・強化

- 〇 学校の教室や公民館の一室を「福祉避難室」とし、要配慮者 の避難所として利用する。
- 〇 民間の宿泊施設について、特別の介護を要さない要配慮者の 避難所として、旅行事業者との協定に基づき確保する。

4 外国人支援の充実・強化

- 災害時における外国人の支援を円滑に行うため 「福岡市災害時外国人情報支援センター」を設置する。
- 外国人への情報提供にあたっては、やさしい日本語及び 多言語による情報発信を推進する。

5 受援・支援計画の策定

別紙のとおり

6 その他

- 〇 発災時の対応を明確にするタイムラインを追加。
- つ 「第3章 災害応急対策計画」の構成をタイムラインに整合₄

福岡市地域防災計画受援計画の概要

基本的な考え方

<福岡市の業務>

発災直後は、原則としてすべての通常業務を停止し、市民の身体・生命を守るための災害応急業務に人的支援を集中的に投入する。

<防災関係機関や他の自治体等からの受援>

人的資源等に不足が生じる場合は受援計画に基づき、防災関係機関や他の自治体等に支援を要請するとともに、順次通常業務を再開する。 他の自治体からの受援にあたっては、可能な限り業務ごとに受援を必要とする期間を明らかにする。

<企業・NPO等からの受援、ボランティア等の活用>

企業・NPO等に業務委託することで、企業等が持つ資源を効果的に活用する。また、ボランティア等も積極的に活用する。

1 受援体制

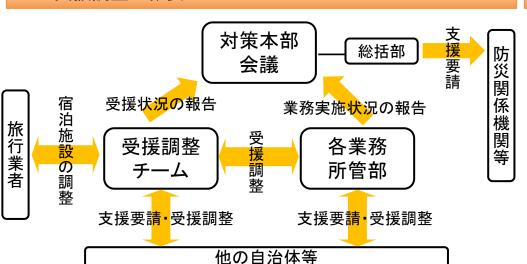
(1)受援調整チームの設置

対策本部長が受援計画発動の決定を行った場合は、市全体の受援に関する事項を総括する「受援調整チーム」(総務企画部・経済観光文化部)を本部内に設置する。

(2) 受援調整チームの役割

- ・全市の受援状況の把握,対策本部への報告 ・個別の災害時相互支援協定で支援の枠組みが整っていない場合の支援要請及び受援調整等
- ・ 支援職員の宿泊施設・活動拠点の確保

2 受援調整の概要



3 受援対象業務

(1) 受援調整チームで支援要請・受援調整する業務

- ・救援物資に関する業務 ・避難所運営に関する業務
- ・避難所における、保健・福祉・衛生に関する業務
- ・公共施設等の応急対策に関する業務
- ・被災者の生活再建に関する業務

(2) 各業務所管部で支援要請・受援調整する業務

- ・消防活動に関する業務 ・医療支援に関する業務
- ・被災地の安全対策に関する業務 ・動物愛護に関する業務
- ・ライフラインの復旧に関する業務 ・清掃対策に関する業務
- ・教育に関する業務

福岡市地域防災計画支援計画の概要

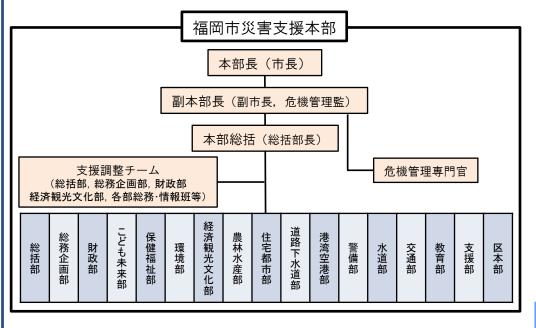
基本的な考え方

- 1 災害時応援協定や本市の判断により、被災自治体に対する支援を実施する。
- 2 発災当初は、被災地の状況に応じたプッシュ型の支援を実施する。
- 3 被災自治体の負担を最小限とするため、自己完結型支援を基本とする。
- 4 九州市長会、その他の災害支援の枠組みと連携・協力しながら支援を実施する。

1 支援体制

〇 支援本部の設置

- 九州で震度6弱以上の地震発生時
- 市域外で甚大な被害が発生し、支援の必要があると判断されるとき



〇 リエゾン(情報連絡員)の派遣

- ・リエゾンを派遣し被災地等の状況を把握する。
- 〇 支援調整チーム(総括部,総務企画部,財政部,経済観光文化部,各部総務·情報班等)
 - ・支援調整チームを設置し、職員の派遣等に向けた準備及び調整を行う。

2 支援活動

〇 人的支援

救命・救助, 医療, 保健, 衛生, 応急給水, ライフライン復旧, 危険度判定, 避難所運営, り災証明, ゴミ収集, 教育, 生活再建など

〇 物資支援

本市備蓄物資の活用

飲料水(500ml), レトルト米, パン, 白粥, ゼリー飲料, 携帯トイレ, 歯ブラシ, 紙オムツ, 生理用品, アルミブランケットなど

・市民からの物資の受入れ(品目、受入期間を指定)

ウェットティッシュ,トイレットペーパー,タオル,栄養補助食品,飲料水(500ml),おむつ(こども用,大人用),生理用品,毛布など

- 〇 義援金の募集
- 企業, NPO, ボランティア等との共創による効果的な支援の実施

3 避難してきた被災者の生活支援

市営住宅への入居, リユース家具・衣類等の提供, 学校への受入れ保育施設等への受入れ, 母子等に関する相談, 高齢者・障がい者に関する相談, 就労相談, 被災企業向け相談など

震災対策タイムライン

	区分	発災日	発災日+1日	発災日+2日	発災日+3日~1週間	発災日+1週間~
	応急活動	・災害対策本部等の設置・職員の動員配備・初動期の対応指揮・災害対策本部会議①	•災害対策本部会議②			
災害対策本部等	情報の収集 ・整理 ・伝達	 ・本部内,関係機関,市民,報道機関等との情報共有 ・避難勧告,避難指示の発令,伝達 ・警戒区域の設定 ・被害情報,応急対策実施の状況,生活関連情報等の提供 ・災害救助法適用のための処置 	・指定避難所以外の避難者把握 ・安否情報の提供		・各種相談窓口の開設	
等	受援	·支援要請 (防災関係機関,自治体等)	・関係機関の受け入れ ・機能別会議 ・災害ボランティアセンターの開設・ 運営			
	応急活動の 基盤確保	・警備体制の確立 ・輸送手段の確保 ・輸送ルートの確保 ・交通規制	・交通の確保			
٤	救助・救急	・消防活動 ・救出・救急活動 ・関係機関の受け入れ ・応急医療救護 ・救護所の開設,運営 ・津波・水防対策	・行方不明者の捜索 ・遺体の処置			
古	避難対策	・避難誘導 ・避難所の開設, 運営	・要配慮者対策 ・愛玩動物対策 ・防疫・保健衛生対策			
市民生活維	物資供給	・物資支援要請 ・応急給水	・生活必需品の調達,供給 ・救援物資の受入・供給 ・食料の供給			
持	都市機能 確保	・危険物施設等の応急対策	・応急危険度判定 ・し尿の処理 ・ライフライン施設の応急対策 ・公共施設等の応急対策	・災害ごみの収集・処理 ・環境保全対策(アスベスト) ・応急教育対策		
	被災者の 生活再建	・義援金の受入			・家屋の被害認定調査・り災証明の発行	・応急仮設住宅の建設

[※] 各活動を開始するタイミングを表記

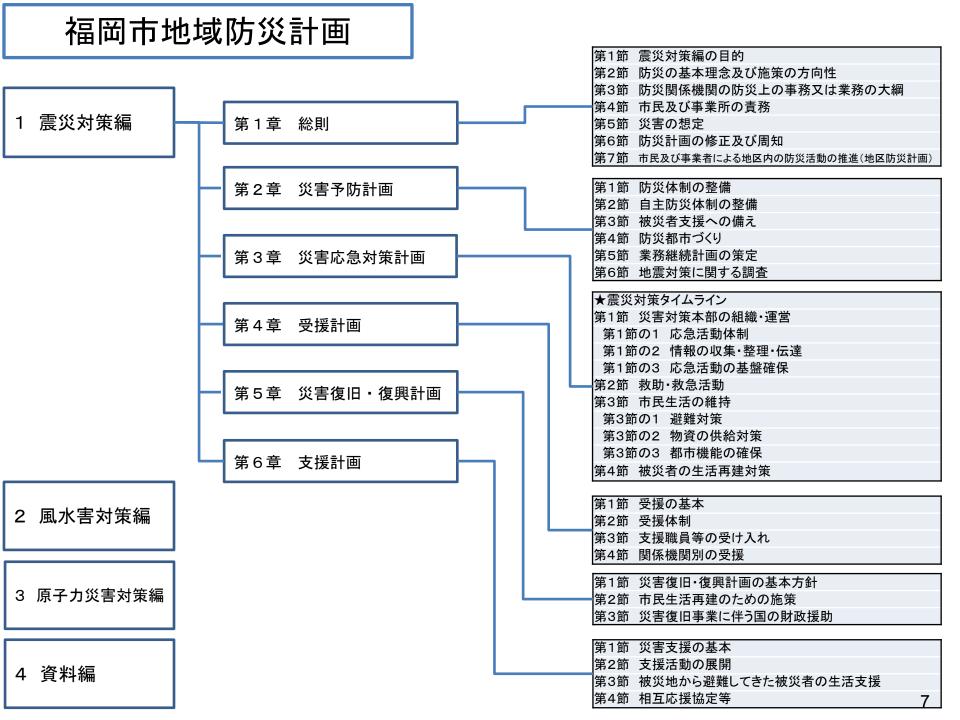
風水害対策タイムライン

	区 分	発災日-1日	発災日	発災日+1日	発災日+2日	発災日+3日~1週間	発災日+1週間~
	応急活動	・職員の動員 (第1~2配備) ・警戒本部の設置	・職員の動員(第3配備) ・対策本部の設置 ・区対策本部の設置 ・対策本部会議 ・投所内職員の応援処置				
災害対策本部等	情報の収集 ・整理 ・伝達	・避難準備の発令,伝達 ・避難勧告の発令,伝達 ・広報	・本部内,関係機関,市民, 報道機関等との情報共有 ・避難指示の発令,伝達 ・記者会見	・指定避難所以外の 避難者把握 ・安否情報の提供		・各種相談窓口の開設	
本部等	受援		・自衛隊への災害派遣要請 ・広域応援要請 (消防・水道) ・自衛隊の受入 ・広域消防の受入 ・広域警察の受入 ・広域警察の受入	・応援要請 (食料,医療) ・関係機関の受入		・災害ボランティアセン ターの開設, 運営	
	応急活動の 基盤確保		・警備体制の確立 ・輸送力の確保 ・交通規制				
:	救助・救急		・消防等による救命・救急 ・孤立者等の救出 ・行方不明者の捜索 ・救護所の開設,運営	・遺体の処置,			
击	避難対策	・避難所の開設, 運営 ・消防等による避難誘導	・開設避難所の拡大	•保健医療,助産活動	・市営住宅の提供 ・防疫活動		
市民生活維	物資供給		・物資集配所の開設, 運営 ・応急給水	・生活必需品の調達, 供給 ・救援物資の受入,供給			
推 持 ——	都市機能 確保			・し尿の収集処理 ・ライフラインの応急対策 ・死亡獣畜の処理 ・障害物の除去	・災害ごみの収集処理 ・応急教育対策	・在港船舶対策	
	被災者の 生活再建		・義援金の受入			・家屋の被害調査 ・り災証明の発行	・応急仮設住宅の 建設

支援計画タイムライン

	区分	発災日	発災日+1日	発災日+2日	発災日+3日~
	支援本部	・支援本部設置 ・リエゾン派遣 ・派遣職員への準備要請 ・支援計画立案	・支援本部会議 ・即応支援班の派遣 ・義援金の募集		・災害ボランティア支援
	救援物資		・市備蓄物資の配送 ・市民等からの救援物資受入		・物資集積拠点の運営支援
救急	消防活動	·消火活動,救助活動,救急活動			
医療	応急医療活動等		・医療・救護活動		・精神保健医療に関する活動 (DPAT)
	運営支援		・避難所運営等の支援		
避難所	保健·福祉·衛生		・避難所の衛生確保 ・被災者の健康管理 ・要支援者等の状況把握,支援		・聴覚障がい者等の支援
	動物愛護				・動物愛護に関する相談 ・愛玩動物の適正飼育
	上下水道	・応急給水活動・上水道施設の被害状況の把握	・上水道施設の復旧	・下水道施設の被害調査・復旧	
応急	急危険度判定				·被災建築物応急危険度判定 ·被災宅地危険度判定
	清掃対策		・災害廃棄物の状況調査		・廃棄物の収集・運搬,処分・し尿の収集・運搬,処分
	教 育			・学校施設の被害調査	·復旧·特別教育支援
	道路			・道路の被害調査・復旧 ・緊急輸送道路の確保	
インフラ	河川			・河川の被害調査・復旧	
	港湾			・港湾施設の被害調査・復旧	
	り災証明				・り災証明書の交付・発行 ・家屋被害認定調査
生活再建	仮設住宅				·応急仮設住宅建設支援
	避難者支援			・本市受入れ避難者への生活支援	

[※] 各活動を開始するタイミングを表記



第4章 受援計画(案)

第1節 受援の基本

第2節 受援体制

第3節 支援職員等の受け入れ

第4節 関係機関別の受援

《第4章 受援計画》

第1節 受援の基本

福岡市域において、地震や風水害等による大規模な災害が発生(以下「災害発生時」という。)し、福岡市単独での対応が困難な場合に、防災関係機関や他の自治体等からの支援を円滑に受けるための手順や体制等について定める。

第1 受援の基本的な考え方

災害発生時、福岡市業務継続計画に基づき、原則として全ての通常業務を停止し、市民の身体・生命を守るための災害応急業務に人的資源を集中的に投入する。

人的資源等に不足が生じる場合は受援計画(以下「本計画」という。)に基づき防災関係機関や自治体(当該団体の職員を以下「支援職員」という。)並びに企業・NPO等に支援を要請するとともに,順次通常業務を再開する。また、ボランティア等も積極的に活用する。

受援の際には,以下に配慮する。

- 1 支援要請に当たっては、可能な限り受援対象業務ごとに受援期間を明らかにする。
- 2 災害時支援協定の締結により、積極的に企業やNPO等の専門技術の導入を図る。

第2 受援計画の発動

福岡市災害対策本部(以下「本部」という。)が設置され、対策本部長(以下「本部長」という。)が必要と 認めた場合に本計画を発動し、防災関係機関等へ支援要請を行う。

第2節 受援体制

第1 受援調整にかかる体制

本部長が受援計画発動の決定を行った場合は、速やかに市全体の受援に関する事項を総括する「受援調整チーム」を本部内に設置する。

また、各部には受援対象業務の調整を行う担当を置く。

1 受援調整チームによる支援要請及び受援調整

受援調整チームの構成並びに役割は、以下のとおりとする。

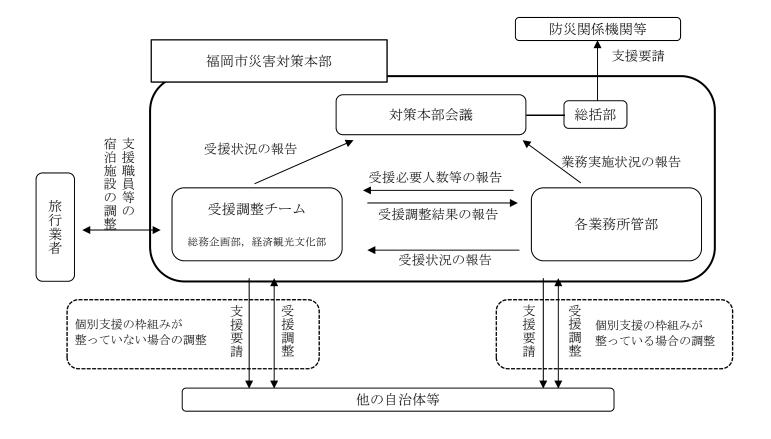
構成	役割		
	受援調整チームの総括に関すること		
	受援状況の把握・本部への報告に関すること		
総務企画部	個別の災害時相互支援協定で支援の枠組みが整っていない場合の支援要請及び		
	受援調整等に関すること		
	支援職員等の配置に関すること		
経済観光文化部	支援職員等の宿泊施設・活動拠点の確保に関すること		

2 各業務所管部による支援要請及び受援調整

県内の消防相互支援等、個別の災害時相互支援協定で支援の枠組み(以下「個別支援の枠組み」という。)が整っている業務については、各部で支援要請及び受援調整を行う。

ただし、受援調整の途中経過及び調整結果については、受援調整チームに随時報告するものとする。

【受援調整の流れ(概要)】



第2 受援対象業務

他の自治体等からの支援が必要となることが想定される業務は、次の表のとおり。

	受援対象業務	業務の概要	業務所管部	根拠
消防活動に関する業務		•消火活動, 救助活動, 救急活動	警備部	1
		・医療・救護活動		2
医療	支援に関する業務	援に関する業務 ・精神保健医療に関する活動		
		※DPAT で調整		3
救援	物資に関する業務	・物資集積拠点の運営	こども未来部	*
-	地のウクサダン=ナッツツ	·被災建築物応急危険度判定	A 学 数 士·· 数	4
放火	地の安全対策に関する業務	•被災宅地危険度判定	住宅都市部	5
	避難所運営に関する業務	・避難所運営等の支援	区災害対策本部	*
		・避難所の衛生確保		
		・被災者の健康管理		
避	保健・福祉・衛生に関する	・要支援者等の状況把握・支援		*
難	業務	・避難所における聴覚障がい者等の支援	保健福祉部	**
所		(ろうあ者相談、手話通訳者、盲ろう者	木)医怕红司	
		通訳介助員)		
	動物愛護に関する業務	・動物愛護に関する相談		6
	動物変遷に関する素格	・避難所における愛玩動物の適正飼育		7
		・応急給水活動		8
ライ	フライン復旧に関する業務	・上水道施設の被害調査・復旧	· 水道部	0
		・下水道施設の被害調査・復旧	道路下水道部	9
		・廃棄物の収集・運搬、処分		10
清掃	対策に関する業務	・し尿の収集・運搬、処分	環境部	11)
		・仮設トイレ等の確保・設置		12
粉杏	に関する業務 ・学校施設の被害調査・復旧		教育部	13
秋日	に関する未物	・特別支援教育支援	教自即	14)
		・道路の被害調査・復旧		
か丑	施設等の応急対策に関する	・緊急輸送道路の確保		*
業務		(応急措置, 迂回路の確保)	道路下水道部	* *
<i>**</i> 177		・河川の被害調査・復旧		
		・港湾施設の被害調査・復旧	港湾空港部	*
		・家屋被害認定調査	財政部	*
被災	者の生活再建に関する業務	・応急仮設住宅建設支援	住宅都市部	*
		・り災証明書の発行	区災害対策本部	*

※は、個別支援の枠組みが整っていないため、受援調整チームで支援要請及び受援調整を行う業務。なお、本表に記載のない業務は、受援調整チームで支援要請及び受援調整を行う。

本市が締結している自治体間における相互支援協定は、資料編「相互応援協力計画」(資料編〇ページ) を参照

<支援要請の根拠となる災害時相互支援協定等>

- ① 緊急消防援助隊:消防組織法第44条, 県内消防相互応援:消防組織法第39条, 福岡県消防相互応援協定, 福岡都市圏市町村消防相互応援協定
- ② 21 大都市災害時相互応援に関する協定
- ③ 災害対策基本法第 74 条, DPAT 活動要領
- ④ 被災建築物応急危険度判定要綱
- ⑤ 被災宅地危険度判定実施要綱
- ⑥⑦ 九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定、福岡県災害時ペット救護マニュアル
- ⑧ 日本水道協会地震等緊急時対応の手引き,九州九都市水道局災害時相互応援に関する覚書 大都市水道局災害相互応援に関する覚書
- ⑨ 下水道災害時における大都市間の連絡・連携に関するルール,下水道事業における災害時支援に関するルール

- ⑩ 大規模災害発生時における九州ブロック災害廃棄物対策行動計画,九州3指定都市災害廃棄物の処理における相互支援に関する協定,福岡都市圏域自治体間における一般廃棄物の処理に関する相互協定書,一般廃棄物収集運搬業者との災害時における災害廃棄物の収集・運搬に関する協定書,福岡県産業廃棄物協会との災害廃棄物の処理等に関する協定書
- 面 福岡都市圏域自治体間における一般廃棄物の処理に関する相互協定書
- ② 災害時における仮設トイレの設置に関する協定書、災害時における物資の供給に関する協定書
- ③ 災害対策基本法第67条
- ⑭ 災害対策基本法第67条

第3節 支援職員等の受け入れ

支援職員等の受け入れを円滑に実施するため、本計画において受援の手順や各部並びに受援調整チームの役割分担を明確にする。

なお、支援職員等の受け入れ実務の詳細は、「災害時受援業務マニュアル」にて定める。

第1 支援要請

1 支援要請の必要性の判断

各部長は,災害応急業務の実施にあたって,人的資源が不足する場合は,支援要請の必要性について,判 断する。

2 支援要請の決定

- (1) 防災関係機関並びに自治体等に支援要請を行う場合 防災関係機関並びに自治体等に支援要請を行う必要がある場合は、各部長からの報告に基づき、本部長 が決定する。
- (2) 企業・NPO 等に支援要請を行う場合 災害時支援協定等を所管する各部長が決定する。

3 支援要請の実施

- (1) 防災関係機関等に支援要請を行う場合 総括部から支援要請を行う。
- (2) 自治体に支援要請を行う場合
 - ① 個別支援の枠組みが整っていない業務 受援調整チームから支援要請を行う。
 - ② 個別支援の枠組みが整っている業務 各業務所管部から支援要請を行う。
- (3) 企業・NPO 等に支援要請を行う場合 災害時支援協定の運用担当部から支援要請を行う。

4 支援要請の報告

市全体の支援要請状況は、受援調整チームが取りまとめ、総務企画部長が本部長に報告する。

第2 受入れの準備

1 支援職員等への事前説明の実施

支援職員等が本市に到着後, すみやかに業務に従事できるよう, 受援対象業務所管課(以下「受援課」という。) は業務マニュアルや業務遂行に必要な資料の整備に努め, 当該マニュアル等を事前に電子メール等で支援職員等派遣団体に送付する。

2 派遣内容の把握

受援課は、事前に支援職員の人数、到着時期、到着場所、宿泊場所並びに携行品等を把握する。

3 支援職員等の宿泊場所の確保

- (1) 旅行業者による確保
 - ① 個別支援の枠組みが整っていない業務 受援調整チームが災害時支援協定に基づき、旅行業者に宿泊施設の確保を要請する。
 - ② 個別支援の枠組みが整っている業務 受援対象業務所管課からの要請があれば,受援調整チームが災害時支援協定に基づき,旅行業者に宿 泊施設の確保を要請する。
- (2) 市保有施設等での確保

上記によっても宿泊施設が不足する場合は、宿泊可能な市の施設等をもって充てる。

4 支援職員等の食料及び燃料の確保

支援職員等が本市で災害応急業務に従事する際に必要な食料及び燃料については、原則として当該職員を 派遣する団体が確保することとし、支援要請を行う際にその旨を当該団体に伝える。

5 支援職員等の活動に要する資機材等の確保

支援活動に必要な資機材等については、活動内容に応じて各部において準備する。

6 支援職員等の活動拠点の確保

支援職員等が活動する執務スペースや待機場所については、各部において所管施設等を活用して確保する。 ただし、各部による確保が困難な場合は、受援調整チームと協議の上、確保する。

第3 受援による業務の実施

1 支援職員等への配慮

支援職員等が災害応急業務に従事するに当たっては、支援職員等に任せきりにすることなく、本市職員のリーダーシップのもとに業務に従事するよう配慮する。

2 支援職員等との情報共有

受援課は,原則として毎日,朝礼やミーティングを実施し,支援職員等に対して,業務内容の指示や情報 共有を行う。

3 支援職員等の業務管理

受援課は、支援職員等による業務の実施状況を十分に把握し、業務量及び必要人員を勘案し、必要に応じて、支援職員等の追加要請や業務内容の変更を検討する。

4 支援職員等の交代にかかる対応

受援課は、支援職員等の交代に際して、適切に引継ぎが行われるよう、情報共有等に十分配慮する。

5 受援状況の報告

市全体の受援状況は、受援調整チームが取りまとめ、総務企画部長が本部長に報告する。

第4 受援の終了

1 受援終了の判断

各部長は、災害応急業務の実施にあたって必要な人員が充足するなど、受援の必要がなくなる見込みとなった場合は、受援終了の判断を行う。

2 受援終了の決定

- (1) 防災関係機関並びに自治体等に支援要請を行った場合 各部長からの報告に基づき、本部長が決定する。
- (2) 企業・NPO 等に支援要請を行った場合 各部長が決定する。

3 受援終了の報告

市全体の受援終了の状況は、受援調整チームが取りまとめ、総務企画部長が本部長に報告する。

4 支援要請先への受援終了の連絡

- (1) 防災関係機関等に支援要請を行った場合 総括部から受援終了の連絡を行う。
- (2) 自治体に支援要請を行った場合
 - ① 個別支援の枠組みが整っていない業務 受援調整チームから受援終了の連絡を行う。
 - ② 個別支援の枠組みが整っている業務 各業務所管部から受援終了の連絡を行う。
- (3) 企業・NPO 等に支援要請を行った場合 災害時支援協定の運用担当部から受援終了の連絡を行う。

第5 費用負担

- 1 受援にかかった費用については、各業務所管部が負担する。
- 2 予備費の活用等、財源調整については、財政部と行う。

第4節 関係機関別の受援

第1 自治体等

1 自治体

自治体への支援要請は、例えば避難所運営支援業務については1ヶ月以内を目安とする等、可能な限り業務に応じて期限を明示して行う。

2 国による代行

国は、被災により、福岡市及び福岡県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため福岡市に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、福岡市に代わって行うものとする。

3 県による代行

福岡県は、県域に係る災害が発生した場合において、被災により福岡市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため福岡市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、福岡市に代わって行うものとする。

4 国による広域一時滞在の協議

国は、福岡市及び福岡県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を福岡市に代わって行うものとする。また、福岡市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、福岡市からの要求を待ついとまがないときは、福岡市の要求を待たないで、福岡県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行うものとする。

第2 自衛隊

福岡市全域にわたって被害が生じ、市の活動のみでは対応が困難な場合に、派遣要請を行う。家屋の倒壊、構造物の破損等があるとき等、甚大な被害が把握された場合には、被害状況の詳細が把握・集約されない時点においても、全体の被害状況を推測して派遣要請を行う。

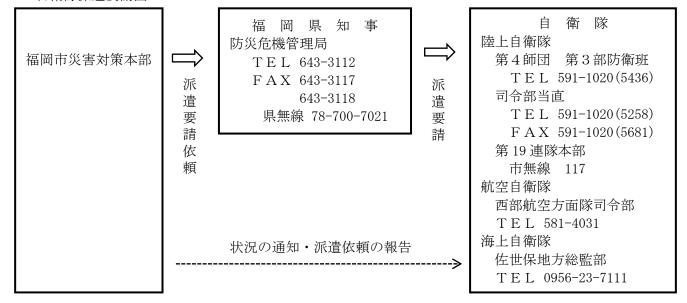
1 派遣要請の基準

- (1) 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ、自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

2 派遣要請依頼手続

(1) 要請系統

自衛隊派遣要請図



- (2) 自衛隊の派遣を必要とすると判断したときは、本部長の指示により直ちに福岡県知事(県防災危機管理局)に自衛隊の災害派遣を依頼する。
- (3)福岡県知事へ依頼する場合は、次の次項を電話又は口頭により明確にする。文書による依頼は、電話又は口頭による依頼の後に整える。
 - ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - ② 派遣を希望する期間
 - ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ④ その他参考となるべき事項
- (4)福岡県知事へ派遣の依頼を行ったときは、陸上自衛隊第4師団(第3部防衛班)へもその旨を連絡する。この場合において、必要に応じて、その旨及び必要とする地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。
- (5) 福岡県知事へ依頼することが困難である場合は、直接陸上自衛隊第4師団 (第3部防衛班) に対し、福岡県知事へ依頼することができない旨及びその時点での災害の状況等を連絡する。

3 自衛隊への情報提供等

- (1) 市域内で震度5弱以上の地震若しくはそれに相当する災害が発生したときは、自衛隊の派遣要請を行うか否かにかかわらず、次の事項を陸上自衛隊第4師団(第3部防衛班)に連絡する。
 - ① 地震等の災害発生の事実
 - ② その時点で把握している被害状況
 - ③ 本市の対応状況
 - ④ 後ほど派遣要請を行う場合があること
 - ⑤ 偵察等の事前対応の可否
- (2) 事態の推移に応じて、逐次自衛隊との連絡を行うものとする。

4 自衛隊の活動内容

- (1) 地震等発生時の活動
 - ① 連絡班及び偵察班の派遣

ア 連絡班

速やかに市役所及び各区役所へ連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。また、状況によっては通信班を派遣し通信の確保を図る。

イ 偵察班

災害発生予想地域に対しては,数組の偵察班を派遣し,現地の状況を偵察すると共に連絡に当たる。 なお,気象庁等から震度5弱以上の地震発生との情報を得た場合は,速やかに航空機等を使用して, 当該地震の発生地域及びその周辺について,目視等による情報収集を行う。

- (2) 災害発生後の活動
 - ① 被害状況の把握

福岡県知事等から要請があったとき,又は指定部隊等の長が必要と認めるときは,車両,艦船,航空機等により偵察を行う。

② 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送を行う。

③ 被災者等の捜索救助

死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して捜索活動を行う。

④ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、所要の水防作業を行う。

⑤ 消防活動

利用可能な消火,防火用具をもって消防機関に協力して消火に当たるが,消火薬剤等は通常,市町村等の提供するものを使用する。

⑥ 道路又は水路の応急啓開

道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合、これらの啓開又は除去に当たる。

⑦ 救援物資の緊急輸送

被災者が避難所等で生活するために必要不可欠な救援物資等の緊急輸送を実施する。

⑧ 応急医療,救護及び防疫

特に要請があった場合には、被災者に対し応急医療、救護及び防疫の支援を行う。ただし、薬剤等は 通常、市町村等の提供するものを使用する。

9 人員の緊急輸送

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、緊急患者・医師その他救援活動に必要な人員の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

⑩ 炊飯又は給水

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は,被災者に対し,炊飯又は給水を行う。

① 危険物の保管及び除去

特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等 危険物の保安措置及び除去を実施する。

② その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力上対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(3) 陸・海・空自衛隊の連携

災害派遣において、陸・海・空自衛隊のうち、いずれか2つ以上の部隊等が活動する場合は、相互の連携を密にし効率的かつ効果的な実施を図る。

5 派遣部隊

- (1) 災害派遣対象主要資器材(資料編○頁)
- (2) 要請者側の準備する主要資器材の基準(資料編 頁)
- (3)派遣部隊名(資料編○頁)

6 派遣部隊等の活動調整・受入

(1) 災害救援活動の調整

自衛隊の派遣部隊の活動の調整は、災害対策本部を通じて行い、細部については活動内容に応じて各部において行う。

(2)派遣部隊の拠点

派遣部隊の野営地等の活動の拠点は、被害が軽微な地域に存する公園、港湾緑地グラウンド、その他の空地又は宿泊可能な市の施設等をもって充てる。

(3)活動に要する資機材等

派遣部隊の活動に必要な資機材については、活動内容に応じて各部において準備する。

第3 企業・NPO、ボランティア

企業・NPO等に業務委託することで、企業等が持つ人材やノウハウ等の資源を効果的に活用する。また、個人からの協力の申し出や企業からの無償支援の申し出などのボランティア等も積極的に活用する。

1 企業・NPO等

(1)人的支援にかかる協定(自治体等を除く)

支援分野	相手方	支援の概要
消防	ライフライン関係企業等	都市ガス, LPガスに起因する被害拡大の防止等 消防活動に障害となる物件等の除去
医療救護	医療関係団体	避難所等への救護班の派遣、犬・猫への救護活動等
給 水	水道関係企業等	応急給水、断水等の復旧等
水防	土木関係団体等	防災活動の実施
環境	環境関係団体	災害廃棄物の収集・運搬
輸送	物流関係企業等	物資集積拠点における荷捌きの指導,物資の輸送等 被災者・支援職員・災害ボランティア等の輸送
遺体処理	葬祭関係団体	遺体安置施設の提供,遺体収容・安置に必要な資機材等の提供, 遺体の搬送
宿泊施設 確 保	旅行業者	支援職員等の宿泊施設の確保
ボランティア	福祉関係団体等	災害ボランティアセンターの運営, ノウハウを持った人材の派 遺等
生活再建	金融関係団体等	「住宅相談窓口」の開設,各種被災者支援相談窓口の設置等

(2) 物的支援にかかる協定(自治体等を除く)

支援分野	相手方	支援の概要				
物資供給	各種小売業者等	飲料水・食料・生活必需品,資機材等の供給等				
その他 物資供給	各種小売業者等	緊急車両への優先的な燃料供給,地図製品の供給等				
仮設トイレ	資機材レンタル企業	仮設トイレの供給及び搬送、設置				
避難所等	各種施設管理者	保有施設の提供等				
帰宅困難 者支援等	各種施設管理者	保有施設の提供,食料等の供給				
通信	各種通信設備管理者	対策本部の通信設備の優先利用				

※ 本市が企業等と締結している協定は、資料編「給水計画」「生活必需物資等供給協定」「施設等提供協力協定」「医療及び助産計画」「防疫計画」「死体の捜索及び収容埋葬計画」「水防計画」「消防計画」「参考資料」を参照。

2 ボランティア等

(1) 災害ボランティアセンター

個人・団体からの災害ボランティアの申し出については、災害ボランティアセンターで受け付ける。

① 災害ボランティアセンターの設置・運営

災害が発生し、ボランティアの支援の必要性があるときは、「災害時におけるボランティア活動に関する協定書」(資料編 ○ 頁)に基づき、本部と市社会福祉協議会で協議し、災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターの運営については、市社会福祉協議会を主体とし、本部と連携を図りながら、各種団体、個人ボランティアの協力を得て行う。

② 設置場所

災害ボランティアセンター本部は、原則として福岡市市民福祉プラザ内(市社会福祉協議会)に設置する。

- ③ 所掌事務
 - ア 本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整に関すること
 - イ ボランティア需給状況の把握及び調整に関すること
 - ウ ボランティア募集等の情報発信
 - エ センター及びボランティアに関する各種相談、問い合わせに関すること
 - オ ボランティア活動に必要な資機材等の調達に関すること
 - カ 関係機関及び団体等との連絡調整及び市外の社協職員応援の要請に関すること
 - キ その他、センター運営にあたり必要と認められる業務
- ④ 一般ボランティア (特別の資格,技能等を要しないボランティア) への対応 災害ボランティアセンターは、被災地のニーズに応じて、活動調整を行う。

(活動例示)

- ア ボランティアニーズの把握・活動調整
- イ 避難所(指定避難所以外の場所を含む)運営の補助
- ウ 物資の仕分け・配送・分配の補助
- エ 炊き出しの補助
- オ 給水活動の補助
- カ 避難者の介助,支援(在宅避難者等を含む)
- キ 清掃、家屋等の片づけ、引っ越し手伝い
- (2) 災害ボランティアセンター・サテライト

災害ボランティアセンターは、被災状況に応じ、区にサテライトを設置する。災害ボランティアセンター・サテライトは、主として地元中心のコーディネートとし、各区災害対策本部と連携して活動調整を行うものとする。

また、活動内容等については、必要に応じ、災害ボランティアセンター本部へ報告する。

(3) 日赤奉仕団

① 協力の依頼

ア 災害救護に関する奉仕その他社会福祉施設及び援護を要する者への奉仕等を目的として設置されている日赤奉仕団に協力を依頼する。

イ 日赤奉仕団の協力依頼は、日赤福岡市地区本部事務局、日本赤十字社福岡県支部等を通じて行う。

連絡先	所 在 地	電 話	
日赤福岡市地区本部	福岡市中央区天神1丁目8-1	711-4947	
日赤福岡県支部	福岡市南区大楠3丁目1-1	523-1171	

② 協力内容

ア 被災者への炊き出し

イ 清掃等

ウ その他の救護活動

(4) 避難所サポートチーム・福岡(避難所運営支援エキスパート)

避難所運営を支援する災害ボランティアの協力を得る。

(5) 日本財団

「防災・減災に関する連携協定」(資料編○頁) に基づき, 災害ボランティアセンター等の運営支援を受ける。

(6) その他

① 各種ボランティア

災害ボランティアセンターで受け付けを行わない各種ボランティアについては、本部(総括部ボランティア班)が、福岡市NPO・ボランティア交流センター等と連携し、各災害応急業務の所管部と活動調整を行う。

② 企業等からの無償支援

企業からの無償の人的・物的支援について受け入れる。

第6章 支援計画(案)

★ 支援計画タイムライン

第1節 災害支援の基本

第2節 支援活動の展開

第3節 被災地から避難してきた被災者の生活支援

第4節 相互応援協定等

支援計画タイムライン

発災日+3日~	・災害ボランティア支援	・物資集積拠点の運営支援		・精神保健医療に関する活動 (DPAT)		・聴覚障がい者等の支援	・動物愛護に関する相談 ・愛玩動物の適正飼育		·被災建築物応急危険度判定 ·被災宅地危険度判定	・廃棄物の収集・運搬,処分・し尿の収集・運搬,処分	•復旧•特別教育支援				・り災証明書の交付・発行・家屋被害認定調査	· 応急仮設住宅建設支援	
発災日+2日								・下水道施設の被害調査・復旧			・学校施設の被害調査	・道路の被害調査・復旧 ・緊急輸送道路の確保	・河川の被害調査・復日	・港湾施設の被害調査・復旧			
発災日+1日	・支援本部会議 ・即応支援班の派遣 ・義援金の募集	・市備蓄物資の配送 ・市民等からの救援物資受入		·医療·救護活動	・避難所運営等の支援	・避難所の衛生確保 ・被災者の健康管理 ・要支援者等の状況把握,支援		・上水道施設の復旧		・災害廃棄物の状況調査							
発災日	・支援本部設置 ・リエゾン派遣 ・バ遣職員への準備要請 ・支援計画立案		•消火活動,救助活動,救急活動					・応急給水活動 ・上水道施設の被害状況の把握									
区分	支援本部	救援物資	消防活動	応急医療活動等	運営支援	避難所 保健・福祉・衛生	動物愛護	上下水道	応急危険度判定	清掃対策	教育	盟則	三原	港湾	り災証明	仮設住宅	新全字攝概
			救急	医療		避難所			烫				インフラ			年二世	

※ 各活動を開始するタイミングを表記

《第6章 支援計画》

第1節 災害支援の基本

市域外において震度6弱以上の地震又はそれに相当する災害(以下「大規模災害」という。)が発生した際、被災自治体に対する支援、避難者の受入れ・生活支援等に迅速かつ円滑に取り組むため、災害支援の際の手順や体制等について定める。

第1 災害支援の基本的な考え方

- 1 災害時応援協定や本市の判断により、被災自治体に対する支援を実施する。
- 2 発災当初は、被災地の状況に応じたプッシュ型の支援を実施する。
- 3 被災自治体の負担を最小限とするため、自己完結型支援を基本とする。
- 4 九州市長会、その他の災害支援の枠組みと連携・協力しながら支援を実施する。

第2 福岡市災害支援本部等

1 情報収集態勢

被災地の被災状況及び支援の必要性等について情報を収集するため情報収集態勢をとる。

- (1)配備熊勢
 - ① 責任者 市民局防災・危機管理課長
 - ② 配 備 市民局防災・危機管理課職員2名
- (2) 配備基準
 - ① 九州で震度5強の地震発生時
 - ② 市域外で災害により甚大な被害が発生又は発生の恐れがある場合
- (3)情報収集態勢の廃止

被災自治体への支援の必要性がないと判断された場合

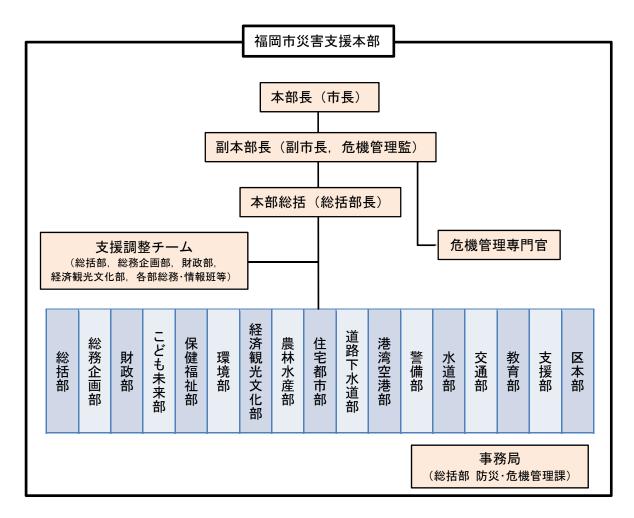
2 支援本部

(1) 支援本部の設置

災害時応援協定等又は本市の判断により全庁を挙げての被災自治体への支援が必要となった場合,福岡市支援本部(以下「支援本部」という。)を設置する。

- (2) 設置基準
 - ① 九州で震度6弱以上の地震発生時
 - ② 市域外で災害により甚大な被害が発生し、支援の必要があると判断されるとき
- (3) 支援本部の組織
 - ① 市長を本部長とし、副市長及び危機管理監を副本部長とする。
 - ② 支援本部に、部及び区本部を置く。
 - ③ 支援本部に支援調整チームを設置する。
 - ④ 支援本部の事務局は、総括部(防災・危機管理課)に置く。
- (4) 支援本部会議
 - ① 本部長、副本部長、各部長、区本部長、その他本部長が認めるもので構成する。
 - ② 被災地の被災状況及び支援内容について情報を共有し、支援活動の方針等について決定する。
- (5) 支援本部会議の協議事項
 - ① 災害時応援協定等又は本市の判断による支援の実施について
 - ② 支援内容について
 - ③ 人的支援について(派遣職員数,期間等)
 - ④ 物資支援について(品目,数量,市民からの受入期間等)
 - ⑤ 被災地から避難してきた被災者の生活支援について
 - ⑥ その他,災害支援に関する必要な事項
- (6) 支援本部の廃止

全庁を挙げての被災自治体への支援の必要がなくなった場合



3 リエゾン(情報連絡員)

(1) リエゾンの派遣

市域外で大規模災害が発生した場合、被災地等の状況を把握するため、必要に応じリエゾン(情報連絡員)を派遣する。

- (2) リエゾンの役割
 - ① 被災地における情報収集及び支援ニーズ等の把握
 - ② 被災地に派遣されている関係機関の職員との連絡調整

4 市災害対策本部が設置されている場合の対応

本市が被災し、市災害対策本部が設置されている場合は、本市における応急対策に専念する必要があることから、原則として被災自治体に対する支援は行わないこととする。

ただし,本市内の被害及び応急対策の状況を勘案し,支援が可能と判断される場合は,この限りではない。

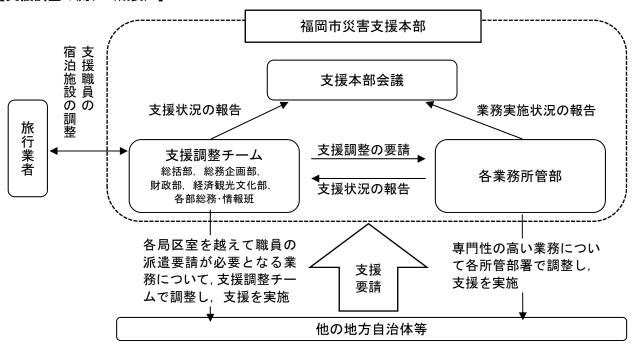
第3 支援調整にかかる体制

被災自治体に対する支援を迅速かつ円滑に実施するため,支援本部内に支援調整チームを設置し職員の派遣等に向けた準備及び調整を行う。

1 支援調整チームの構成・役割

	•
構成部	役割
総括部	・被災状況の収集,整理,伝達に関すること ・全市の支援状況の把握に関すること
総務企画部	・市長会等の災害時における応援協定等の調整に関すること ・支援職員の確保・調整に関すること (物資、避難所、り災証明発行業務等)
財政部	・職員派遣車両に関すること ・庁舎の利用調整に関すること
経済観光文化部	・支援職員の宿泊施設の確保に関すること
各部総務・情報班(総務班) 及び議会事務局班	・各局区室における支援職員の確保に関すること ※道路下水道部、警備部、水道部を除く

【支援調整の流れ(概要)】



2 勤務時間外又は休日等における支援調整チームの参集連絡方法

市域外において大規模災害が発生し、被災地支援が必要となる場合は、支援調整チームの職員に対し電子メール及びその他適当な方法により参集の連絡を行う。

参集の連絡を受けた職員は、自所属に登庁し、被災地への職員派遣に関する業務に従事する。具体的な運用については、「被災地への職員派遣マニュアル」に定める。

第3 支援活動に要した費用

災害時応援協定等で被災地支援の枠組みが整っている支援に要した費用については、各所管部が負担する。 それ以外の支援に要した費用については、総括部が負担する。

第2節 支援活動の展開

第1 支援職員の派遣

1 被災自治体への支援が予想される主な業務

(1) 支援調整チームで派遣調整を行う業務

17 人族病臣2 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7					
支援業務	業務の概要				
即応支援業務	・物資搬送を中心とした避難所支援				
救援物資に関する業務	・物資集積拠点の運営支援				
避難所に関する業務	・避難所運営等の支援				
り災証明に関する業務	・り災証明書の受付・発行				
その他必要な業務					

[※]支援調整チームは、全市の支援業務を統括する。

(2) 各所管部署で派遣調整を行う業務

支援業務		業務の概要	所管部署
消防	活動に関する業務	・消火活動,救助活動,救急活動	警備部
医療支援に関する業務		・医療・救護活動 ・精神保健医療に関する活動(DPAT で調整)	保健福祉部
被災地の安全対策に 関する業務		・被災建築物応急危険度判定 ・被災宅地危険度判定	住宅都市部
避難所	保健・福祉・衛生 に関する業務	・避難所の衛生確保・被災者の健康管理・要支援者等の状況把握,支援・避難所における聴覚障がい者等の支援 (ろうあ者相談,手話通訳者,盲ろう者通訳介助員)	保健福祉部
	動物愛護に関する 業務	・動物愛護に関する相談 ・避難所における愛玩動物の適正飼育	
	フライン復旧支援	・応急給水活動・上水道施設の被害調査・復旧	水道部
に民	する業務	・下水道施設の被害調査・復旧	道路下水道部
清掃対策に関する業務		・廃棄物の収集・運搬,処分・し尿の収集・運搬,処分・仮設トイレ等の確保・設置	環境部
教育に関する業務		・学校施設の被害調査・特別支援教育支援	教育部
公共施設等の応急対策 に関する業務		・道路の被害調査・復旧・緊急輸送道路の確保(応急措置,迂回路の確保)・河川の被害調査・復旧	道路下水道部
		・港湾施設の被害調査・復旧	港湾空港部
被災	そ者の生活再建に	・家屋被害認定調査	財政部
関する業務		・応急仮設住宅建設支援	住宅都市部

※被災自治体等からの支援要請に基づき、記載のない業務についても必要に応じて支援職員の派遣を行う。

2 支援業務の調整

(1) 支援調整チームによる調整

各局区室を越えて支援職員の要請が必要となる業務は、支援調整チームで調整を行う。

- ① 大規模災害発生時に速やかに支援活動が実施できるよう、事前に支援職員を指定する。
- ② 支援職員派遣の実施又はその可能性がある場合は、局区室総務担当課を通じて、事前に指定している職員に派遣準備を要請する。
- ③ 具体的な派遣要領については、「被災地への職員派遣マニュアル」に定める。

- (2) 各所管部署による調整
 - ① 専門性の高い業務については、各所管部署で調整を行う。
 - ② 各所管部署は、支援状況について、支援調整チームに報告する。

3 支援職員派遣における留意事項

- (1)支援職員の宿泊場所を確保するなど、支援職員が被災地において円滑に支援活動が実施できるよう配慮する。
- (2) 支援職員を派遣する際は、支援業務の内容、目的、被災地の状況及び携行品等について明示する。
- (3)支援職員の携行品等については、被災地の被害状況や気候等を勘案し、品目(食料、水、寝具など)を 決定する。
- (4) 支援職員の体調管理やメンタルケア等の健康管理に配慮する。

第2 救援物資の提供

支援調整チームは、被災地において、食料、飲料水、生活物資等が不足し、現地での調達が困難な場合は、 被災自治体のニーズを把握した上で必要な物資を確保し、被災地に輸送する。

1 備蓄物資の活用

被災自治体のニーズを踏まえ、本市の備蓄物資から提供可能なものを確保する。

(例) 飲料水,レトルト米,パン,白粥,ゼリー飲料,携帯トイレ,歯ブラシ,紙オムツ,生理用品,アルミブランケットなど

2 市民からの物資の受入れ

被災自治体のニーズを踏まえ,品目及び受入期間を指定したうえで,市民等からの救援物資を受け付ける。 受入場所候補地 埋蔵文化財センター月隈収蔵庫(博多区月隈 1-13-17)

(例) ウェットティッシュ,トイレットペーパー,タオル,栄養補助食品,ペットボトルの水 (500ml),おむつ (こども用,大人用),生理用品,毛布など

3 救援物資の輸送

本市所有車両の活用を始め、協定締結事業者による輸送及び NPO 等の協力を得て輸送する。

4 企業等からの申し出に対する対応

企業等から物資提供の申し出があった場合は、被災地における受け入れ先を調整し、申し出のあった企業に直接、被災地へ輸送してもらうこととする。

第3 義援金の募集

被災者の生活再建に寄与するため、義援金の募集を実施し、被災自治体に送達する。

第4 企業、NPO、ボランティア等との連携

- (1) 民間企業やNPO等との連携により、効果的な支援を行う。
- (2) NPO・ボランティア交流センター(あすみん)を活用し、ボランティアを募集するなど、被災地支援を行う。

第3節 被災地から避難してきた被災者の生活支援

被災地から避難してきた被災者等への支援が予想される項目は、次のとおり。 なお、必要に応じて記載されていない支援項目についても実施する。

第1 支援項目

	支援項目	支援内容	所管部署	
1	住宅の確保に関すること	・市営住宅への入居	住宅都市部	
	学校・保育施設等への	・市立学校への受入れ		
2	受入れに関すること	・保育施設・幼稚園等の利用 ・保育所での一時預かりの利用 ・留守家庭子ども会への受入れ	こども未来部	
3	母子等に関すること	・母子健康手帳の交付・妊婦健康診査・乳幼児健康診査・子どもの心のケアに関する相談	こども未来部	
4	健康、医療に関すること	・健康相談等の実施 ・医療機関等への受診時の被保険者証等の免除 ・予防接種	保健福祉部	
5	高齢者に関すること	・高齢者に関する相談 ・介護保険サービスの利用	保健福祉部	
6	障がい者に関すること	・障がい者に関する相談	保健福祉部	
7	被災者の就労や 被災企業に関すること	・就労相談 ・被災企業向け相談	経済観光文化部	
	7 0 11 0 + 15	・リユース家具、衣類、指定ごみ袋の提供	環境部	
8	その他の支援	・生活相談等の総合相談窓口の設置	総括部	

第4節 相互応援協定等

本市が締結している自治体間における災害時相互応援協定等については、資料編「相互応援協力計画」を参照。

平成30年度版

福岡市地域防災計画修正案

- 1 震 災 対 策 編(1頁~29頁)
- 2 風 水 害 対 策 編(30頁~61頁)
- 3 原子力災害対策編(62頁~65頁)

福岡市地域防災計画(震災対策編)修正案

	恒则巾地域防火計画(辰火对泉柵)修正来								
頁	章節	現行	修正案	修正理由					
	目次	第1章 総 第1節 震災対策編の目的 第2節 防災の基本理念及び施策の方向性 第3節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱 第4節 市民及び事業所の責務 第5節 災害の想定 第6節 防災計画の修正 第7節 計画の周知徹底 第8節 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進(地区防災計画)	第1章 総 第1節 震災対策編の目的 第2節 防災の基本理念及び施策の方向性 第3節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱 第4節 市民及び事業所の責務 第5節 災害の想定 第6節 防災計画の修正及び周知 (第6節に統合) 第7節 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進(地区防災計画)	タイムラインに整合					
		第2章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第2節 自主防災体制の整備 第3節 被災者支援対策 第4節 防災都市づくり 第5節 津波災害予防 第6節 液状化対策 第7節 業務継続計画の策定 第8節 地震対策に関する調査	第2章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第2節 自主防災体制の整備 第3節 被災者支援 <u>への備え</u> 第4節 防災都市づくり (第4節に統合) (第4節に統合) (第4節に統合) 第5節 業務継続計画の策定 第6節 地震対策に関する調査						
		第 3 章 災害応急対策計画 第 1 節 応急活動体制 第 2 節 情報の収集・伝達 第 3 節 災害時の広報 第 4 節 消防活動 第 5 節 救出・救急対策 第 6 節 応急医療救護 第 7 節 避難対策 第 8 節 物資の供給・輸送対策 第 9 節 警備・交通対策 第 11 節 被災地の安全対策 第 11 節 被災者の生活再建対策 第 11 節 被災者の生活再建対策 第 11 節 支。性健衛生対策 第 15 節 防疫・保健衛生対策 第 16 節 清掃対策 第 16 節 清掃対策 第 17 節 行方不明者の捜索,遺体の処置・埋火葬 第 18 節 応急教育対策 第 19 節 危険物施設等の応急対策 第 20 節 津波・水防対策 第 20 節 津波・水防対策 第 22 節 ライフライン施設の応急対策 第 22 節 市民生活再建のための施策 第 3 節 災害復旧・復興計画 第 2 節 市民生活再建のための施策 第 3 節 災害復旧事業に伴う国の財政援助	第3章 災害応急対策計画 ★震災対策タイムライン (別添資料) 第1節 災害対策本部の組織・運営 第1節の2 情報の収集・整理・伝達 第1節の3 応急活動体制 第1節の3 応急活動の基盤確保 第2節 救助・救急活動 第3節 市民生活の維持 第3節の1 避難対策 第3節の2 物資の供給対策 第3節の2 物資の供給対策 第3節の2 物質の機能の確保 第4節 被災者の生活再建対 第1節 受援計画(新設) (別添資料) 第1節 受援機員等の受け入れ 第4節 関係機関別の受援 第5章 災害復旧・復興計画の基本方針 第2節 支援計画の表別の施策 第3節 災害復旧・復興計画の基本方針 第2節 可民生活再建のための施策 第3節 災害復旧・復興計画の基本方針 第2節 可民生活再建のための施策 第3節 災害復旧・復興計画の基本方針 第2節 支援計画(新設) (別添資料) ★支援計画タイムラオン 第1節 災害支援の基本 第2節 支援活動の展開						
			第3節 被災地から避難してきた被災者の生活支援 第4節 相互応援協定等						

頁	章節	現行	修正案	修正理由
2	章節 第1章 総則 第2節 防災の基本理念及び施策の 方向性	第2節 防災の基本理念及び施策の方向性 防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、稠密な人口、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ我が国の、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。 また、大規模な災害の発生をハード対策で完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。 災害対策の実施に当たっては、国、指定公共機関等と相互に密接な連携を図るものとする。併せて、市民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、福岡市、公共機関、事業者、市民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。	修正案 第2節 防災の基本理念及び施策の方向性 (削除) 1 基本理念 「共創による防災先進都市・福岡をめざして」 ① 共創:顔の見える関係を基盤にした市民、企業、NPOとの共創による取組 ② 広域:適切な受援およびWITH THE KYUSHUの視点に立った広域支援 ③ チャレンジ:ICTをはじめとする最新の知見を活用した不断の改善, 挑戦 ④ ユニバーサル:要支援者、外国人、女性、LGBTなどすべての人に対する適切な配慮 2 取り組みの方向性 ① ハードとソフトの組み合わせによる予防対策 ② 被災者の個別の特性、ニーズに応じた応急対策 ③ 速やかな生活再建(復旧・復興)	熊本地震を踏まえた見直し
		1 周到かつ十分な災害予防 (1)基本理念 2 迅速かつ円滑な災害応急対策 (1)基本理念 ② 被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応するととも に、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者に配慮するなど、被	3 予防対策 (1) 基本的な考え方 4 災害応急対策 (1) 基本的な考え方 2 被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、性的指向・性自認、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。 5 復旧・復興 (1) 基本的な考え方	「性的マイノリティに関する 支援方針」による
8	第1章 総則 第3節 防災関係機関の防災上の事務 又は業務の大綱	2 事務の大綱 (8) 指定地方公共機関 公益社団法人福岡市医師会 災害時における医療、助産に関する事項 公 益 社 団 法 人 福 岡 県 看 護 協 会 災害時における医療、助産に関する事項	2 事務の大綱(8)指定地方公共機関 一般社団法人福岡市医師会 災害時における医療、助産に関する事項 公益社団法人 び害時における医療、看護に関する事項 公益社団法人 災害時における医療、看護に関する事項	文言修正

頁	章節	現行	修正理由
	第1章 総則 第5節 災害の想定	3 福岡市に影響を及ぼすと想定される県内の活断層の位置及び評価 (1) 国等における県内の活断層の評価 現在、福岡市に影響を及ぼすと想定される県内の活断層については、 存在が確認されている主なものとして、警固断層北西部、警固断層南東 部、小倉東断層、福智山断層、水縄断層、宇美断層があり、 それぞれの活断層の国等における評価は下表のとおりである。想定地震	福岡県地域防災計画の修正に よる
		<u>の</u> 震源断層の位置及びパラメータは、(2)及び(3)のとおりである。 る。 活断層名 警園断層 警園断層 等園断層 本郷断層 本郷断層 字美断層 (九高勢) 小倉東断層 福警山 断層 本郷断層 字美断層 (九高勢) 小倉東断層 (九高勢) (九高秀)	
		括照の長さ 2.5 km ^{※②} 2.7 km ^{※②} 2.7 km ^{※②} 2.0 km ^{※③} 2.0 km ^{※③} 2.6 km ^{※②} 2.6 km ^{※②} 1.8 km ^{※③} 2.6 km ^{※②} 2.5 km ^{※③} 2.5 km ^② 2.5 km ^② 2.5 km 2.7 km 2.5 km 2.7 km 2.8	
11		マグニチュード 7.0*** 7.2*** 6.9*** 7.0*** 7.3*** 7.2*** 6.9*** 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
		平均的な	
		放射がり 西方冲の地震 ~3,400年前 ※2 ※2 ※2 ※2 ※2 ※2 ※2 ※	
		Table	
	第1章 総則 第5節 災害の想定	3 福岡市に影響を及ぼすと想定される県内の活断層の位置及び評価 3 福岡市に影響を及ぼすと想定される県内の活断層の位置及び評価 活	也震調査研究推進本部による 舌断層長期評価では追加され た活断層あり
12		THE THE SECOND STATE OF TH	

	情呵巾地 以防炎計画 (震災 対束編)修止 条				
頁	章節	現行	修正案	修正理由	
20	第1章 総則 第6節 防災計画の修正	第6節 防災計画の修正 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年定期的に検討を加え、必要があると認められるときは修正する。 その際には、男女共同参画の視点や高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に対する配慮に留意するなど、人権尊重の視点に立って検討を行う。	第6節 防災計画の修正及び周知 第1 防災計画の修正 この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年定期的に検 計を加え、必要があると認められるときは修正する。 その際には、男女共同参画の視点や性的マイノリティ、高齢者、障が い者、外国人、乳幼児、妊産婦等に対する配慮に留意するなど、人権尊 重の視点に立って検討を行う。	「性的マイノリティに関する 支援方針」による	
25	第2章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備	第3 消防, 医療体制の整備 1 消防体制の整備 (1)消防職員及び消防団員の教養・訓練 消防学校における教育等で実施していく。	第3 消防、医療体制の整備 1 消防体制の整備 (1)消防職員及び消防団員の教養・訓練 (削除)	「消防局研修等計画」に合わ せた修正	
26	第2章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備	第4 道路交通体制の整備 1 <u>緊急通行車両等</u> の事前届出制度 災害が発生していない平時において県公安委員会が事前に <u>指定行政機関等</u> から緊急通行車両等の届出を受理し、時間を要する審査を済ませ 「緊急通行車両等事前届出済証」又は「規制除外車両事前届出済証」を 交付する制度である。 同事前届出済証を検問所等で警察官に提示すれば審査を経ることなく 速やかに「標章」及び「証明書」の交付を受けることができる。	第4 道路交通体制の整備 1 <u>緊急通行車両及び規制除外車両(以下「緊急通行車両等」という。)</u> の事前届出制度 災害が発生していない平時において県公安委員会が事前に <u>指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)から緊急通行車両等の届出を受理し、時間を要する審査を済ませ「緊急通行車両等事前届出済証」又は「規制除外車両事前届出済証」を交付する制度である。 同事前届出済証を検問所等で警察官に提示すれば審査を経ることなく速やかに「標章」及び「証明書」の交付を受けることができる。</u>	緊急通行車両等及び指定行政 機関等の定義付けに伴う修正	
26	第2章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備	2 事前届出の対象とする車両 (1)緊急通行車両 ② 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その 他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機 関等」という。)が保有し、若しくは指定行政機関等により常時指定行 政機関等の活動の為に専用に使用される車両又は災害時に他の関係機 関・団体等から調達する車両。	2 事前届出の対象とする車両 (1) 緊急通行車両 ② <u>指定行政機関</u> 等が保有し、若しくは指定行政機関等により常時指定 行政機関等の活動の為に専用に使用される車両又は災害時に他の関係機 関・団体等から調達する車両。	文言の整理	
27	第2章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備	5 事前届出済証の保管及び車両変更申請 関係機関は、事前届出済証を適正に保管するとともに事前届出済証 の交付を受けた車両に廃車、配置換え等の変更が生じた場合は、速やか に事前届出済証の返還、変更の申請を行う。 6 事前届出の促進 指定行政機関等との輸送協定等により災害応急対策に従事すること となる車両についても、事前届出を行うことができるため、積極的な 申請を行う。	5 事前届出済証の保管 事前届出済証を紛失、破損等すると再交付の手続が必要となること から確実な保管・管理に努める。 6 事前届出済証の返還 次のいずれかに該当する場合は、速やかに事前届出済証を返還す る。 (1) 緊急通行車両等として使用しなくなったとき (2) 廃車したとき (3) その他、緊急通行車両等として必要性がなくなったとき 7 指定行政機関等と契約等している事業者 指定行政機関等との契約等に基づき災害応急対策に使用する車両も 「緊急通行車両」の事前届出を行うことができることから、積極的な申 請を行う。	事前届出済証の返還事項の明記、その他文言の修正	

-	± /*	TEI TEI		炒 工用力
頁	章節	現行	修正案	修正理由
31	第2章 災害予防計画 第2節 自主防災体制の整備	1 自主防災組織の結成・活動支援 (2)組織への防災資機材購入補助金の交付 結成された自主防災組織に対しては、防災資機材の購入補助として1組 織10万円を限度として補助を行う。 (3)組織への活動支援策等	1 自主防災組織の結成・活動支援 (削除) <u>(2)</u> 組織への活動支援策等	事業の終了に伴い削除
32	第2章 災害予防計画 第2節 自主防災体制の整備	2 地域・企業の防災リーダーの養成等 (1) 防災リーダーの養成 ①「博多あん(安全)・あん(安心)塾」 地域や企業の防災力の向上を目的に、平成17年度から開講。 <u>「防災</u> リーダー」(防災士)を1,000名養成する。塾修了者を「博多あん・あんリーダー」と認定し、塾の継続実施により、「博多あん・あんリーダー」を地域や企業へ浸透させ、防災リーダーの中核として活動することで、地域防災力の底上げを図る。	地域や企業の防災力の向上を目的に、平成17年度から開講。塾修了者を「博多あん・あんリーダー」と認定し、地域や企業で防災リーダーの中核として活動することで、地域防災力の底上げを図る。	平成29年度で修了者が当初の 目標の1,000名を超えたが、地 域防災力向上のためには継続 する必要があることから養成 人数については削除する。
		博多あん・あんリーダー (博多あん・あん塾修了者) 防災士資格取得試験合格者 969名 928名 (平成29年3月末現在)	博多あん・あんリーダー (博多あん・あん整修了者) 防災士資格取得試験合格者 1,035名 988名 (平成30年3月末現在)	
38	第2章 災害予防計画 第3節 被災者支援対策	1 避難場所の指定 (2)避難所 ③ その他の避難所 イ 臨時避難所 大規模な災害時において多数の被災者が発生し、指定の避難施設では 不足する場合の対策として、大規模展示場やスポーツ施設などを避難所 として、活用することについて施設管理者と協議を進める。このほか、	第3節 被災者支援への備え 第2 避難対策 1 避難場所の指定 (2)避難所 ③ その他の避難所 イ 臨時避難所 大規模な災害時において多数の被災者が発生し、指定の避難施設では 不足する場合の対策として、大規模展示場やスポーツ施設などを避難所 として、活用することについて施設管理者と協議を進める。このほか、 臨時の避難場所としてグラウンド、公園等のオープンスペースで支障の ないものについてテント等を設置して、緊急の避難所とする。	文言の適正化
39	第2章 災害予防計画 第3節 被災者支援対策	第3 要配慮者対策 1 避難行動要支援者の把握・情報共有 (2)名簿に掲載する者の範囲等 ② 名簿に掲載する者の要件 ・身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者。ただし、心臓又はじん臓機能障害のみを交付の理由とするものは除く。		名簿に掲載する者の要件の見 直し

	一直,一直一直的一直,一直一直的一直的一直,一直的一直的一直的一直,一直的一直的一直的一直的一直的一直的一直的一直的一直的一直的一直的一直的一直的一					
頁		章節	現行	修正案	修正理由	
41		災害予防計画 被災者支援対策	第3 要配慮者対策 (新設) 3 要支援者以外の要配慮者対策の研究 要支援者以外の乳幼児や妊産婦 <u>外国人</u> などの要配慮者についても, 必要に応じて適宜,市や関係機関,地域,福祉関係団体等が連携し,具 体的な支援対策の研究を行う。	第3 要配慮者対策 3 外国人対策の基本的な考え方 国境を越えた経済社会活動が拡大するとともに、在住・訪日外国人が増加している。 本市に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人とでは、災害時の行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築が必要である。 4 要支援者以外の要配慮者対策の研究 要支援者以外の乳幼児や妊産婦などの要配慮者についても、必要に応じて適宜、市や関係機関、地域、福祉関係団体等が連携し、具体的な支援対策の研究を行う。		
		災害予防計画	第3 オープンスペースの確保	第3 オープンスペースの確保	時点修正	
	第4節	防災都市づくり	1 公園整備計画	1 公園整備計画		
			☆ 園 名	公 圏 名 公園計画面積(ha) 整備予定年度		
			舞 鶴 公 園(総合公園) 46.9 広域遊難地 アイランドシティ中央公園(総合公園) 21.9 平成 20~42 平次 ((中期)) 21.9 平成 28~35 年度	舞 鶴 公 圏 (総合公園) 46.9 平成 26~42 年度 (中期)		
			マスタン マスタン	広域避難地 アイランドシティ中央公園 (総合公園) 21.9 平成 28~35 年度		
47			大 塚 古 墳 公 園 (近隣公園) 1.7 平成 26~30 年度	今 津 運 動 公 園 (運動公園) 33.0 平成 13~33 年度		
			<u>山 ノ 鼻 古 墳 公 園 (近隣公園) 2.4 平成 26~29 年度</u>	大 塚 古 墳 公 園 (近隣公園) 1.7 平成 26~3 <u>2 年度</u>		
			一次避難地 石 丸 中 央 公 園 (近隣公園) 1.0 平成30年度以降	- 次遊離地		
			賀 茂 中 央 公 園 (近隣公園) 1.7 平成30年度以降	賀 茂 中 央 公 園 (近隣公園) 1.7 平成30年度以降		
			片 江 風 教 公 園 (風教公園) 4.7 平成30年度以降	片 江 風 薮 公 園 (風教公園) 4.7 平成30年度以降	J	
	ケの辛	《''parkela	(新設)			
51		災害予防計画 防災都市づくり	(新設)	8 ため池 平成25年度から平成27年度にかけて国・県が全国で実施した「ため池 一斉点検」の結果を受けて、詳細調査の対象となった福岡市内のため池 について、平成29年度から5年間を目途に耐震調査を行い、耐震対策を行 う必要があると判定されたため池については対策工事等を実施し、安全 性の向上を図る。	ため池防災減災事業の開始に 伴い追加 -	
53		災害予防計画 防災都市づくり	第5 建築物の耐震対策 2 民間建築物の耐震対策 (1)福岡市耐震改修促進計画の推進 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、平成20年3月 に策定した <u>「福岡市耐震改修促進計画」</u> を推進し、民間建築物の住宅等 の耐震化率 <u>90%</u> を目標に耐震化促進に取り組む。	第5 建築物の耐震対策 2 民間建築物の耐震対策 (1)福岡市耐震改修促進計画の推進 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、平成20年3月 に策定した <u>「福岡市耐震改修促進計画」(平成29年7月改定)</u> を推進 し、民間建築物の住宅等の耐震化率 <u>95%</u> を目標に耐震化促進に取り組む。	福岡市耐震改修促進計画を改定に関する修正	
62		災害予防計画 地震対策に関する調査	第8節 地震対策に関する調査 2 警固断層帯の長期評価結果 (2) 警固断層帯の将来の地震発生確率等(算定基準日 平成29年1月1日) <u>〈表中〉</u> 北西部 <u>d</u> 程度	第 <u>6</u> 節 地震対策に関する調査 2 警固断層帯の長期評価結果 (2) 警固断層帯の将来の地震発生確率等(算定基準日 平成29年1月1日) <u> </u>	地震調査研究推進本部の長期 評価ではM7.0となっているため	

	恒川中地域的火計画 \				
頁	章節	現行	修正案	修正理由	
65	第3章 災害応急対策計画第1節 応急活動体制	第1節 応急活動体制 第1 福岡市災害対策本部等 2 警戒本部 (1)配備態勢 (1)警戒本部本部長 危機管理監 ② 警戒本部副本部長 市民局長 ③ 配備 必要に応じ災害対策本部の一部の部を置く。。 (2)設置基準 (1)津波注意報が発表されたとき。 ② 台風接近時における高潮警報・注意報発表時において、被害が発生するおそれがあるとき。 ③ その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、部分的な応急対応を必要とするとき。	第1節 災害対策本部の組織・運営 第1節の1 応急活動体制 第1 福岡市災害対策本部等 2 警戒本部 (1) 警戒本部の組織 ① 危機管理監を警戒本部長とし、市民局長を警戒副本部長とする。 ② 警戒本部に部及び区警戒本部を置く。 ③ 警戒本部の事務分掌や運営については、対策本部に準ずるものとする。 (2) 設置基準 ① 第1配備(注意態勢) ア 気象業務法に基づく警報が発令される等局部的な被害発生が予測され、事前の警戒措置を図る必要がある場合 イ 市域内に震度4の地震発生時 ウ 大雨警報、洪水警報発表時 工 暴風雪警報、大雪警報等が発表され、事前の警戒措置を図る必要がある場合 オ 気象台が発表する気象情報(台風情報、福岡県気象情報)を受け、事前の警戒措置を図る必要がある場合 カ 台風接近時に高潮警報、暴風警報が発表され、事前の警戒措置を図る必要がある場合 ・ 津波注意報が発表されたとき ② 第2配備(警戒態勢) ア 現に災害が発生しつつあり、かつ、相当な災害が予測される場合 イ 市域内に震度5弱の地震発生時 ウ 土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、土砂災害危険度情報発表時	災害警戒本部と災害対策本部の一本化による修正	
66	第3章 災害応急対策計画第1節 応急活動体制		3 対策本部 (削除) (1)対策本部の組織 ① 市長を対策本部長、副市長及び危機管理監を対策副本部長とする。 対策本部長不在時は、対策副本部長が職務を代理し、その順序は、福岡市長職務代理者規則に定める順序とする。なお、対策本部長、対策副本部長不在時の順序は、別に定める。 ② 対策本部に、部及び区本部を置き、部は部長、副部長、班長及び班員を、区本部は区本部長、区副本部長、班長及び班員をもって各々構成する。ただし、災害発生初期においては、重要な防災活動に集中するため、臨時の応援態勢をしくことがある。(第1節の1 第3「初動期の対応」参照) ア 福岡市災害対策本部組織表(資料編●頁) 1 福岡市災害対策本部事務分掌表(資料編●頁) 3 部は、対策本部長の指揮の下に所管の防災事務を遂行する。	災害警戒本部と災害対策本部の一本化による修正	

_		抽闸川地域附次計画(辰)		46
頁	章節	現行	修正案	修正理由
66	第3章 災害応急対策計画第1節 応急活動体制	3 対策本部 (2)設置基準 ① 風水(雪)害・土砂災害 ア 大雨の警報または特別警報発表時 イ 洪水警報発表時 ウ 暴風雪、大雪等の警報または特別警報が発表され、総合的な対策が必要であると判断されるとき。 ② 台風接近時 ア 高潮、暴風の警報または特別警報が発表され、総合的な対策が必要であると判断されるとき。 イ 台風の勢力・コース等、気象台による台風説明会を受け、台風の状況によっては、避難所開設等を考慮し、事前に設置するとき。 ③ 地震 ア 市域内に震度4の地震発生時(第1配備) イ 市域内に震度5弱の地震発生時(第2配備) ウ 市域内に震度5弱の地震発生時(第2配備) ウ 市域内に震度5弱の地震発生時(第3配備) エ 福岡県日本海沿岸に大津波警報、津波警報発表時(第3配備) エ 福岡県日本海沿岸に大津波警報、津波警報発表時(第3配備) エ 市域内に震度6弱以上の地震発生時(第4配備) ④ その他 ア 大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。 イ その他災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で特にその対策又は防災の推進を図る必要があるとき。	(2)設置基準 (1) 第3配備(厳戒態勢) ア 全市的に相当の災害が発生しつつある場合 イ 市域内に震度5強の地震発生時 ウ 福岡県日本海沿岸に大津波警報、津波警報発表時 (2) 第4配備(非常態勢) ア 市全域にわたって大災害が発生し、もしくは発生が予想される場合 イ 市全域でなくても被害が特に甚大な場合 ウ 市域内に震度6弱以上の地震発生時	災害警戒本部と災害対策本部の一本化による修正
66	第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制	4 対策本部の組織及び運営 (1)対策本部の構成 ② 対策本部会議 アペウ (ア)~(イ) (2)関係機関との調整 5 区災害対策本部		災害警戒本部と災害対策本部 の一本化による修正
68	第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制	(新設)	5 機能別チーム 災害対策本部を設置したときは、迅速かつ効率的な災害対応のため、 必要に応じて機能別チームを編成する。 (1)受援調整チーム(総務企画局、経済観光文化局) (2)物資調達・輸送チーム(こども未来局、市民局、道路下水道局、 港湾空港局、農林水産局) (3)り災証明チーム(財政局、市民局、住宅都市局、区役所) (4)緊急医療調整チーム(保健福祉局、消防局)	災害対策本部体制の強化

		11日间中地域例火时四(辰火灯火棚) 19年末	
頁		現行	修正案 修正理由
68	第3章 災害応急対策計画第1節 応急活動体制	速かつ的確に実施するため、職員の動員及び配備を行う。大規模災害時に予想される連絡手段の制約、職員の被災、交通機関の途絶等に配慮し、職員の自主参集、登庁場所の特例、初動期の配備編成の臨時措置等をとる。 1 災害対策本部の配備態勢 「中ででは、大田・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	度の組織体制を確立し、災害応急対策を 裁員の動員及び配備を行う。大規模災害 職員の被災、交通機関の途絶等に配慮 力特例、初動期の配備編成の臨時措置等
		・被害発生が予想され、事前の警戒措置を図る必要がある場合 ・土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報、福岡県が公表する 土砂災害害族情報や記録的短時間大雨情報、福岡県が公表する 土砂災害危険度情報、市民からの通報件数等の情報を基に必要が あると判断した場合 ・警戒パトロール等の事前対策及び単発的な災害現場活動などの 初動体制がとれる人員 ※土砂災害対応が必要と認められるとき ・一定数の避難所の開設準備・開設が可能な人員 ・ 災害対策資機材の確認、調達 ・ 災害対策資機材の確認、調達 ・ 災害対策資機材の確認・ 調達	かつ、相当な災害が予測される場合 及び単発的な災害現場活動などの初動体制がとれる人員 されるとき 開設が可能な人員 直 されるとき はないとき は、必要性的性、必要性指示(緊急)の発令検討・準備・発令

頁	章節	現行	修正案	修正理由
	第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制	・震度5強の地震発生時 ・福岡県日本海沿岸に大津波警報・津波警報発表時 ・現に災害が発生しつつあり、かつ被害が拡大するおそれがこる場合		(害警戒本部と災害対策本部)一本化による修正
		第 3 配備につ 配 く職員 備 ・複数の災害現場活動に必要な人員 ・複数の避難所開設等大規模災害に備えた具体的応急活動が 能な人員	間 (備) 配備につ ・複数の災害現場活動に必要な人員 ・複数の災害現場活動に必要な人員 ・複数の避難所開設等大規模災害に備えた具体的応急活動が可能な人員 変 ・災害応急活動	
		・災害応急活動・避難勧告、避難指示(緊急)の発令・複数の避難所の開設	対 対 策 本 *務例示 ・避難勧告・避難指示(緊急)の発令 ・複数の避難所の開設	
69		・震度 6 弱以上の地震発生時 ・津波により市域全体に甚大な被害が発生した場合 ・市内全域にわたる災害被害、又は特に甚大な局地的災害が 生した場合で自衛隊派遣要請を含め、他機関への応援要請が	### 第 4	
		4 要とされるとき 配 備 配備につ ・全職員	非常 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	
			業務例示し、災害対策全般	
	第3章 災害応急対策計画	2 配備の方法	2 配備の方法 災	(害警戒本部と災害対策本部
	第1節 応急活動体制	市長は、市域内に震度4以上の地震が発生した場合、あるいは地震が発生し直ちに応急対策を実施する必要がある場合、災害対策本部設置基準に基づき災害対策本部を設置するが、この場合各部長及び各区本部長	市長は、市域内に震度4以上の地震が発生した場合、あるいは地震が 発生し直ちに応急対策を実施する必要がある場合、災害対策本部等設置 基準に基づき災害対策本部等を設置するが、この場合各部長及び各区本	
		災行政無線,庁内放送,その他適当な方法により配備態勢を指令する。	部長(以下「各部長」という。)に対し緊急時職員参集システム,電話、防災行政無線,庁内放送,その他適当な方法により配備態勢を指令する。	
69	((1) 緊急時職員参集システムの運用 ① 災害対策本部設置時の職員配備計画に基づく職員参集は,緊急時職((1) 緊急時職員参集システムの運用 ① 災害対策本部 <mark>等</mark> 設置時の職員配備計画に基づく職員参集は, 緊急時 職員参集システムにより行う。	
		なお,災害状況により,各局・区・室において配備態勢を強化する場 合は,総務担当課が緊急時職員参集システムにより行う。また,その際 ₁	なお,災害状況により,各局・区・室において配備態勢を強化する場	
70	第 1 節 応急活動体制	(1) 初動期の配備 ① 地震発生後30分以内に勤務場所又は避難所に参集し、災害対策本(部業務及び避難所開設運営業務を行う <u>「震災時緊急対応職員」</u> を指定し、初動体制の整備を図る。なお、避難所開設・運営業務を担当する職員については、参集する避難所について予め指定を行う。 (3) 各部間の応援	(1) 初動期の配備 ① 地震発生後30分以内に勤務場所又は避難所に参集し、災害対策本 部業務及び避難所開設運営業務を行う <mark>職員</mark> を指定し、初動体制の整備を 図る。なお、避難所開設・運営業務を担当する職員については、参集す る避難所について予め指定を行う。 (3) 各部間の応援	「震災時緊急対応職員」制度)改定による修正
		② 各部又は区対策本部において活動人員が不足するときは, <u>総括部</u> に (人員が不足すると判断するときは、各部等に応援を指令する。	

頁			現行	修正案	修正理由
		災害応急対策計画 応急活動体制	5 職員の把握及び報告 (2)登庁職員の状況は、各部及び区災害対策本部において把握し、速	5 職員の把握及び報告	「震災時緊急対応職員」制度の改定による修正
70			が使用できない場合は、出動人員報告書により総括部に報告する。(出動 人員報告書:資料編 164 頁)	ムが使用できない場合は、出動人員報告書により総括部に報告する。(出動人員報告書:資料編●頁)	
		災害応急対策計画 情報の収集・伝達	<u>第2節</u> 情報の <u>収集・伝達</u> 第1 情報連絡体制 1 情報連絡対策の概要 (1)重要情報の収集	第1節の2 情報の収集・整理・伝達 第1 情報連絡体制 1 情報連絡対策の概要 (1) 重要情報の収集	
78			① 災害情報地震に関連する情報(緊急地震速報、震度分布、余震、津波、気象情報等)② 被害情報地震による被害の状況 (情報入手先)	② 被害情報	熊本地震を踏まえた「大地震 後の地震活動の見通しに関す る情報のあり方」における見 直しによる
	佐 0 辛	werte 44#1=	ア 登庁職員、巡視、高所監視カメラ、ヘリコプター等	ア 登庁職員,巡視,高所監視カメラ,ヘリコプター <u>ドローン</u> 等	情報入手先の追加
98	第7節	災害応急対策計画 避難対策	第 <u>2</u> 避難勧告等の発令, 警戒区域の設定 3 建築物の使用制限 (1)被災建築物の応急危険度判定 不特定多数が使用する公共施設, 住宅等 <u>の</u> 建築物について, 速やかに 応急危険度判定を行う。 (2)建築物の使用制限の助言, 周知 「要注意」又は「危険」と判定された建築物については, 施設管理		応急危険度の判定用のマップ を作成したため。
			者・所有者・使用者に対し、判定内容について説明を行い、建築物の使用等について危険がないように注意を喚起する。又、所定のステッカーを建築物の入口などの認識しやすい場所に貼付し、周知を行う。	テッカーを建築物の入口などの認識しやすい場所に貼付し、施設管理者・所有者・使用者等に対し、建築物の使用等について危険がないように注意を喚起する。	
		災害応急対策計画 災害時の広報	第3節 災害時の広報 第2 広報の方法 3 広報の手段 (4) その他の広報の手段 ⑥ 街頭ビジョンによる情報の発信 大規模災害時に天神地区・博多駅地区に設置された街頭ビジョンを活用し、来街者への避難場所等の防災情報を放映する。	2 広報の方法	災害時の「やさしい日本語」 による情報発信の推進のた め。
88			情報提供にあたっては、外国人 <u>への配慮から多言語化を行う。</u> <u>4</u> 要配慮者への配慮 (1)広報の方法及び内容上の配慮 広報に当たっては、手話、点字、要約筆記、 <u>外国語</u> 等による広報の実施に配慮するとともに、その内容についても、要配慮者が必要とする情報を広報する。	情報提供にあたっては、外国人 <u>にもわかりやすく伝達されるよう配慮する。</u> (4) 要配慮者への配慮 ① 広報の方法及び内容上の配慮 広報に当たっては、手話、点字、要約筆記、やさしい日本語及び多言	

_	福岡川地域防火計画 \ 辰火对泉棚/ 修正朱				
頁	章節	現行	修正案	修正理由	
90	第3章 災害応急対策計画 第3節 災害時の広報	第3 生活関連情報等 3 災害ボランティア情報 災害の程度に応じ、ボランティアの必要性を判断し、ボランティアの要請等のボランティアに関する広報を行う。		ボランティアの必要性を判断する関連情報やボランティアの要請の多くは災害ボランティアセンターに集積されるため。	
110	第3章 災害応急対策計画 第9節 警備·交通対策	第9節 警備・交通対策 第2 道路の交通規制 2 交通規制等 (3) 緊急通行車両等の確認 ① 申請手続 ア 交付場所 (イ) 県公安委員会 〇 交通機動隊(原則、事前届出済証の交付を受けた車両)	第1節の3 応急活動の基盤確保 第1 警備・交通対策 2 道路の交通規制 (3)緊急通行車両等の確認 ① 申請手続 ア 交付場所 (イ)県公安委員会 (削除)	実態に合わせて修正	
113	第3章 災害応急対策計画 第10節 緊急輸送対策第	第10節 緊急輸送対策第 第3 輸送ルートの確保(道路下水道局,市民局,財政局,港湾空港局, 消防局,空港事務所,海上保安部,国道事務所,西日本高速道路 (株),福岡北九州高速道路公社) 1 陸上交通の確保 (3)道路の啓開 ① 実施機関 市(港湾部) 臨港道路 ⑤ 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合,緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。また、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分することができる。	両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要が あるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転	防災基本計画の修正を反映	
116	第3章 災害応急対策計画 第10節 緊急輸送対策	第4 交通機関による交通の確保 1 福岡市交通局 (地下鉄) (3) 乗客の避難誘導 ② 駅構内からの避難誘導 イ 避難誘導の際には、駅構内及び地上部の被害状況を確認した上で、 各駅ごとに定められた避難場所(津波被害のおそれがある場合には安全と考えられる高い場所)に誘導する。 3 九州旅客鉄道株式会社 (5) 応急措置(案内広報など) ①関係駅長及び関係列車の車掌は、輸送指令及び運転土と連絡を密にし、事故の状況、復旧の見込み、接続関係などの情報を旅客に案内し、旅客の不安感を除去する。	4 交通機関による交通の確保 (1) 福岡市交通局 (地下鉄) ③ 乗客の避難誘導 1 駅構内からの避難誘導 (削除) (3) 九州旅客鉄道株式会社 ⑤ 応急措置(案内広報など) 関係駅長及び関係列車の乗務員は、輸送指令と連絡を密にし、事故の状況、復旧の見込み、接続関係などの情報を旅客に案内し、旅客の不安感を除去する。	実態に合わせて修正	
93	第3章 災害応急対策計画 第6節 応急医療救護	負傷者等について、迅速に救護活動を行うとともに、避難者等の医療等を確保する。 (新設)	負傷者等について、迅速に救護活動を行うとともに、避難者等の医療等を確保する。 福岡県より派遣される災害医療コーディネーターの助言を受け、医療救護活動を円滑に実施する。	福岡県災害時医療救護マニュアル策定による	

頁			現行	修正案	修正理由
93		災害応急対策計画 応急医療救護	第6節 応急医療救護 第1 初動医療体制 1 各機関との連携・情報収集体制 (1)医療機関等との連携 日本赤十字社、医師会、災害拠点病院、福岡県 DMAT、救急告示病院等との密接な連携体制を確立する。 なお、震度5強以上の地震が発生した場合、福岡市医師会から災害対策本部に職員の派遣を <u>行う</u> 。 (5)被災地外の医療関係機関等との連携 重傷患者等の後方搬送機関として、又は応援等のため、市外医療機関等との連絡体制を確立する。	第3応急医療救護1初動医療体制(1)各機関との連携・情報収集体制①医療機関等との連携	文言修正
93		災害応急対策計画 応急医療救護	3 救護班の編成・救護所の設置 災害初期の被災現場 <u>等での医療活動、避難所生活者のため巡回医療</u> の ために救護班を編成するとともに、地域での医療確保のため救護所を設 置する。	災害初期の被災現場や避難所等での医療活動のために救護班を編成するとともに、 地域での医療確保のため救護所を設置する。	災害時の保健福祉センターの 主な機能は、医療チーム等の 調整であり、直接医療、助産 活動に従事しないことを明 記。
94	第3章 第6節	災害応急対策計画 応急医療救護	第2 応急医療活動 1 救護班の活動 (2) 避難所における医療確保のため、各避難所への巡回医療を行う。	2応急医療活動 (1) 救護班の活動②各避難所において医療活動	文言修正
94	第3章 第6節	災害応急対策計画 応急医療救護	3 医療機関等への協力依頼 (省略) (3)入院患者, 医療継続者等の受入れ要請 各医療機関の被災状況により, 入院患者, 透析患者等医療措置の継続 を必要とする患者については, 医師会や福岡県 <u>透析医師会</u> 等と連携し, 他の医療機関又は市外の医療機関への受入を要請する。	(3) 医療機関等への協力依頼 (省略) (3) 入院患者、医療継続者等の受入れ要請 各医療機関の被災状況により、入院患者、透析患者等医療措置の継続 を必要とする患者については、医師会や福岡県 <mark>透析医会</mark> 等と連携し、他 の医療機関又は市外の医療機関への受入を要請する。	文言修正
94		災害応急対策計画 応急医療救護	第3 医薬品・医療資機材等の確保 1 応急医療活動に要する携行資機材等 (1) 福岡市救急病院協会器具表(資料編 316 頁) (2) 医療用装備基準(資料編 317 頁) (3) 助産用装備基準(資料編 319 頁) (4) 救護班装備基準(資料編 319 頁)	3 医薬品・医療資機材等の確保 (1) 応急医療活動に要する携行資機材等 福岡市救急病院協会器具表(資料編●頁) (2) ~ (4) (削除)	実態にそぐわない項目の削除
94		災害応急対策計画 応急医療教護	2 医薬品等の調達 医薬品については、原則として福岡県を通じて医薬品等取扱業者から 調達する。 (1) 医薬品及び医療機器取扱店一覧表(資料編 320 頁) (2) 血液センター一覧表(資料編 321 頁)	(2) 医薬品等の調達 ① 医薬品については、原則として福岡県を通じて医薬品等取扱業者から調達する。	内容の見直し

	恒川巾地域防火計画(長火刈泉柵)修止朱				
頁	章節	現行	修正案	修正理由	
105	第7節 物資の供給・輸送対策 第2 飲料水,生活用水等の応急給水 (水道局,保健福祉局,自衛隊)	(4) 応急給水の優先順位 非常用医療機関(救急告示病院・人工透析実施病院 <u>・主要総合病院</u>)	所・収容避難所・地区避難所)に対して優先的に応急給水を行う。 (5) 応急給水の水源となる給水施設 (省略) ② 配水管の復旧が進む段階 広域避難場所及び地区避難所に応急給水栓を設置し、運搬給水の新たな 水源を増設する。 (6) 応急給水の方法 ① 拠点応急給水方式 市民の受水拠点となる <u>広域避難場所・収容避難所・地区避難所</u> におい	参考資料P316の病院の表現に合わせた。 「福岡市水道局災害応急対策計画」において地区避難所も 給水拠点としているため。	
132	第3章 災害応急対策計画 第17節 行方不明者の捜索、体の 処理・埋火葬	第17節 行方不明者の捜索、体の処理・埋火葬第2 遺体の収容・処置 1 遺体が発見されたときの取り扱い (1)遺体を発見した場合は、警察官、海上保安官等の死体調査及び検視並びに医師による医学的検査(検案)を受ける。 (2)身元が不明な遺体については、地域住民等の協力を得て身元確認を行う。 2 遺体の収容等 (2)遺体の収容場所として、避難場所となっていない体育館、市民センター、その他の公共施設のほか、寺院等、葬祭業者その他の施設管理者の協力を得て、収容場所を確保する。 なお、多数の死者が集中的に発生した場合の遺体安置所の設置基準について、関係局・区及び警察、関係機関と協議し策定する。 (3)収容された遺体については、必要に応じて医師、葬祭業者等の協力を得て、洗浄、縫合、消毒、保存に必要な措置を施す。	という。)に引き継ぐ。引き継ぎを受けた警察官等は、遺体の死体調査 又は検視を実施し、身元確認のための調査を行う。 ② 身元が不明な遺体については、医療機関・安否不明者の家族等の協力を得て身元確認を行う。 (2)遺体の収容等 ② 遺体の収容場所として、避難場所となっていない体育館、市民センター、その他の公共施設のほか、寺院等、葬祭業者その他の施設管理者の協力を得て、収容場所を確保する。なお、多数の死者が集中的に発生した場合の遺体安置所の設置基準について、関係局・区及び警察、関係機関とあらかじめ協議し、策定する。	「平成29年7月九州北部豪 雨」に伴う活動内容等の見直 し	
144	第3章 災害応急対策計画 第20節 津波·水防対策	急対策を実施する上で不可欠であり、このため、津波の規模や被害の程度に応じ、情報の収集・連絡を迅速に行うこととする。この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、	警報等,被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的 に応急対策を実施する上で不可欠であり,このため,津波の規模や被害	直しによる	
96	第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策	第7節 避難対策 第1 避難対策 1 地震災害時の避難所・避難場所 (2)避難所・避難場所 ⑤ その他の避難所 「福祉避難所」(94か所)通常の避難所での生活が困難な <u>災害時の要配慮者</u> の避難所	第3節 市民生活の維持 第3節の1 避難対策 第1 避難対策 1 地震災害時の避難所・避難場所 (2)避難所・避難場所 ⑤ その他の避難所 「福祉避難所」(94か所)通常の避難所での生活が困難な <u>要配慮者</u> の ための避難所	文言修正	

	頁		章節	現行	修正案	修正理由
1		第3章 災 第7節 避	難対策		第4 避難所の運営 避難所の運営は、区災害対策本部、施設管理者、自主防災組織、避難者、ボランティア等の相互協力により行う。その際、男女のニーズの違い等、男女双方の視点や性的マイノリティ、高齢者、障がい者並びに外国人の視点にも十分配慮するものとする。(省略)	に外国人対策の基本的な考え
1		第3章 災第7節 避	· · · · · · · · · · · · · ·	3 避難所の運営 (2)避難所運営上の留意点 ①プライバシーの確保や高齢者・女性の視点を取り入れた避難所運営、 男女別の更衣室や仮設トイレ、物干し場の確保、乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保 (3)要配慮者への配慮 ① 要配慮者の把握 避難者名簿の作成時において、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、 病弱者等の配慮を要する避難者及びその心身の状況を把握する。	3 避難所の運営 (2)避難所運営上の留意点 ① プライバシーの確保や高齢者・女性など様々な視点を取り入れた避難所運営、男女別の更衣室や仮設トイレ、物干し場の確保、乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保 (3)要配慮者への配慮 ① 要配慮者の把握 避難者名簿の作成時において、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者並びに外国人等の配慮を要する避難者及びその心身の状況を把握する。	
1		第3章 第7節 避	· 害応急対策計画 · 難対策	(新設)	第5 福祉避難所(こども未来局、保健福祉局、教育委員会、区役所) 高齢者、障がい者などの要配慮者で通常の避難所での生活が困難であり、特別な配慮を必要とする者を二次避難させるため、福祉避難所を開設し、必要な生活支援を行う。 1 福祉避難所の役割 災害が発生し避難を必要とする場合は、一時避難所又は収容避難所に避難する。福祉避難所は、高齢者や障がい者などの要配慮者で、これらの避難所での生活が困難であり、特別な配慮を必要とする者の二次的な避難所としての役割を担う。 2 福祉避難所の利用の対象となる者	福祉避難所の充実・強化

	<u>備呵巾地球防災計</u> 側(農災对束編 <i>)</i> 修止条				
頁	章節	現行	修正案	修正理由	
125	第3章 災害応急対策計画 第14節 要配慮者対策	第14節 要配慮者対策 災害時に情報伝達や行動に制約を受けやすい高齢者、障がい者、乳幼 児、疾病者、外国人などに配慮した応急対策を行う。 第1基本方針 災害応急対策の実施に当たっては、地域住民やボランティア等の協力 を得ながら、要配慮者に配慮して行う。 2要配慮者への配慮の基本 (3)情報伝達の配慮 必要な生活情報・被害情報等が確実に伝達されるよう配慮する。	第6 要配慮者対策 災害時に情報伝達や行動に制約を受けやすい高齢者、障がい者、乳幼 児、疾病者、外国人などに配慮した応急対策を行う。 第1 基本方針(削除し文書統合) 災害応急対策の実施に当たっては、地域住民やボランティア等の協力 を得ながら、要配慮者に配慮して行う。 2 要配慮者への配慮の基本 (3)情報伝達の配慮 必要な生活情報・被害情報等が確実に <u>分かりやすく</u> 伝達されるよう 配慮する。	第2章第3に外国人対策の基 本的な考え方を追記したこと に対応	
125	第3章 第14節 要配慮者対策	第2 在宅要配慮者の安全確保,支援 要配慮者に対応した災害時の行動マニュアルを作成するとともに,自 主防災組織,民生委員・児童委員,地域住民,ボランティア等の協力を 得ながら,要配慮者の安否確認や災害状況に応じた支援を行う。	3 在宅要配慮者の安全確保,支援 自主防災組織,民生委員・児童委員,地域住民,ボランティア等の協力を得ながら,要配慮者の安否確認や災害状況に応じた支援を行う。	実態に合わせた修正	
126	第3章 第14節 要配慮者対策	第 <u>4</u> 外国人の安全確保,支援(<u>総務企画局,各局</u>) 1 外国人への配慮の基本 <u>応急活動,各種支援措置の実施に際して,外国語による情報提供のほか,可能な限りで生活習慣,その他の状況に応じて配慮を行う。</u> <u>外国人への配慮については,領事館の協力のほか,留学生団体その他の団体,ボランティア団体等の協力を得て行う。</u> (新設)	5 外国人の安全確保、支援(総務企画局、経済観光文化局、各局) (1) 外国人への配慮の基本 本市に生活基盤を持つ在住外国人と、本市に一時的に滞在している訪 日外国人観光客とでは、行動特性や情報ニーズ、生活習慣等が異なるこ とを踏まえ、それぞれに応じた配慮を行う。 (3) 福岡市災害時外国人情報支援センターの設置 災害時における外国人の支援を円滑に行うため、公益財団法人福岡よ かトピア国際交流財団に、福岡市災害時外国人情報支援センターを設置 する。	訪日外国人観光客支援を踏まえた修正 防災基本計画の改訂に合わせた修正 福岡市災害時外国人情報支援センターについて記載	
		3 情報の提供 (1) 外国人への情報提供に当たっては、ボランティア等の協力を得ながら、英語その他の言語による情報提供について、情報誌、張り紙、本市関連ホームページ、外国語FM放送局などにより行う。	同センターにおいては、外国人に対して、提供が必要な情報の翻訳及び発信、外国人からの相談・問い合わせ等への対応を行う。 (4)情報の提供 ① 外国人への情報提供に当たっては、ボランティア等の協力を得ながら、情報誌、張り紙、本市関連ホームページ、外国語 F M 放送局などにより、やさしい日本語及び多言語で行う。	災害時の「やさしい日本語」 による情報発信の推進のた め。	
127	第3章 災害応急対策計画 第15節 防疫・保健衛生対策	<u>第15節</u> 防疫・保健衛生対策 <u>第1</u> 実施体制 <u>1</u> 関係機関との連携 日赤など関係機関との連携を図るとともに、 <u>貿易</u> 業務の実施のため <u>貿</u> <u>另</u> 班を設置する。	第8 防疫・保健衛生対策 1 実施体制 (1) 関係機関との連携 日赤など関係機関との連携を図るとともに、 防疫業務の実施のため 疫班を設置する。	誤字修正	
118	第3章 災害応急対策計画 第11節 被災地の安全対策	第11節 被災地の安全対策 第3 環境保全対策(環境局、住宅都市局) 2 アスペスト飛散・ばく露防止 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(環境省) に準じて、事業者等に対して、建築物の損壊や解体工事等に伴うアスベストの飛散防止措置を実施するよう指導・助言する。	第3節の3 都市機能の確保 第1 被災地の安全対策 3 環境保全対策(環境局,住宅都市局,財政局) (2)アスベスト飛散・ばく露防止 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(環境省) に準じて、公共施設管理者及び事業者等に対して、建築物の損壊や解体 工事等に伴うアスベストの飛散防止措置を実施するよう指導・助言す る。	公共施設に対する対応の追加	
139	第3章 災害応急対策計画 第19節 危険物施設等の応急対策	第19節 危険物施設等の応急対策 危険物の流出等に伴う二次的な災害を防止し、被害拡大を最小限度に とどめるため、石油類等を貯蔵、取扱う危険物施設及び高圧ガス、火薬 類、毒物・劇物、放射性物質等を取り扱う施設、並びに危険物積載船舶 等について、事業者及び関係機関により必要な措置を実施する。	第4 危険物施設等の応急対策 危険物の流出等に伴う二次的な災害を防止し、被害拡大を最小限度に とどめるため、石油類等を貯蔵 <mark>又は</mark> 取扱う危険物施設及び高圧ガス、火 薬類、毒物・劇物、放射性物質等を <mark>取扱う</mark> 施設、並びに危険物積載船舶 等について、事業者及び関係機関により必要な措置を実施する。	文言の整理	

頁	章節	現行	修正案	修正理由
139	第3章 災害応急対策計画 第19節 危険物施設等の応急対策	第1 危険物施設の応急措置 4 異常を発見した場合の応急措置 (2) 防災関係機関 ③ 危険が付近住民等に及ぶおそれがある場合は、状況に応じて避難勧 告等の発令又は警戒区域の設定を <u>行なう</u> 。(第7節 第2「避難勧告等 の発令、警戒区域の設定」参照)	1 危険物施設の応急措置 (4) 異常を発見した場合の応急措置 ② 防災関係機関 ウ 危険が付近住民等に及ぶおそれがある場合は、状況に応じて避難勧 告等の発令又は警戒区域の設定を行う。(第7節 第2「避難勧告等の 発令、警戒区域の設定」参照)	文言の整理
139	第3章 災害応急対策計画 第19節 危険物施設等の応急対策	第2 高圧ガス施設の応急措置 高圧ガス施設について、事業者等との連携のもとに、被害拡大の防止 のため必要な措置をとるとともに、必要に応じて付近住民等の <u>避難等</u> を 行う。	2. 高圧ガス施設の応急措置 高圧ガス <u>に係る</u> 施設等について、事業者等との連携のもとに、被害拡大の防止のため必要な措置をとるとともに、必要に応じて付近住民等への避難誘導等を行う。	文言の整理
140	第3章 災害応急対策計画 第19節 危険物施設等の応急対策	第3 火薬類施設の応急措置 火薬類施設について、事業者等との連携のもとに、被害拡大の防止のため必要な措置をとるとともに、必要に応じて付近住民等の <u>避難等</u> を行う。 1 <u>県その他の関係機関</u> との連携 応急措置の実施に当たっては、施設管理者及び県 その他の関係機関との連携を密接にとる。 3 緊急点検の実施 (1)火薬庫の損傷の有無を確認する。 (2)火薬類貯蔵容器等の損傷の有無を確認する。 (3)火薬類貯蔵容器等の損傷の有無を確認する。 4 異常を発見した場合の応急措置 (1)事業者 ① 関係機関に対し通報する。 (2)防災関係機関 ③ 危険が付近住民等に及ぶおそれがある場合は、状況に応じて避難勧告等の発令又は警戒区域の設定を行なう。(第7節 第2「避難勧告等の発令、警戒区域の設定」参照)	3 火薬類に係る施設等の応急措置 火薬類に係る施設等について、事業者等との連携のもとに、被害拡大の防止のため必要な措置をとるとともに、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行う。 (1)関係機関との連携 応急措置の実施に当たっては、施設管理者 国及びその他の関係機関との連携を密接にとる。 (3)緊急点検の実施 ① 火薬類の異常の有無を確認する。 ② 火薬類の異常の有無を確認する。 ② 火薬類の異常の有無を確認する。 (4)異常を発見した場合の応急措置 ① 事業者 ア 関係機関への通報を行う。 ② 防災関係機関 ウ 危険が付近住民等に及ぶおそれがある場合は、状況に応じて避難勧告等の発令又は警戒区域の設定を行う。 (第1節の2 第3「避難勧告等の発令、警戒区域の設定」参照)	文言の整理等事故報告先に合わせた修正
141	第3章 災害応急対策計画 第19節 危険物施設等の応急対策	を行う。 2 暴露,接触防止等の措置 (1)有毒ガス発生の場合,皮膚及び眼に対する <u>刺激性</u> が強いので,必ず保護具を着用し風上で作業する。 4 異常を発見した場合の応急措置 (2)防災関係機関	4 毒物・劇物施設の応急措置 毒物・劇物施設について、事業者等との連携のもとに、被害拡大の防 止のため必要な措置をとるとともに、必要に応じて付近住民等の 選業を行う。 (2)暴露、接触防止等の措置 ① 有毒ガス発生の場合、皮膚及び眼に対する刺激が強いので、必ず保 護具を着用し風上で作業する。 (4)異常を発見した場合の応急措置 ② 防災関係機関 ウ 危険が付近住民等に及ぶおそれがある場合は、状況に応じて避難勧 告等の発令又は警戒区域の設定を行う。	文言の整理
	第3章 災害応急対策計画 第19節 危険物施設等の応急対策	第5 放射性物質等その他施設の応急措置 4 異常を発見した場合の応急措置 (2) 防災関係機関 ③ 危険が付近住民等に及ぶおそれがある場合は、状況に応じて避難勧 告等の発令又は警戒区域の設定を <u>行なう。</u>	5 放射性物質等その他施設の応急措置 (4) 異常を発見した場合の応急措置 ② 防災関係機関 ウ 危険が付近住民等に及ぶおそれがある場合は、状況に応じて避難勧告等の発令又は警戒区域の設定を行う。	文言の整理

	<u> </u>				
頁	章節	現行	修正案	修正理由	
145	第3章 災害応急対策計画 第20節 津波·水防対策	第3 地震災害時の水防活動(道路下水道局,区役所、消防局)	第3 地震災害時の水防活動(道路下水道局、 <u>農林水産局、</u> 区役所、消防局)	「ため池」の記載があるため 担当を追加	
157		第22節 ライフライン施設の応急対策 第3 電力施設 (九州電力) 7 災害時における応急工事 (2)応急工事対策 ① 水力発電設備 _流用可能な貯蔵品,移動用機器を活用した応急措置を行なう。 ②~⑤	第6 ライフライン施設の応急対策 3 電力施設(九州電力) (7) 災害時における応急工事 ② 応急工事対策 (削除) ア~エ	福岡市内に保有設備がないため	
157	第3章 災害応急対策計画 第22節 ライフライン施設の応急 対策	第4 都市ガス施設(西部ガス) 1 緊急対策 (1)情報の収集 ② 地震計情報 地震発生時後は直ちに地震計の計測値を確認し、供給指令センターにおいて統合ブロック、単位ブロックごとに集計を行う。 (3)二次災害防止措置 ① 危険予防措置 ガスの漏洩等による二次災害発生のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用停止等の適切な危険予防措置を講ずる。	第4 都市ガス施設(西部ガス) 1 緊急対策 ① 情報の収集	「統合ブロック」を削除	
158	第3章 災害応急対策計画 第22節 ライフライン施設の応急 対策	の工程, 臨時供給の実施計画, 宿泊施設の手配・食料等の調達 計画, そ	の他必要な対策を明らかにした復旧計画を速やかに策定する。 ② 重要施設への臨時供給 <u>災害発生時は、重要施設(災害拠点病院、救急指定病院等)へ対する</u> <u>臨時供給を関係機関と協力し実施する。</u> ③ 復旧作業の実施 ④ 救援要請 ⑤ 広報	防災関連要領の改定に伴い、 「重要施設への臨時供給」に 関する記述の書きぶりを修正 呼称の変更 「需要家」を「お客さま」と	

頁	章節	現行		
120	第3章 災害応急対策計画 第12節 被災者の生活再建対策	第12節 被災者の生活再建対策 第3 家屋等資産被害に関する調査及びり災証明の発行 (市民局,財政局,保健福祉局,住宅都市局,総務企画局,消防局,区 役所) 大規模な災害時において,被災者に対する各種救援措置等を円滑に進めるため,家屋の被害調査を行い,り災証明を迅速に発行する。また,災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう,住家被害の調査の	第4節 被災者の生活再建対策 第3 り災証明書の発行 (市民局、 <u>市長室、</u> 財政局、住宅都市局、区役所) 大規模な災害時において、被災者に対する各種救援措置等を円滑に進めるため、家屋の被害認定調査を行い、り災証明書を迅速に発行する。また、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、家屋の被害 認定調査の担当者の育成を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。	対象の明確化及び 月交付に伴う見直
121	第3章 災害応急対策計画 第12節 被災者の生活再建対策	2 り災証明の発行 (1)実施体制 (1) 証明書発行の統括・連絡調整は、市災害対策本部が行う。 (2) 証明書の発行は、区ごとに窓口を設けて行う。 (3) 証明書の発行は、各区災害対策本部総務・情報班の統括のもと、次の係を設置する。 ア 家屋に関するり災証明発行 イ 家屋以外の資産のり災証明発行 ウ 家屋被害判定結果への異議申出対応 エ 罹災証明申請手続き等の相談 (2) 証明書発行の時期 り災証明書の発行の時期 り災証明書の発行の時期は、次のとおりとする。 (1) 第1次・第2次判定調査分(一斉調査分) り災台帳等の整備が終了後、速やかに発行開始 (2) 第1次・第2次判定調査分(個別随時調査分) 個別随時の現地調査が終了し、り災台帳等を整備した後であれば発行 (3) 第3次判定調査分 現地調査が終了し、り災台帳等を整備した後であれば発行 (4) 家屋以外の資産 被害の受付後であれば、受付当日からでも発行	り災証明書は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害(火災及び雷に起因するものを除く)により被害を受けた家屋について災害による被害の程度の証明を行うものとする。なお、家屋以外の不動産又は動産がり災した場合において必要があるときは、り災届出証明書で対応する。 (削除)	対象の明確化及び 用交付に伴う見直

	ー				
頁	章節	現行	修正案	修正理由	
122	第3章 災害応急対策計画 第12節 被災者の生活再建対策	(3) 家屋被害の損害程度 火災に関連しない家屋被害の程度は、次のとおりである。 「全壊」家屋としての使用が不可能と判断されるもの(損壊割合50%以上) 「大規模半壊」…大規模な補修を行わなければ居住が困難と判断されるもの(損壊割合40%以上50%未満) 「半壊」相当の補修をすれば再使用できると判断されるもの(損壊割合20%以上40%未満) 「半壊にいたらない」…家屋としての使用は可能であるもの(損壊割合20%未満)	(削除)	り災証明の対象の明確化及び 罹災届出証明交付に伴う見直 し	
		(4) 証明交付対象者等 ① 証明書は自然災害を受けた者又は、これと利害関係を有している者に対して交付する。② 証明書を受けることができる枚数は、原則として、1個の家屋につき一枚とする。 (5) 補足調査 家屋被害状況について、調査後に調査結果に反映されていない要因等が発生し、補足調査を行う必要があると区災害対策本部が決定した場合は、上記1-(1)-①の関係各部と協議を行った上で必要に応じて補足調査を行う。	(削除)		
120	第3章 災害応急対策計画 第12節 被災者の生活再建対策	1 家屋の被害調査 (1)実施体制 ① 災害対策本部の総括の下、家屋の被害調査を実施するに当たり、関係各部は下記の組織体制を整える。 ア 財政部 家屋被害調査の運営に係る統括、連絡調整 イ 保健福祉部 被災者に対する各種支援に係る統括、連絡調整 ウ 住宅都市部 家屋調査の技術的支援に係る統括、連絡調整 エ 総務企画部 調査応援職員の人員体制の構築 ② 調査は、各区災害対策本部調査 教助班が行う。 ア 火災に関連する家屋被害調査 各区災害対策本部調査教助班(調査に当たっては、警備部が行う火災調査と連携をとる。) イ 火災に関連しない家屋被害調査 各区災害対策本部調査教助班 ③ 調査要員は、各部からの要員を動員するとともに、必要に応じて他自治体・民間からの応援を要請する。	3 家屋の被害 <u>認定調査の実施</u> (削除)		
121		(2)調査の実施 ① 調査の時期等	<u>(1) 家屋の被害認定調査</u> <u>家屋の被害認定調査は、</u> 救命救急活動・消火活動が一段落した時点で 速やかに <u>家屋被害認定調査計画</u> を策定した上で、「災害に係る住家の被 害認定基準運用指針 内閣府(防災担当)」に基づき実施する。		

頁	章節	現行	修正案	修正理由
121	第3章 災害応急対策計画第12節 被災者の生活再建対策	イ 第3次判定調査 第2次判定までの結果に対し、被災者等からの再調査の申請があった 場合には、外観目視調査とともに内部立入調査を行い、第3次判定を行う。 ③ 家屋被害調査計画の策定 第1次・第2次判定調査については、次に沿って家屋被害調査計画を 策定した上で実施する。 なお、第3次判定調査は、被災者等からの申請に基づき、第1次・第 2次判定調査と同様に家屋被害調査計画を策定した上で実施する。 ア 各区災害対策本部は市災害対策本部に集約された被害情報から第1 次・第2次判定調査の区域を決定し、対象家屋概数を把握する。 イ 市災害対策本部は、調査開始日及びり災証明発行開始日について上記1-(1)-①の関係各部と協議を行った上で決定するとともに、他自治体・民間からの応援の要否及び要応援者数を算定する。 ウ 市災害対策本部は、各区災害対策本部から区内の被害状況に応じた区家屋被害調査計画書(案)を集約する。 エ 市災害対策本部は、上記の区家屋被書調査計画書(案)に基づき、全市分の家屋被害調査計画書を策定する。また、調査期間について、上記1-(1)-①の関係各部と協議を行った上で決定する。 ④ 調査の実施及び結果報告 区災害対策本部は、上記③-エに基づき家屋被害調査を実施するものとし、その結果を定期又は随時に市災害対策本部に報告する。 (3)り災台帳の整備 被害調査の結果については、次のとおり、り災台帳等を作成する。 ① 第1次・第2次判定調査・・家屋り災台帳(第1次・第2次判定住家被害調査表)及び家屋り災地図 ② 第3次判定調査・・家屋り災台帳(第3次判定住家被害調査表)第3 家屋等資産被害に関する調査及びり災証明の発行 (6)被害適査・り災証明に関する広報 被害調査の実施及びり災証明の発行の時期、手続等については、報道機関、広報紙等により、広報する。	(削除) (2) り災台帳の整備 り災証明書発行の基本台帳となるり災台帳を作成する。り災台帳には、家屋被害調査の判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積する。 4 り災証明に関する広報り災証明書の発行の時期、手続等については、報道機関、広報紙等により、広報する。	り災証明の対象の明確化及び罹災届出証明交付に伴う見直し
75	第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制	第4 応援要請 2 広域応援体制 (2) 応援要請基準 災害発生時において、本市のみでは対応が困難な場合に行う。	第4章 受援計画 第1節 受援の基本 第2 受援計画の発動 福岡市災害対策本部(以下「本部」という。)が設置され、対策本部 長(以下「本部長」という。)が必要と認めた場合に本計画を発動し、 防災関係機関等へ支援要請を行う。	受援計画の策定に伴う見直し

頁	章節	現行	修正案
75	章節 第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制	現行 (3) 応援を求める活動の概要 応援を要請する業務内容はおおむね次のとおりとし、応援要請先の活動に応じて要請する。 ① 救助、救出活動 ② 消火活動 ③ 食料、日用品等の提供 ④ 医療・保健活動 ⑤ 給水活動 ⑥ ライフラインの応急復旧活動 ⑦ 被災建築物応急危険度判定 ⑧ その他必要な活動	修正案 修正理由 受援体制 受援対象業務 他の自治体等からの支援が必要となることが想定される業務は、次の表のとおり。
			「中水風地蔵の歌の神郎」(後日 現前下水風形 10 10 10 10 10 10 10 1
74	第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制	第4 応援要請 2 広域応援体制 (1) 応援要請先及び主たる応援活動内容 ① 災害時相互応援協定(本市が当事者となっているもの) ア 「21大都市災害時相互応援に関する協定」政令指定都市及び東京都(資料編 490 頁) イ 「九州九都市災害時相互応援に関する協定」九州内県庁所在都市及び政令指定都市(資料編 494 頁) ウ 「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」 福岡県内の市町村(資料編 496 頁) エ 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書(資料編499 頁) オ 「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」指定都市市長会(資料編504頁) カ 「九州市長会における災害時の相互支援体制について(H25.5.6九州市長会総会申合せ)」九州市長会(資料編551頁)	

	TEIMITI 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12				
頁	章節	現行	修正案	修正理由	
74	第3章 災害応急対策計画第1節 応急活動体制	② 消防に関する応援体制 ア「福岡都市圏市町消防相互応援協定書」福岡都市圏消防本部(資料編444頁) イ 「福岡県消防相互応援協定書」福岡県内消防本部(資料編449頁) ウ 緊急消防援助隊の派遣要請 ③ 各業務関係協定(本市が当事者になっているもの) ア 「19大都市水道局災害相互応援に関する覚書」(①一ア に基づくもの)(資料編 246 頁) イ 「九州九都市水道局災害時相互応援に関する覚書」(①一イ に基づくもの)(資料編 248 頁) ウ 「福岡都市圏水道災害時相互応援に関する協定書」(資料編 250 頁) ④ 福岡県の応援協定(福岡県が当事者になっているもの) ア 「九州・山口9県災害時相互応援協定」 (ア)災害応急措置に必要な職員の派遣 (イ)食糧、飲料水及び生活必需品の提供 (・ウ)避難・収容施設及び住宅の提供 (・エ)緊急輸送路及び海上輸送手段の確保 (・オ)医療支援 (・カ)その他災害応急措置の応援のため必要な事項 イ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定 (ブロック協定のみで対応ができないときの全国的な応援体制) ⑤ 法律に基づく応援要請 ア 指定地方行政機関の職員の派遣要請(災害対策基本法第29条第2項) イ 他の市町村又は県の職員の派遣要請(地方自治法第252条の1フ) 知事に対する職員の派遣の斡旋(災害対策基本法第30条) エ 他の市町村長等に対する応援の要求(災害対策基本法第67条)	⑩大規模災害発生時における九州ブロック災害廃棄物対策行動計画、九州3指定都市災害廃棄物の処理における相互支援に関する協定、福岡都市圏域自治体間における一般廃棄物の処理に関する相互協定書、一般廃棄物収集運搬業者との災害時における災害廃棄物の収集・運搬に関する協定書、福岡県産業廃棄物協会との災害廃棄物の処理等に関する協定書・⑪福岡都市圏域自治体間における一般廃棄物の処理に関する相互協定書・⑪災害時における仮設トイレの設置に関する協定書・災害時における物資の供給に関する協定書	受援計画の策定に伴う見直し	
75		才 都道府県知事に対する応援の要求(災害対策基本法第68条) (6) 福岡都市圏構成市町村(9市8町)との連携 災害予防についての連絡調整をはじめ、災害情報の交換と応急対策について連携ができる体制の構築を図る。 一般廃棄物(ごみ、し尿)の処理については、状況に応じ、本市近郊市町との相互協力のもとに実施する。			

頁	章節	現行	修正案	修正理由
75 76	第3章 災害応急対策計画第1節応急活動体制	第4 応援要請 1 自衛隊の派遣要請 (1) 派遣要請の実施 福岡県知事への派遣要請は、対策本部総括部が行う。 2 広域応援体制 (4) 応援要請の手順 ① 災害対策本部の各部は、その担当する災害応急対策について他都市等の応援を必要とするときは、直ちに災害対策本部総括部に対し、応援を必要とする業務の概要を報告する。 ② 災害対策本部総括部は、全体の被害状況及び市の活動状況を推測・勘案し、応援要請の要否を判断する。 ③ 市域内で震度6弱以上の地震が発生したときは、応援要請の要否の結論が出る前においても、各応援要請先に対して、その時点での被害の状況、活動の状況等の情報を連絡する。 ④ 応援要請を行う場合は、概ね次の事項を明らかにし、電話等によって要請を行う。文書によって要請する必要がある場合は、後日速やかに整える。 ア 被害の状況、その時点での対応状況 イ 必要な物資の品目名、数量 ウ 必要な物資の品目名、数量 ウ 必要な物資の品目名、数量 エ 応援物資、人員の集結場所、経路 オ 応援を必要とする期間の見込み	第3節 支援職員等の受け入れ 第1 支援要請 1 支援要請 1 支援要請の必要性の判断 各部長は、災害応急業務の実施にあたって、人的資源が不足する場合は、支援要請の必要性について、判断する。 2 支援要請の決定 (1)防災関係機関並びに自治体等に支援要請を行う場合防災関係機関並びに自治体等に支援要請を行う必要がある場合は、各部長からの報告に基づき、本部長が決定する。 (2)企業・NPO等に支援要請を行う場合災害時支援協定等を所管する各部長が決定する。 3 支援要請の実施 (1)防災関係機関等に支援要請を行う場合総括部から支援要請を行う。 (2)自治体に支援要請を行う。 (2)自治体に支援要請を行う。 ② 個別支援の枠組みが整っていない業務受援調整チームから支援要請を行う。 ② 個別支援の枠組みが整っていない業務会業務所管部から支援要請を行う。 (3)企業・NPO等に支援要請を行う。 (3)企業・NPO等に支援要請を行う場合災害時支援協定の運用担当部から支援要請を行う。 4 支援要請の報告 市全体の支援要請状況は、受援調整チームが取りまとめ、総務企画部長が本部長に報告する。	受援計画の策定に伴う見直し
76	第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制	2 広域応援体制 (5) 応援の受入れ ① 応援活動の調整 他都市等の活動の調整は、その活動内容に応じて各部において行う。 ② 応援の活動拠点等 応援隊の職員の宿泊、活動の拠点は、被害が軽微な地域にある市の宿泊可能施設をもって充て、不足する場合は周辺市町村を含む公共施設、公的宿泊施設の借上等によって対応する。そのほか消防車両等の受入については、各消防署はもとより市の施設(図書館、博物館等)を活用するとともに、民間施設の活用や燃料の補給など民間企業等への協力を積極的に求める。 応援職員の食料、飲料水等については、対策本部において準備する。 ③ 活動に要する資機材等 応援活動に必要な資機材等については、活動内容に応じて各部において準備する。	第2 受入れの準備 1 支援職員等への事前説明の実施 支援職員等が本市に到着後、すみやかに業務に従事できるよう、受援 対象業務所管課(以下「受援課」という。)は業務マニュアルや業務遂 行に必要な資料の整備に努め、当該マニュアル等を事前に電子メール等 で支援職員等派遣団体に送付する。 2 派遣内容の把握 受援課は、事前に支援職員の人数、到着時期、到着場所、宿泊場所並 びに携行品等を把握する。 3 支援職員の宿泊場所の確保 (1) 旅行業者による確保 ① 個別支援の枠組みが整っていない業務 受援調整チームが災害時支援協定に基づき、旅行業者に宿泊施設の確保を要請する。 (2) 個別支援の枠組みが整っている業務 個別支援の枠組みが整っている業務 「個別支援の枠組みが整っている業務」 「個別支援の枠組みが整っている業務」 「個別支援の枠組みが整っている業務」 「個別支援の枠組みが整っている業務」 「一個別支援の枠組みが整っている業務」 「一個別支援の枠組みが整っている場」 「一個別支援の枠組みが整っている場」 「一個別支援の枠組みによりを表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	受援計画の策定に伴う見直し

굼	章節	11日 111 112 113	修正案	修正理由
頁	,	現行		
72	第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制	第4 応援要請 地震による被害が拡大し、災害対応が本市だけでは困難と判断されるときには、速やかに自衛隊、海上保安部、福岡県警察、他の自治体等との連携を緊密にし、応援を要請する。 地震の規模が大きい場合は、早期に被害の全体の状況を推測して、速やかに自衛隊等へ状況を報告する。	(削除)	受援計画の策定に伴う見直し
76	第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制	第4 応援要請 2 広域応援体制 (6)~(8)	第4節 関係機関別の受援 第1 自治体等 2~4	受援計画の策定に伴う見直し
72	第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制	第4 応援要請 1 自衛隊の派遣要請 全市域にわたって被害が生じ、市の活動のみでは対応が困難なときに派遣要請を行う。 家屋の倒壊、構造物の破損等があるとき等甚大な被害が把握された場合には、被害状況の詳細が把握・集約されない時点においても、全体の被害状況を推測して <u>応援</u> 要請を行う。	第2 自衛隊 福岡市全域にわたって被害が生じ、市の活動のみでは対応が困難な場合に、派遣要請を行う。家屋の倒壊、構造物の破損等があるとき等、甚大な被害が把握された場合には、被害状況の詳細が把握・集約されない時点においても、全体の被害状況を推測して派遣要請を行う。	受援計画の策定に伴う見直し
73	第3章 災害応急対策計画第1節 応急活動体制	(2)派遣要請の基準 (1)~(2) (3) 派遣要請依頼手続 ① 要請系統 自衛隊派遣要請図	1 派遣要請の基準 (1) ~ (2) 2 派遣要請依頼手続 (1) 要請系統 自衛隊派遣要請図	受援計画の策定に伴う見直し

頁	章節	現行	修正案	修正理由
7:	第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制	(4) 自衛隊への情報提供等 ① 市域内で震度6弱以上の地震が発生したときは、自衛隊の派遣要請を行うか否かにかかわらず、次の事項を陸上自衛隊第4師団(第3部防衛班)に連絡する。 ア 地震発生の事実 インウ エ 後刻派遣要請を行う場合があること オ	3 自衛隊への情報提供等 (1) 市域内で震度 5 弱以上の地震若しくはそれに相当する災害が発生したときは、自衛隊の派遣要請を行うか否かにかかわらず、次の事項を陸上自衛隊3 部防衛班)に連絡する。 (1) 地震等の災害発生の事実 (2)~(3) (4) 後ほど派遣要請を行う場合があること (5) (2)	受援計画の策定に伴う見直し
73	第3章 災害応急対策計画第1節 応急活動体制		4 自衛隊の活動内容 (1) 地震等発生時の活動 ① 連絡班及び偵察班の派遣 ア~イ (2) 災害発生後の活動 ① 対援物資の緊急輸送 被災者が避難所等で生活するために必要不可欠な救援物資等の緊急輸送 被災者が避難所等で生活するために必要不可欠な救援物資等の緊急輸送を実施する。 ② 人員の緊急輸送 特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、緊急患者・医師その他救援活動に必要な人員の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。 ① 炊飯又は給水 特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、被災者に対し、炊飯又は給水を行う。 (3) 陸・海・空自衛隊の連携 5 派遣部隊 (1) ~ (3) 6 派遣部隊等の活動調整・受入 (1) ~ (3)	受援計画の策定に伴う見直し

	福岡市地域例火町圏(展火灯火棚) 廖正未					
Ī	Į	章節	現行	修正案	修正理由	
1		民間団体、ボランティアと	第13節 民間団体、ボランティアとの連携 大規模災害が発生した場合、市職員及び防災関係機関の活動ととも に、民間の協力等を積極的に得て、連携を保つとともに、一般のボラン ティア等との協力関係を確立する。	第3 企業・NPO、ボランティア 企業・NPO等に業務委託することで、企業等が持つ人材やノウハウ 等の資源を効果的に活用する。また、個人からの協力の申し出や企業からの無償支援の申し出などのボランティア等も積極的に活用する。	受援計画の策定に伴う見直し	
1		民間団体、ボランティアと	第1 民間団体等との協力体制(市民局、保健福祉局、消防局) 災害時には、各種民間団体等の協力を得て、災害応急対策を実施する。	1 企業・NPO等	受援計画の策定に伴う見直し	

百	章節	現行	修正案	修正理由
123	第3章 災害応急対策計画 第13節 民間団体, ボランティアと の連携	き、 <u>市災害対策本部</u> と市社会福祉協議会で協議し、災害ボランティアセンターを設置する。 災害ボランティアセンターの運営については、市社会福祉協議会を主体とし、本部と連携を図りながら、各種団体、個人ボランティアの協力を得て行う。 (2)設置場所 災害ボランティアセンターは、原則として福岡市市民福祉プラザ内(市社会福祉協議会)に設置する。 (3)所掌事務 ① 市災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整に関すること ②~⑤ ⑤ 関係機関及び団体等との連絡調整及び職員 <u>派遣</u> の要請に関すること	2 ボランティア等 (1) 災害ボランティアセンター 個人・団体からの災害ボランティアの申し出については、災害ボランティアセンターで受け付ける。 ① 災害ボランティアセンターの設置・運営 災害が発生し、ボランティアの支援の必要性があるときは、「災害時におけるボランティア活動に関する協定書」(資料編 〇 頁)に基づき、本部と市社会福祉協議会で協議し、災害ボランティアセンターを設置する。 災害ボランティアセンターの運営については、市社会福祉協議会を主体とし、本部と連携を図りながら、各種団体、個人ボランティアの協力を得て行う。 ② 設置場所 災害ボランティアセンター本部は、原則として福岡市市民福祉プラザ内(市社会福祉協議会)に設置する。 の所掌事務 アとの連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整に関すること イーオ カ関係機関及び団体等との連絡調整及び市外の社協職員応援の要請に	修正理由 受援計画の策定に伴う見直し
124	第3章 災害応急対策計画 第13節 民間団体,ポランティアと の連携	② ボランティアへの対応 (1)専門ボランティア(専門的な知識を有するボランティア)への対応 (2) 一般ボランティア(特別の資格,技能等を要しないボランティア)への対応 災害ボランティアセンターは、災害対策本部と情報交換を行いながら、ニーズに応じて、活動調整を行う。う。 (活動例示) 【総務的分野】 ① ボランティアニーズの把握・活動調整 【行政補助】 ② 避難所運営 ③ 物資の仕訳、配送、分配 ④ 炊き出し 金 ⑤ 給水活動 ⑤ 企 (3) 特資の仕訳、配送、分配 ④ 炊き出し 金 ⑤ 会計活動】 ⑥ 避難者の介助、支援 ② 清掃、家屋等の片づけ、引っ越し手伝い	関すること (削除) ④ 一般ボランティア (特別の資格, 技能等を要しないボランティア) への対応 災害ボランティアセンターは, 被災地のニーズに応じて, 活動調整を行う。 (活動例示) ア ボランティアニーズの把握・活動調整 4 避難所 (指定避難所以外の場所を含む) 運営の補助 ウ 物資の仕分け・配送・分配の補助 エ 炊き出しの補助 オ 給水活動の補助	受援計画の策定に伴う見直し

	111回1124以70人11回(及久7人水桶) 停止未					
頁	章節	現行	修正案	修正理由		
12	第3章 災害応急対策計画 第13節 民間団体, ボランティアと の連携	3 区災害ボランティアセンターの設置 災害ボランティアセンターは、被災状況に応じ、各区災害ボランティ アセンターの設置を行うものとする。 各区災害ボランティアセンターは、主として地元中心のコーディネート とし、各区災害対策本部と連携して活動調整を行うものとする。 また、活動内容等については、必要に応じ、災害ボランティアセン ターへ報告するものとする。	(2) 災害ボランティアセンター・サテライト 災害ボランティアセンターは、被災状況に応じ、区にサテライトを設 置する。 災害ボランティアセンター・サテライトは、主として地元中心のコーディネートとし、各区災害対策本部と連携して活動調整を行うものとする。 また、活動内容等については、必要に応じ、災害ボランティアセンター本部へ報告するものとする。	受援計画の策定に伴う見直し		
12		第 1 民間団体等との協力体制 1 日赤奉仕団 (1)協力の依頼 ①~② (2)協力内容 ① り災者への炊き出し ② <u>医療</u> 助産及び清掃等 ③ その他の救護活動	(3) 日赤奉仕団 ① 協力の依頼 ア〜イ ② 協力内容 ア 被災者への炊き出し イ 清掃等 ウ その他の救護活動	受援計画の策定に伴う見直し		
12	第3章 災害応急対策計画 第13節 民間団体, ボランティアと の連携	2 自主防災組織	(削除)	受援計画の策定に伴う見直し		
16	第4章 災害復旧・復興計画 第2節 市民生活再建のための施策	第4章 災害復旧・復興計画 第2節 市民生活再建のための施策 第3 租税等の減免等 2 市税又は手数料等の減免、徴収猶予等 (省略) (6) 手数料又は使用料の減免 災害により甚大な被害を受けた者に対し、 <u>手数料又は使用料に係る条</u> 例等の規定の定めるところにより、減免等を行う。	第5章 災害復旧・復興計画 第2節 市民生活再建のための施策 第3 租税等の減免等 2 市税又は手数料等の減免、徴収猶予等 (省略) (6) 手数料又は使用料の減免 災害により甚大な被害を受けた者に対し、条例・規則等の定めるところにより、手数料又は使用料を減免する。	風水害対策編との整合		

頁	章節	現行	修正案	修正理由		
	目次	第1章 総 第1節 風水害対策編の目的 第2節 防災の基本理念及び施策の方向性 第3節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱 第4節 市民及び事業所の責務 第5節 災害の想定 第6節 防災計画の修正 第7節 計画の周知徹底 第8節 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進(地区防災計画) 第2章 災害予防計画 第1節 災害予防 第2節 防災体制の整備 第3節 自主防災体制の整備 第4節 被災者支援対策	第1章 総 第1節 風水害対策編の目的 第2節 防災の基本理念及び施策の方向性 第3節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱 第4節 市民及び事業所の責務 第5節 災害の想定 第6節 防災計画の修正及び周知 (第6節に統合) 第7節 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進(地区防災計画) 第2章 災害予防計画 第1節 災害予防 第2節 防災体制の整備 第3節 自主防災体制の整備 第4節 被災者支援への備え	タイムラインに整合		
		第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制 第2節 情報の収集・伝達 第3節 災害時の収集・伝達 第4節 救出・救急対策 第5節 保健医療及び助産計画 第6節 避難対策 第7節 物資の供給・輸送対策 第8節 警備・交通対策 第9節 輸送計画 第10節 成災者の生活再建対策 第11節 民間団体、ボランティアとの連携 第12節 要配慮者対策 第13節 防疫計画 第14節 清掃対策 第15節 行方不明者の捜索、遺体の処置・埋火葬 第15節 行方不明者の捜索、遺体の処置・埋火葬 第17節 障害物の除去 第17節 障害物の除去 第17節 障害物の除去 第17節 障害物の除去 第17節 時害物の於去 第17節 方イフライン施設の応急対策 第20節 石油事故対策 第22節 農畜産物応急対策 第22節 農畜産物応急対策	第3章 災害応急対策計画 ★風水害対策タイムライン(別添資料) 第1節 災害対策本部の組織・運営 第1節の1 応急活動体制 第1節の2 情報の収集・整理・伝達 第1節の3 応急活動の基盤確保 第2節 救助・救急活動 第3節 市民生活の維持 第3節の1 避難対策 第3節の2 物資の供給対策 第3節の3 都市機能の確保 第4節 被災者の生活再建対策 第4章 受援計画(新設)(別添資料) 第1節 受援の基本 第2節 受援体制 第3節 支援職員等の受け入れ 第4節 関係機関別の受援			
		<u>第4章</u> 災害復旧・復興計画	第5章 災害復旧・復興計画 第6章 支援計画(新設) (別添資料) ★支援計画タイムライン 第1節 災害支援の基本 第2節 支援活動の展開 第3節 被災地から避難してきた被災者の生活支援 第4節 相互応援協定等			

	恒川川地域的火計画(風水音对泉橋/修正朱						
頁	章節	現行	修正案	修正理由			
2	第1章 総則 第2節 防災の基本理念及び施策の 方向性	第2節 防災の基本理念及び施策の方向性 防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、稠密な人口、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ我が国の、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。 また、大規模な災害の発生をハード対策で完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また科育的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。 災害対策の実施に当たっては、国、指定公共機関等と相互に密接な連携を図るものとする。併せて、市民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、福岡市、公共機関、事業者、市民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。 1 周到かつ十分な災害予防 (1)基本理念 2 被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。 3 適切かつ速やかな災害復旧・復興 (1)基本理念	第2節 防災の基本理念及び施策の方向性 1 基本理念 「共創による防災先進都市・福岡をめざして」 (1) 共創:顔の見える関係を基盤にした市民、企業、NPOとの共創による取組 (2) 広域:適切な受援およびWITH THE KYUSHUの視点に立った広域支援 (3) チャレンジ:ICTをはじめとする最新の知見を活用した不断の改善、挑戦 (4) ユニバーサル:要支援者、外国人、女性、LGBTなどすべての人に対する適切な配慮 (5) 取り組みの方向性 (1) ハードとソフトの組み合わせによる予防対策 (2) 被災者の個別の特性、ニーズに応じた応急対策 (3) 速やかな生活再建(復旧・復興) 3 予防対策 (1) 基本的な考え方 (2) 被災者の二一ズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、性的指向・性自認、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。 (1) 基本的な考え方	熊本地震を踏まえた見直し			
	第1章 総則 第3節 防災関係機関の防災上の事務 又は業務の大綱	2 事務の大綱 (8) 指定地方公共機関	2 事務の大綱 (8) 指定地方公共機関	文言修正			
7		<u>公益</u> 社団法人福岡市医師会 災害時における医療, 助産に関する事項 公 益 社 団 法 人	一般 社団法人福岡市医師会 災害時における医療, 助産に関する事項 公益社団法人 災害時における医療, 看護に関する事項 福岡県看護協会 災害時における医療, 看護に関する事項				
8	第1章 総則 第6節 防災計画の修正	第6節 防災計画の修正 この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年定期的に検 討を加え、必要があると認められるときは修正する。 その際には、男女共同参画の視点や高齢者、障がい者、外国人、乳幼 児、妊産婦等に対する配慮に留意するなど、人権尊重の視点に立って検 討を行う。	第6節 防災計画の修正 第1 防災計画の修正 この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年定期的に検 討を加え、必要があると認められるときは修正する。 その際には、男女共同参画の視点や性的マイノリティ、高齢者、障がい 者、外国人、乳幼児、妊産婦等に対する配慮に留意するなど、人権尊重 の視点に立って検討を行う。	「性的マイノリティに関する 支援方針」による			

=	÷.//	1日四川250%以火口四(瓜外		Mt - T T III - L
頁	章節	現行	修正案	修正理由
9	第2章 災害予防計画 第1節 災害予防	第1 風水害予防 1 河川整備計画 本市を流れる河川については、二級河川、準用河川、普通河川の131河 川、257.9kmがあり、雨水排水の根幹を担っている。 近年の都市化の進展に伴う雨水流出量の増加や集中豪雨による浸水被 害を軽減するため、二級河川においては河川管理者である県と連携を図 り事業促進に努めるとともに、早期に治水対策を図るため、本市においては都市基盤河川改修事業を活用した整備を推進している。 さらに、準用河川の整備促進や雨水流出抑制効果の高いため池の治水 地への転用、既存治水地の貯留能力の拡充を図っている。 なお、平成21年7月の中国・九州北部豪雨により甚大な浸水被害を受け た那珂川及び樋井川については、平成22年4月、福岡県において緊急かつ 集中的に河川整備を行う「床上浸水対策特別緊急事業」の採択を受け、 本市と県の連携の下、平成26年度までの5年間で事業を完了した。	川, 257.9kmがあり、雨水排水の根幹を担っている。 近年の都市化の進展に伴う雨水流出量の増加や集中豪雨による浸水被害を軽減するため、二級河川においては河川管理者である県と連携を図り事業促進に努めるとともに、早期に治水対策を図るため、本市においては都市基盤河川改修事業を活用した整備を推進している。 さらに、準用河川の整備促進や雨水流出抑制効果の高いため池の治水地への転用、既存治水地の貯留能力の拡充を図っている。 (削除)	文言の整理
	第2章 災害予防計画 第1節 災害予防	2 下水道整備計画 (1)全体計画 全体計画表	2 下水道整備計画 (1)全体計画 全体計画表	時点修正 送り仮名修正
		区 分 面積(ha) 備 考	区 分 面積(ha) 備 考	
		市 城 34,339	市 塚 34,339	
9		面 積	面積	
		平成27年度末下水道整備面積 17,035	平成 <u>28</u> 年度末下水道整備面積 <u>17,036</u>	
		平成47年度末下水道整備計画面積 18,160 農業集落排水事業(54ha)及び漁業集落整備事業(51ha)で <u>行なう</u> 区域を含まない。	平成47年度末下水道整備計画面積 18,160 農業集落排水事業(54ha)及び漁業集落整備事業(51ha)で <u>行う</u> 区域を含まない。	
	第2章 災害予防計画 第1節 災害予防	(2)実施計画 ① 都市計画と事業認可	(2)実施計画 ① 都市計画と事業認可	時点修正
		処 理 区 平成27年度までの都市計画決定済面積(ha) 平成27年度までの予定処理区域面積(ha)	処 理 区 平成 <u>28</u> 年度までの都市計画決定済面積(ha) 平成 <u>28</u> 年度までの予定処理区域面積(ha)	
		西戸崎 154 154	西戸崎 154 154 154 154 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
		和 自 <u>1,371</u> 1,371 東 部 3,689 3,685	和 自 <u>1,399</u> 1,371 東 部 3,689 3,685	
10		中部 2,715 2,715	中部 2,715 2,715	
		西 部 4,904 4,900	西 部 4,904 4,900	
		南 部 3,322 3,322	南部 3,322 3,322	
		新西部 1,195 1,195	新西部 1,195 1,195 1,195 計 17,378 17,342	
		野十 <u>17,350</u> 17,342		
10	第2章 災害予防計画 第1節 災害予防	② 浸水対策 (省略) なお、平成27年度までに「雨水整備Doプラン」における対象地区において、重点55地区のうち47地区の対策が完了し、「雨水整備レインボープラン」における対象地区において、重点4地区のうち2地区の対策が完了している。	② 浸水対策 (省略) なお、平成28年度までに「雨水整備Doプラン」における対象地区において、重点55地区のうち47地区の対策が完了し、「雨水整備レインボープラン」における対象地区において、重点4地区のうち2地区の対策が完了している。	時点修正

	福岡中地域的火計画 (風小音对泉橋/修正朱					
頁	章節	現行			修正案修正理由	
10	第2章 災害予防計画 第1節 災害予防	4 市街地浸水対策 市街地において、灌漑面積が減少した農業用 井堰については、水中ポンプ等の代替施設を設 置することで井堰を廃止し、河川等の排水能力 を強化する。 4 市街地浸水対策 市街地において、灌漑面積が減少した農業用 井堰については、水中ポンプ等の代替施設を設 置することで井堰を廃止し、河川等の排水能力 を強化する。			市街地において, 灌漑面積が減少した農業用 井堰については, 水中ポンプ等の代替施設を設 置することで井堰を廃止し, 河川等の排水能力 を強化する。	
		事業箇所年度	井堰名	河川名等		
		平成 23 年度	高田井堰	多々良新川		
		平成 23 年度	宝満井堰	那珂古川		
	hb	.,,,,	- 上側 开格	까~ 다기		
	第2章 災害予防計画 第1節 災害予防 	第2 都市防災 3 都市公園整備記	十画		第 2 都市防災 3 都市公園整備計画 	
		公	園 名 公園	計画面積(ha) 整備予定年度	公 園 名 公園計画面積(ha) 整備予定年度	
		舞 i	弘 園 (総合公園)	46.9 平成 26~42 年度 (中期)	舞 鶴 公 園 (総合公園) 46.9 平成 26~42 年度 (中期)	
		広域避難地 アイラン	ドシティ中央公園 (総合公園)	21.9 平成 28~35 年度	広域避難地 アイランドシティ中央公園 (総合公園) 21.9 平成 28~35 年度	
4.0			運動公園(運動公園)	33.0 平成 13~33 年度	今 津 選 動 公 圏 (運動公園) 33.0 平成13~33 年度	
12			古墳公園(近隣公園)	1.7 平成 26~30 年度	大 塚 古 墳 公 圏 (近隣公園) 1.7 平成 26~ <u>32 年度</u>	
			中央公園(近隣公園)	2.4 <u>平成 26~29 年度</u> 1.0 平成 30 年度以降	一次遊離地 石 丸 中 央 公 園 (近隣公園) 1.0 平成 30~32 年度	
			中央公園(近隣公園)	1.7 平成 30 年度以降	製 茂 中 央 公 園 (近隣公園) 1.7 平成 30 年度以降	
			風 致 公 園 (風致公園)	4.7 平成 30 年度以降	片 江 風 致 公 園 (風数公園) 4.7 平成 30 年度以降	
18	第2章 第1節 災害予防	第6 地下空間浸水 地下空間浸水対策(福岡市市営地下鉄	k対策 Dための情報伝達系統図		第 6 地下空間浸水対策 地下空間浸水対策のための情報伝達系統図 福岡市地下鉄	
20	第2章 災害予防計画 第1節 災害予防	のための措置 2 要配慮者等が (3) にのでは 利用施設の期間では 迅速な避難のの確保 でで成した場合 (3) 自衛水防組織の (3) 自衛水防組織の	Eに利用する施設における 方災計画にその名称及び所 又は管理者は、当該要配慮 を図るため、以下のことに 用者の円滑かつ迅速な避難 は、市長へ報告) の設置(設置した場合は、	在地を定められた要配慮者 者施設の利用者の円滑かつ <u>努める</u> こととする。 確保を図るための計画の作 市長へ報告)	のための措置 2 要配慮者等が主に利用する施設における措置 (3)福岡市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者 利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の円滑かつ 迅速な避難の確保を図るため、以下のことを行うこととする。 ① 当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図るための計画の作成(作成した場合は、市長へ報告) ③ 自衛水防組織の設置 (努力義務・設置した場合は、市長へ報告)	
22	第2章 災害予防計画 第1節 災害予防	措置	戍区域内における円滑かつ 上に利用する施設及び学校	迅速な避難の確保のための	第8 土砂災害警戒区域内における円滑かつ迅速な避難の確保のための 措置 2 要配慮者等が主に利用する施設及び学校における措置 (3)福岡市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者 利用施設の所有名又は管理者は、当該要配慮者施図の利用者の円滑かつ 迅速な避難の確保を図るため、以下のことを行うこととする。 (1) 当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図るための計画の作成(作成した場合は、市長へ報告) ② 作成した避難確保計画に基づく訓練の実施	

굼	辛佐	温		修 工理由
頁	章節	現行	修正案	修正理由
24	第2章 災害予防計画 第2節 防災体制の整備	第2 情報収集・伝達体制の整備 1 防災行政無線の保守,運用(市民局) (2)日常業務での使用 防災行政無線の使用に習熟し、また無線機の状況を把握するために、 日常の業務のなかで積極的に無線を使用する。 防災行政無線ファクシミリを設置している所属においては、その利用 を積極的に行う。 なお、携帯型無線機は、各局・区に配備しているので、屋外での行事 等において積極的に利用する。	第2 情報収集・伝達体制の整備 1 防災行政無線の保守、運用(市民局) (2) 日常業務での使用 防災行政無線の使用に習熟し、また無線機の状況を把握するために、 日常の業務のなかで積極的に無線を使用する。 防災行政無線ファクシミリ、iFAX を設置している所属においては、その利用を積極的に行う。 なお、携帯型無線機は、各局・区に配備しているので、屋外での行事等において積極的に利用する。	実態に合わせた文言の追加
25	第2章 災害予防計画 第2節 防災体制の整備	第3 消防, 医療体制の整備 1 消防体制の整備 (1)消防職員及び消防団員の教養・訓練 消防学校における教育等で実施していく。	第3 消防, 医療体制の整備 1 消防体制の整備 (1)消防職員及び消防団員の教養・訓練 (削除)	「消防局研修等計画」に合わ せた修正
	第2章 災害予防計画 第2節 防災体制の整備	第4 道路交通体制の整備 1 <u>緊急通行車両等</u> の事前届出制度 災害が発生していない平時において県公安委員会が事前に <u>指定行政機関等</u> から緊急通行車両等の届出を受理し、時間を要する審査を済ませ「緊急通行車両等事前届出済証」又は「規制除外車両事前届出済証」を交付する制度である。 同事前届出済証を検問所等で警察官に提示すれば審査を経ることなく速やかに「標章」及び「証明書」の交付を受けることができる。	第4 道路交通体制の整備 1 <u>緊急通行車両及び規制除外車両(以下「緊急通行車両等」という。)</u> の事前届出制度 災害が発生していない平時において県公安委員会が事前に <u>指定行政機</u> 関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、 指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)から緊急通行車両等の届出を受理し、時間を要する審査を済ませ「緊急通行車両等事前届出済証」又は「規制除外車両事前届出済証」を交付する制度である。 同事前届出済証を検問所等で警察官に提示すれば審査を経ることなく速やかに「標章」及び「証明書」の交付を受けることができる。	緊急通行車両等及び指定行政 機関等の定義付けに伴う修正
	第2章 災害予防計画 第2節 防災体制の整備	2 事前届出の対象とする車両 ② 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有し、若しくは指定行政機関等により常時指定行政機関等の活動の為に専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両	2 事前届出の対象とする車両 ② <mark>指定行政機関</mark> 等が保有し、若しくは指定行政機関等により常時指定 行政機関等の活動の為に専用に使用される車両又は災害時に他の関係機 関・団体等から調達する車両	文言の整理
27	第2章 災害予防計画 第2節 防災体制の整備	5 事前届出済証の保管及び車両変更申請 関係機関は、事前届出済証を適正に保管するとともに事前届出済証の 交付を受けた車両に廃車、配置換え等の変更が生じた場合は、速やかに 事前届出済証の返還、変更の申請を行う。	5 事前届出済証の保管 事前届出済証を紛失、破損等すると再交付の手続が必要となることから確実な保管・管理に努める。 6 事前届出済証の返還 次のいずれかに該当する場合は、速やかに事前届出済証を返還する。 (1)緊急通行車両等として使用しなくなったとき (2)廃車したとき (3)その他、緊急通行車両等として必要性がなくなったとき	事前届出済証の返還事項の明記、その他文言の修正
	第 2 章 災害予防計画	6 事前届出の促進 指定行政機関等との輸送協定等により災害応急対策に従事すること となる車両についても、事前届出を行うことができるため、積極的な申 請を行う。 1 自主防災組織の結成・活動支援	7 指定行政機関等と契約等している事業者 指定行政機関等との契約等に基づき災害応急対策に使用する車両も 「緊急通行車両」の事前届出を行うことができることから、積極的な申 請を行う。 1 自主防災組織の結成・活動支援	事業の終了に伴い削除
31	第3節 自主防災体制の整備	(2) 組織への防災資機材購入補助金の交付 結成された自主防災組織に対しては、防災資機材の購入補助として1組 織10万円を限度として補助を行う。 (3) 組織への活動支援策等	(削除)	→ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★

	性间中地域的炎計画 (風水音) 核止条						
頁	章節	現行	修正案	修正理由			
32	第2章 災害予防計画 第3節 自主防災体制の整備	2 地域・企業の防災リーダーの養成等 (1) 防災リーダーの養成 ①「博多あん(安全)・あん(安心)塾」 地域や企業の防災力の向上を目的に、平成17年度から開講。 <u>「防災</u> リーダー」(防災士)を1,000名養成する。塾修了者を「博多あん・あんリーダー」と認定し、 <u>塾の継続実施により、「博多あん・あんリーダー」を</u> 地域や企業へ <u>浸透させ</u> 防災リーダーの中核として活動することで、地域防災力の底上げを図る。	2 地域・企業の防災リーダーの養成等 (1) 防災リーダーの養成 ①「博多あん(安全)・あん(安心)塾」 地域や企業の防災力の向上を目的に、平成17年度から開講。塾修了 者を「博多あん・あんリーダー」と認定し、地域や企業で防災リーダーの中核として活動することで、地域防災力の底上げを図る。				
38	第2章第4節 被災者支援対策	第4節 被災者支援対策 第2 避難対策 1 避難場所等の指定 (2)避難所 ③ その他の避難所 イ 臨時避難所 大規模な災害時において多数の被災者が発生し、指定の避難施設では 不足する場合の対策として、 大規模展示場やスポーツ施設などを避難所として、活用することについ て施設管理者と協議を進める。 このほか、臨時の避難場所としてグラウンド、公園等の空き地での支 障のないものについてテント等を設置して、緊急の避難所とする。	不足する場合の対策として,	文言の適正化			
38	第2章 第4節 被災者支援対 策2 避難対策	1 避難場所等の指定 (省略) (3)避難所・避難場所の整備 学校、公民館など避難所に指定している施設については、高齢者や障がい者の使用に支障がないよう、施設の整備に努める。 また、マンホールトイレの設備及び学校施設におけるトイレの洋式化を推進する。	1 避難場所等の指定 (省略) (3)避難所・避難場所の整備 学校、公民館など避難所に指定している施設については、高齢者や障がい者の使用に支障がないよう、施設の整備に努める。 また、マンホールトイレの整備及び学校施設におけるトイレの洋式化を推進する。	震災対策編との整合			
40	第2章 災害予防計画 第3節 被災者支援対策	第3 要配慮者対策 1 避難行動要支援者の把握・情報共有 (2)名簿に掲載する者の範囲等 ② 名簿に掲載する者の要件 ・身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者。ただし、心臓又はじん臓機能障害のみを交付の理由とするものは除く。	第3 要配慮者対策 1 避難行動要支援者の把握・情報共有 (2)名簿に掲載する者の範囲等 ② 名簿に掲載する者の要件 ・身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者。ただし、心臓、じん臓、又は免疫機能障害のみを交付の理由とするものは除く。	名簿に掲載する者の要件の見 直し			
41	第2章 災害予防計画 第3節 被災者支援対策	(新設) 3 要支援者以外の要配慮者対策の研究 要支援者以外の乳幼児や妊産婦 <u>外国人</u> などの要配慮者についても,必要に応じて適宜,市や関係機関,地域,福祉関係団体等が連携し,具体的な支援対策の研究を行う。	3 外国人対策の基本的な考え方 国境を越えた経済社会活動が拡大するとともに、在住・訪日外国人が 増加している。 本市に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とす る在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人 とでは、災害時の行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞ れに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制 の構築が必要である。 4 要支援者以外の要配慮者対策の研究 要支援者以外の乳幼児や妊産婦などの要配慮者についても、必要に応 じて適宜、市や関係機関、地域、福祉関係団体等が連携し、具体的な支 援対策の研究を行う。				

頁	章節	現行	修正案	修正理由			
43	第3章 災害応急対策計画第1節 応急活動体制	第1節 応急活動体制 第1 福岡市災害対策本部等 2 警戒本部 (1)配備態勢 ① 警戒本部副本部長 危機管理監 ② 警戒本部副本部長 市民局長 ③ 配備 必要に応じ災害対策本部の一部の部を置 く。 (2)設置基準 ① 津波注意報が発表されたとき。 ② 台風接近時における高潮警報・注意報発表時において、被害が発生するおそれがあるとき。 ③ その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、部分的な応急対応を必要とするとき。	第1節 災害対策本部の組織・運営 第1節の1 応急活動体制 第1 福岡市災害対策本部等 2 警戒本部 (1) 警戒本部の組織 (1) 危機管理監を警戒本部長とし、市民局長を警戒副本部長とする。 ② 警戒本部に部及び区警戒本部を置く。 ③ 警戒本部の事務分掌や運営については、対策本部に準ずるものとする。 (2) 設置基準 (1) 第1配備(注意態勢) ア 気象業務法に基づく警報が発令される等局部的な被害発生が予測され、事前の警戒措置を図る必要がある場合 イ 市域内に震度4の地震発生時ウナ大雨警報、洪水警報発表時 工 暴風雪警報、大雪警報等が発表され、事前の警戒措置を図る必要がある場合 オ 気象台が発表する気象情報(台風情報、福岡県気象情報)を受け、事前の警戒措置を図る必要がある場合 カ 台風接近時に高潮警報、暴風警報が発表され、事前の警戒措置を図る必要がある場合 土 津波注意報が発表されたとき (2) 第2配備(警戒態勢) ア 現に災害が発生しつつあり、かつ、相当な災害が予測される場合 イ 市域内に震度5弱の地震発生時ウ土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、土砂災害危険度情報発表時	災害警戒本部と災害対策本部の一本化による修正			
44	第3章 災害応急対策計画第1節 応急活動体制	3 対策本部 (1) 本部の設置 本部は、福岡市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、具体的には警報等が発表されたとき、市長の権限において設置する。 4 対策本部の組織及び運営 (1) 対策本部の構成 ① 対策本部長及び職務権限の代行 市長を対策本部長、副市長を対策副本部長とする。対策本部長不在時は、対策副本部長が職務を代理し、その順序は、福岡市長職務代理者規則に定める順序とする。なお、対策本部長、対策副本部長不在時の順序は、別に定める。 ② 対策本部の構成 ア 対策本部に、部及び区本部を置き、部は部長、副部長、班長及び班員を、区本部は区本部長、区副本部長、班長及び班員を、区本部は区本部長、区副本部長、班長及び班員を、区本部は区本部長、区副本部長、班長及び班員を、区本部は区本部長、区副本部長、班長及び班員を、区本部は区本部長、区副本部長、班長及び班員を、区本部は区本部長、区副本部長、班長及び班員を、区本部は区本部長、区副本部長、田田のび野対策本部部務分掌表(資料編 130 頁) (省略)	3 対策本部 (削除) (1) 対策本部の組織 ① 市長を対策本部長、副市長及び危機管理監を対策副本部長とする。対策本部長不在時は、対策副本部長が職務を代理し、その順序は、福岡市長職務代理者規則に定める順序とする。なお、対策本部長、対策副本部長不在時の順序は、別に定める。 ② 対策本部に、部及び区本部を置き、部は部長、副部長、班長及び班員を、区本部は区本部長、区副本部長、班長及び班員をもって各々構成する。ただし、災害発生初期においては、重要な防災活動に集中するため、臨時の応援態勢をしくことがある。(第1節 第3「初動期の対応」参照) ア 福岡市災害対策本部組織表(資料編●頁)	災害警戒本部と災害対策本部の一本化による修正			

	<u> </u>						
頁	章節	現行	修正案	修正理由			
44	第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制	3 対策本部 (2)設置基準 ① 風水(雪)害・土砂災害 ア 大雨の警報または特別警報発表時 イ 洪水警報発表時 ウ 暴風雪、大雪等の警報または特別警報が発表され、総合的な対策が必要であると判断されるとき。 ② 台風接近時 ア 高潮、暴風の警報または特別警報が発表され、総合的な対策が必要であると判断されるとき。 イ 台風勢力・コース等、気象台が発表する気象情報(台風情報、福岡県気象情報)を受け、台風の状況によっては、避難所開設等を考慮し、事前に設置するとき。 ③ 地震 ア 市域内に震度4の地震発生時(第1配備) イ 市域内に震度5弱の地震発生時(第2配備) ウ 市域内に震度5弱の地震発生時(第3配備) エ 福岡県日本海沿岸に大津波警報、津波警報発表時(第3配備) エ 福岡県日本海沿岸に大津波警報、津波警報発表時(第3配備) オ 市域内に震度6弱以上の地震発生時(第4配備) ④ その他 ア 大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。 イ その他と言が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で特にその対策又は防災の推進を図る必要があるとき。	(2)設置基準 (1) 第3配備(厳戒態勢) ア 全市的に相当の災害が発生しつつある場合 イ 市域内に震度5強の地震発生時 ウ 福岡県日本海沿岸に大津波警報、津波警報発表時 (2) 第4配備(非常態勢) ア 市全域にわたって大災害が発生し、もしくは発生が予想される場合 イ 市全域でなくても被害が特に基大な場合 ウ 市域内に震度6弱以上の地震発生時	災害警戒本部と災害対策本部の一本化による修正			
44	第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制	4 対策本部の組織及び運営 (1)対策本部の編成 ② 対策本部会議 アーウ 会議 (ア)~(イ) (2) 関係機関との調整 5 区災害対策本部	(6) 対策本部会議 (1)~3 ア〜イ (7) 関係機関との調整 4 区災害対策本部	災害警戒本部と災害対策本部 の一本化による修正			
46	第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制	(新設)	5 機能別チーム 災害対策本部を設置したときは、迅速かつ効率的な災害対応のため、必要に応じて機能別チームを編成する。 (1) 受援調整チーム(総務企画局、経済観光文化局) (2) 物資調達・輸送チーム(こども未来局、市民局、道路下 水道局、港湾空港局、農林水産局) (3) り災証明チーム(財政局、市民局、市長室、住宅都市局、区役所) (4) 緊急医療調整チーム(保健福祉局、消防局)	災害対策本部体制の強化			
47	第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制	第2 職員の動員・配備(各局・区) 災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合災害応急対策 を迅速、かつ的確に実施するため、災害対策本部の組織体制が確立でき るように本部職員(以下「職員」という。)の動員を図るための計画で ある。	第2 職員の動員・配備(各局・区) 災害の発生が予想される場合,又は災害が発生した場合災害応急対策 を迅速,かつ的確に実施するため,災害対策本部等の組織体制が確立で きるように本部職員(以下「職員」という。)の動員を図るための計画 である。	文言の修正			

頁	章節	現行 場別 現	修正案	修正理由
	第3章 災害応急対策計画	1 災害対策本部の配備態勢	1 災害対策本部等の配備態勢	災害警戒本部と災害対策本部
	第1節 応急活動体制			の一本化による修正
	27 T 20 TO	態 項目 内容 ・	・震度 4 の地震発生時 ・大雨警報発表時 ・決水警報発表時 ・湯風雪警報、大雪警報等が発表され、総合的な対策が必要であると判断されるとき。 ・津波注意報が発表されたとき ・その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、総合的な対策が必要であると判断されるとき (台風接近時)・気象台が発表する気象情報(台風情報、福岡県気象情報)を受け、総合的な対策が必要であると判断されるとき。	
		電 つく職員 ** 本砂災害が応か必要と認められるとさ・土砂災害の警戒に必要な人員・避難所開設準備に必要な人員・動員計画の準備・所属ごとの通知・災害対策に関する注意	・高期警報、集風警報が発表され、総合的な対策が必要であると判断されるとき。 ・情報収集及び伝達に必要な人員・上位態勢移行への動員が速やかに実施できる人員 ※土砂災害対応が必要と認められるとき・土砂災害の警戒に必要な人員・避難所開設準備に必要な人員	
		*連絡業務全般 ※土砂災害対応が必要と認められるとき ・遊離準備・高齢者等避離開始、遊離動告、遊離指示 (緊急) の発令検討・準備・発令 ・遊離所の開設検討・準備・自主避難者対応 ・震度 5 弱の地震発生時 ・被害発生が予想され、事前の警戒措置を図る必要がある場合 ・土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報、福岡県が公表する土砂災害危険度情報、市目	・動員計画の準備 ・所属ごとの通知 ・災害対策に関する注意 ・災害対策に関する注意 ・連絡業務全般 ※土砂災害対応が必要と認められるとき ・避難準備・高齢者等避難開始、避難制告、避難指示(緊急)の発令検討・ 準備・発令	
47		からの通報件数等の情報を基に必要があると判断した場合 ・警戒パトロール等の事前対策及び単発的な災害現場活動などの初動体制がとれる人員 第 記 備 に 2 こ 一定数の避難所の開設準備・開設運営が可能な人員 (第 2 配備から態勢を組む部と対象) ・情報収集及び伝達に必要な人員	・ 選難所の開設検討・準備 ・ 自主避難者対応 ・ 信度 5弱の地震発生時 ・ 被害発生が予想され。事前の警戒措置を図る必要がある場合 ・ 社砂災害警戒情報や記録が短時間大雨情報。福岡県が公表する土砂災害危 陰度情報。市民からの通報件数等の情報を基に必要があると判断した場合 ・ 警戒パトロール等の事前対策及び単発的な災害現場活動などの初動体制が	
		 ・災害対策資機材の確認、調達 ・災害危険箇所の事前調査 ・市民広報 ※土砂災害対応が必要と認められるとき ・避難準備・高齢者等避難開始、避難拗告、避難指示(緊急)の発令検討・準備・発令 ・一定数の避難所の開設準備・開設 	2 配備につく職員 とれる人員 ※土砂災害対応が必要と認められるとき ・一定数の避難所の開設準備・開設が可能な人員 ・ 災害対策 資機材の確認 調達 ・ 災害 対策 資機材の確認 調達 ・ 災害 快適筋の事前調査 ・ 市民広報	
		・震度5海の地震発生時 発令基準 ・福岡県日本海沿岸に大津波警報、津波警報発表時 ・現に災害が発生しつつあり、かつ被害が拡大するおそれがある場合 3 配 備 に ・複数の災害現場活動に必要な人員	* 市民仏報 * 業務例示 ※土砂災等対応が必要と認められるとき ・ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令検討・ 準備・発令 ・ 一定数の避難所の開設準備・開設	
		配 つく職員 ・複数の避難所開設等大規模災害に備えた具体的応急活動が可能な人員 ・ 災害応急活動 ・ 避難勧告、避難指示(緊急)の発令	・震度 5強の地震発生時 ・温岡県日本海沿岸に大津波警報・津波警報発表時 ・現に災害が発生しつつあり、かつ被害が拡大するおそれがある場合 ・複数の災害現場活動に必要な人員	
		・複数の避難所の開設 ・ 震度 6 弱以上の地震発生時 ・ 津波により市域全体に甚大な被害が発生した場合 ・ 市内全域にわたる災害被害、又は特に甚大な局地的災害が発生した場合で自衛隊派遣要認	を数の必要がある場合である。 を数の必要性所開設等大規模災害に備えた具体的応急活動が可能な人員 ・複数の避難所開設等大規模災害に備えた具体的応急活動が可能な人員 ・災害応急活動 ・避難動告、避難指示(緊急)の発令 ・複数の避難所の開設	
		# を含め、他機関への応援要請が必要とされるとき 配 備 に つく職員 ・全職員 ・ 楽務例示 ・ 災害対策全般	・震度 6 弱以上の地震発生時 ・津波により市域全体に甚大な被害が発生した場合 ・市内全域にわたる災害被害、又は特に甚大な局地的災害が発生した場合で 自衛隊派遣要請を含め、他機関への応援要請が必要とされるとき	
		米 伤707小 · 火音刈泉王放	非常配備につく職員・全職員	
			業務例示・災害対策全般	

頁	章節	現行	修正案	修正理由
49	第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制	2 配備の方法 市長は、気象台等からの災害発生の恐れのある気象情報、又は異常現象の恐れのある情報の通報を収受した場合、あるいは地震が発生し直ちに応急対策を実施する必要がある場合、災害対策本部設置基準に基づき災害対策本部を設置するが、この場合各部長及び各区本部長(以下「各部長」という。)に対し緊急時職員参集システム、電話、防災行政無線、庁内放送、その他適当な方法により配備態勢を指令する。(1)緊急時職員参集システムの運用 ① 災害対策本部設置時の職員配備計画に基づく職員参集は、緊急時職員参集システムにより行う。(新設)	2 配備の方法 市長は、気象台等からの災害発生の恐れのある気象情報、又は異常現象の恐れのある情報の通報を収受した場合、災害対策本部等設置基準に基づき災害対策本部等を設置するが、この場合各部長及び各区本部長(以下「各部長」という。)に対し緊急時職員参集システム、電話、防災行政無線、庁内放送、その他適当な方法により配備態勢を指令する。(1)緊急時職員参集システムの運用 ① 災害対策本部等設置時の職員配備計画に基づく職員参集は、緊急時職員参集システムにより行う。(4)各部間の応援 ② 受援調整チームは、重要な応急活動を所管する部又は区対策本部の人員が不足すると判断するときは、急誘動を所管するおとさは、受援調整チームに対して職員の応援を要請する。 ② 各部又は区対策本部において活動人員が不足するときは、受援調整チームに対して職員の応援を要請する。 (5)報告	災害警戒本部と災害対策本部の一本化による修正
55	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達	紙系統図により伝達される。(資料編 165 頁) なお、 <u>気象庁</u> から大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合	第1節の2 情報の収集・整理・伝達 第1 情報の収集伝達活動 1 福岡管区気象台が発表する特別警報・警報・注意報・情報等 (省略) (1) 収集、伝達要領 ① 福岡管区気象台 <u>が発表する</u> 特別警報・警報・注意報・情報等は別紙系 統図により伝達される。 なお、福岡管区気象台から大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。	表現の統一
57	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達	5 火災気象通報 (1) 実効湿度が60%以下でかつ <u>最低</u> 湿度が <u>35</u> %以下となり最大風速が 7 m/s を超える見込みのとき (2) 平均風速10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき (降雨, 降雪中は通報しないこともある。) 「火災警報」とは、前項に揚げる火災気象通報を市長が受けたとき又 は市長が火災の予防上危険であると認めるときに警報を発することがで きる <u>ものである</u> 。	7m/s を超える見込みのとき (2) 平均風速10m/s 以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき (降雨, 降雪中は通報しないこともある。)	項目の新設

頁	章節			現行		7417774	1 (<u> </u>		修正	:案			修正理由
	災害応急対策計画 避難対策	2 避難勧告等(2)避難勧告)情報			2	避難勧告等(避難勧告等()避難勧告	の発令の判		情報			時点修正
		水 系 名	水位銀渕所	水防医神機水位	泛遷注意水位	遊戲判断水位	犯匿危険水位	水系名	河川名	水位搬汽所	水防団持機水位	近遷注意水位	全 舞+15-1/2	泛壓危険水位	
		多々良川奈2	多々良橋 雨水橋	2. 89m 2. 02m	3.56m 2.41m	3. 76m 2. 84m	4. 23m 3. 46m		多年島川奈2	多々良機 西水橋	2.89m 2.02m	3.56m 2.41m	3.76m 2.84m	4. 23 m 3. 46 m	
		多 級意川 長 執打川寺 2	原田橋 津屋本町橋 油灯橋	1. 31m	2. 78m 2. 00m	2.34m のみ設備	3.41m 2.69m	35.40	須恵川 綿打川音2	原田橋 津盟本町橋 綿打橋	1.31m	2.78m 2.00m	2.34m のみ設置	3.41m 2.69m	
		前 機割川東2	田富揚			のみ設置		1.6	施打門壁2	日本株			のみ設置		
		宇華川 - 2	二又海接	0.88::::	1. 20m	1. 63m	2.97m		字单用亚 2	二又振楼	0.3822	L 20m	1.63m	2.05m	
			万峰新樓	2. 00m	2. 80m	3. 10 m	3.50m			片峰新樓	2.00m	2. 80 m.	3. 10m	3.50m	
			山王橋	2. 60m	3, 50m.	4.10m	4.70m			山王橋	2.60m	3. 50 m.	4.10m	4. 70m	
		御笠川	四接	0.30m	1.00m	1. 25m	1.75m		御笠川	英田橋	0.30m	L 00m	1.25m	L. Tilen	
73		- 840	倒井楼	2. 70m	3, 50m	4.32m	4.69m	25		管井橋	2.70m	3. 50 m.	4.32m	4.69m	
			那珂大樓			のみ設置		一	30:1 30:2	那可大樓			のみ設置		
			東光橋			のみ設置			100年11	東光橋			のみ設置		
1		韓国川	那珂下原橋		3. 30m		3.90m		発用門	那到下原橋	1.00	3. 30 rs.		3.90m	
		新 野 郵利川奈2	博多橋	1. 98m	2. 19m	2. 26m	2.40m	三	那珂川田 2	博多橋 彩荷橋	1.98m 1.53m	2. 19rs	2.40m	2.50m	
		.111	稻荷橋	1.53m	1. 90m	2. 72m	2.93m					L. 90 m.	2.72m	2.90m	
		- km	草管江新楼	2. 22m	2. 86m	2.96m	3.18m	58		車香江新橋	2. 22m	2. 86 m.	2.96m	3. 18m	
		種 井 4種井川豪 2	田島博	1.59tm	2. 34m	2. 47m	2.72m	煮	極井川亚 2	田島橋	1.59m	2. 34m	2.47m	2.72m	
			福井川楼	2. 68m	3. 18m	3. 26m	3.43m	- ⊢		極井川機	2.6822	3. 18 m.	3.26m	3. 43m	
		室 金見川奈2	模本模	3. 00m	3. 50m	3.70m	3.90m	皇	室見川岳2	提本提	3.00m	3. 50 m.	3.70m	3.90m	
		□ 金厝川	大原機		1. 62m		2.22m	1.00	소류/미	大原植		1. 62 m.		2.22m	
		務 等 川	太郎丸橋			2.15m	2.35m	報告川	瑞梅寺川奈2	太郎丸樓			2. 15m	2.35m	
	災害応急対策計画 災害時の広報	第3節 災害時 第2 広報の方 <u>3</u> 広報の手段 (4) その他の	法	n					_ 災害時の 広報の方 <u>)</u> 広報の手 その他の広	法 段					災害時の「やさしい日本語」 による情報発信の推進のため
63		① 街頭ビジョ 大規模災害時 用し、来街者へ 情報提供にあ	ンによる に に天神地 の避難場所 たっては、	情報の発信 区・博多駅地 所等の防災情	報を放映す	⁻ る。		土大し情な	街頭ビジョ: 規模災害時は , 来街者へは 対報提供にある。	ンによる作に天神地区の避難場所たっては、	区・博多駅地 所等の防災情	髯報を放映す	「る。	:ジョンを活 . <u>るよう配慮</u>	
63	災害応急対策計画 災害時の広報	4 要配に 要害時にの伝 がる1) 広報に を 施に 報を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	又は文字 方法の確認 法及び内容 ては、手記	なを図ってい 学上の配慮 話、点字、要	いく。 『約筆記,外	ト国語等によ	る広報の実	がる ① 広等 証等	情報の伝達だ 広報の方法だ 報に当たっ	又は文字(方法の確う 及び内容」 ては, 手言 の実施に酉	立を図ってい Lの配慮 舌, 点字, 要 記慮するとと	いく。 E約筆記, <mark>ヤ</mark>	らさしい日本		災害時の「やさしい日本語」 による情報発信の推進のため
65	災害応急対策計画 災害時の広報	第 <u>3</u> 生活関連 <u>3</u> 災害ボラン 災害の程度に 要請等のボラン	ティア情報 応じ、ボラ	ランティアの		川断し、ボラ	ンティアの	<u>(3</u> 災 要請	生活関連情 <u>)</u> 災害ボラ 害の程度に 等のボラン <mark>て行う。</mark>	ンティア ^性 応じ、ボラ	ランティアの				情報の多くが災害ボランティアセンターに集積される実態を踏まえた修正

頁	章節	現行	修正案	修正理由
	第3章 災害応急対策計画 第9節 輸送計画	第9節 輸送計画 第2 緊急輸送対策 2 一般交通の確保 (1)道路,橋梁等 ④ 電力,ガス,通信,水道その他道路占用工作物の被害による道路の	第1節の3 応急活動の基盤確保 第2 輸送計画 6 緊急輸送対策 (2)一般交通の確保 ① 道路,橋梁等 エ 雷力,ガス,通信、水道その他道路占用工作物の被害による道路の	交通規制については、国や各 区役所で実施することがある ことを踏まえた修正
89		被害が発見された場合は、直ちに関係機関に通報するとともに、道路下水道部又は警察において必要な交通規制を行う。 ⑤ 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。また、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、		防災基本計画の修正を反映
91	第3章 災害応急対策計画 第9節 輸送計画	3 交通機関による交通の確保 (2) 九州旅客鉄道株式会社 ③ 九州旅客鉄道株式会社の災害応急体制 ア 福岡管区気象台より警報を受け、これを各現場にFAX又は電話で周知 させるほかの観測機器で観測する。 エ 大規模な列車事故が発生した場合は直ちに関係機関に通報する一 方、併発事故防止手配を行うとともに、復旧現場本部を設置する。 なお、市役所、警察署、消防署との連絡は総務班があたる。	(3)交通機関による交通の確保 ② 九州旅客鉄道株式会社 ウ 九州旅客鉄道株式会社の災害応急体制 (ア)福岡管区気象台より警報を受け、これを各現場にFAX又は電話で周知させるほか、自社の観測機器で観測する。 (エ)大規模な列車事故が発生した場合は直ちに関係機関に通報する一方、併発事故防止手配を行うとともに、復旧現場本部を設置する。	実態に合わせた修正
93	第3章 災害応急対策計画 第9節 輸送計画	5 緊急通行車両等の確認 <u>(1)</u> 申請手続 <u>(オ) 交通機動隊(原則、事前届出済証の交付を受けた車両)</u> ② 申請書類 ウ 災害発生時における指定行政機関等との契約書等の写し…1通	(5) 緊急通行車両等の確認 ① 申請手続 (削除) <u>イ</u> 申請書類 <u>(ウ)緊急派遣</u> 車両 <u>として使用することを</u> 疎明する書類等…1通	実態に合わせた修正 県の地域防災計画との整合
	第3章 災害応急対策計画	<u>又は</u> 車両 <u>を使用して行う業務内容</u> を疎明する書類等…1通	第2節 救助・救急活動	災害時の保健福祉センター
67	第3章 火音ル 忌刈 鬼 計画 第5節 保健医療及び助産計画	第5節 保健医療及び助産計画 3 医療及び助産活動 (2) 救護班の編成表(資料編 314 頁)	第2保健医療及び助産計画3医療及び助産活動(2) 救護班の編成表(資料編 314 頁)	灰音時の保健権位でファー の主な機能は、医療チーム等 の調整であり、直接医療、助 産活動に従事しないことを明 記
67		(3) 救護所の設置 被災現場等での医療及び助産活動などを行うため、次に掲げる場所に 救護所を設置する。 ① 避難所において救護所の設置を必要とする場合 <u>(「第6節 避難対策」を参照)</u>	る。 (3) 救護所の設置 被災現場等での医療及び助産活動などを行うため、次に掲げる場所に 救護所を設置する。 ① 避難所において救護所の設置を必要とする場合	内容の見直し

	情间巾地域的炎計画(風水音)/東編/修止来							
頁	章節	現行	修正案	修正理由				
	第3章 災害応急対策計画 第5節 保健医療及び助産計画	4 医療助産活動に要する携行器材等 (1) 福岡市救急病院協会器具表 (資料編 316 頁) (2) 医療用装備基準 (資料編 317 頁) (3) 助産用装備基準 (資料編 319 頁) (4) 救護班装備基準 (資料編 319 頁)	4 医療助産活動に要する携行器材等 (1) 福岡市救急病院協会器具表(資料編 316 頁) (2) ~ (4) 削除	実態にそぐわない項目の削除				
68		5 医薬品及び医療機器取扱店一覧表(資料編 320 頁)	5 <u>医薬品等の調達</u> <u>医薬品については、原則として福岡県を通じて医薬品等取扱業者から調達する。</u> <u>福岡県保健医療介護部薬務課</u> <u>電話643-3285 FAX643-3305</u>	内容の見直し				
68	第3章 災害応急対策計画 第5節 保健医療及び助産計画	7 救護班に必要な車輌 24 台 (内訳) 1班当たり1台 22 台 連絡用 2 台	7 救護班に必要な車輌 18 台 (内訳) 1班当たり1台 16 台 連絡用 2 台	時点修正				
106	第3章 災害応急対策計画 第15節 行方不明者の捜索、体の 処理・埋火葬	第15節 行方不明者の捜索、体の処理・埋火葬 第2 遺体の収容・処置(保健福祉局、区役所、警察、海上保安部) 1 遺体が発見されたときの取り扱い (1)遺体を発見した場合は、警察官、海上保安官等の死体調査及び検 視並びに医師による医学的検査(検案)を受ける。 (2)身元が不明な遺体については、地域住民等の協力を得て身元確認 を行う。	第3 行方不明者の捜索、体の処理・埋火葬 ② 遺体の収容・処置(保健福祉局、区役所、警察、海上保安部) (1)遺体が発見されたときの取り扱い ① 遺体を発見した場合は、警察官、海上保安官等 <u>(以下「警察官等」という。以下同じ。)に引き継ぐ。引き継ぎを受けた警察官等は、遺体の死体調査又は検視を実施し、身元確認のための調査を行う。</u> ② 身元が不明な遺体については、医療機関・安否不明者の家族等の協力を得て身元確認を行う。	「平成29年7月九州北部豪 雨」に伴う活動内容等の見直 し				
106	第3章 災害応急対策計画 第15節 行方不明者の捜索、体の 処理・埋火葬	2 遺体の収容等 (2)遺体の収容場所として、避難場所となっていない体育館、市民センター、その他の公共施設のほか、寺院等、葬祭業者その他の施設管理者の協力を得て、収容場所を確保する。 なお、多数の死者が集中的に発生した場合の遺体安置所の設置基準について、関係局・区及び警察、関係機関と協議し策定する。 (3)収容された遺体については、必要に応じて医師、葬祭業者等の協力を得て、洗浄、縫合、消毒、保存に必要な措置を施す。	(2)遺体の収容等 ② 遺体の収容場所として、避難場所となっていない体育館、市民センター、その他の公共施設のほか、寺院等、葬祭業者その他の施設管理者の協力を得て、収容場所を確保する。なお、多数の死者が集中的に発生した場合の遺体安置所の設置基準について、関係局・区及び警察、関係機関とあらかじめ協議し、策定する。 ③ 収容された遺体については、必要に応じて医療関係者、葬祭業者等の協力を得て、洗浄、縫合、消毒、保存に必要な措置を施す。特に、遺体の保存に当たっては、遺族感情及び公衆衛生に鑑み、関係局・区がドライアイス等の継続的な補充に努める。					
75	第3章 災害応急対策計画 第6節 避難対策	第6節 避難対策 <u>5</u> 避難所・避難場所 (2) 避難所・避難場所 (5) その他の避難所 「福祉避難所」・・・通常の避難所での生活が困難な <u>災害時の要配慮</u> 者の避難所 「臨時避難所」・・・避難所が不足するときに開設する臨時避難所	第3節 市民生活の維持 第3節の1 避難対策 第1 避難対策 1 避難所・避難場所 (2) 避難所・避難場所 ⑤ その他の避難所」 「福祉避難所」 (98か所) 通常の避難所 「臨時避難所」 「臨時避難所」 避難所	震災対策編との整合及び文言 修正				

頁	章節	現行	修正案	修正理由
76	第3章 災害応急対策計画 第6節 避難対策	(3)避難所の開設 ② 開設の手順 ② 開設の手順 ア 災害が発生する恐れがある場合又は災害が発生し、住民の避難が必要であるときは、災害対策本部総括部又は区災害対策本部が、施設管理者の了解を得て、区災害対策本部が解錠ができる者へ連絡を取りその協力を得て、開設する。	必要であるときは、災害対策本部総括部又は区災害対策本部が、施設管	実態に合わせて文言を追加
77	第3章 災害応急対策計画第6節 避難対策	(4) 避難所運営の体制 避難所の運営は、区災害対策本部、施設管理者、自主防災組織、避難者、ボランティア等の相互協力により行う。その際、男女のニーズの違い等、男女双方の視点や高齢者、 <u>障がい者</u> の視点にも十分配慮するものとする。(省略)	第4 避難所運営 1 避難所運営の体制 避難所運営の体制 避難所の運営は、区災害対策本部、施設管理者、自主防災組織、避難 者、ボランティア等の相互協力により行う。その際、男女のニーズの違い等、男女双方の視点や高齢者、障がい者並びに外国人の視点にも十分配慮するものとする。(省略)	第2章第3に外国人対策の基本的な考え方を追記したことに対応
78	第3章 災害応急対策計画 第6節 避難対策	(6) 避難所の運営 ② 避難所運営上の留意点 ア プライバシーの確保や高齢者・女性の視点を取り入れた避難所運営、男女別の更衣室や仮設トイレ、物干し場の確保、乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保 ③ 要配慮者への配慮 ア 要配慮者の把握 避難者名簿の作成時において、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の 配慮を要する避難者及びその心身の状況を把握する。	3 避難所の運営 (2)避難所運営上の留意点 ① プライバシーの確保や高齢者・女性など様々な視点を取り入れた避難所運営、男女別の更衣室や仮設トイレ、物干し場の確保、乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保 (3)要配慮者への配慮 ① 要配慮者の把握 避難者名簿の作成時において、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者並びに外国人等の配慮を要する避難者及びその心身の状況を把握する。	「性的マイノリティに関する 支援方針」による 第2章第3に外国人対策の基 本的な考え方を追記したこと に対応

頁	章節	現行	修正案	修正理由
78	第3章 災害応急対策計画第6節 避難対策	(新設)	高齢者、障がい者などの要配慮者で通常の避難所での生活が困難であり、特別な配慮を必要とする者を二次避難させるため、福祉避難所を開設し、必要な生活支援を行う。 1 福祉避難所の役割 災害が発生し避難を必要とする場合は、一時避難所又は収容避難所に避難する。福祉避難所は、高齢者や障がい者などの要配慮者で、これらの避難所での生活が困難であり、特別な配慮を必要とする者の二次的な避難所としての役割を担う。 2 福祉避難所の利用の対象となる者 身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者であって、避難所での生活において、特別な配慮を要する者。具体的には、高齢者、障がい者の他、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者、及びその家族。 3 福祉避難所の充実・強化 (1)民間の社会福祉施設等の福祉避難所としての活用について、さらなる充実を図ることとし、福祉避難所の指定に際して、当該施設指定管理者と協定を締結する。 (2)学校の教室や公民館の一室を「福祉避難所として、当該施設指定管理者と協定を締結する。。 (2)学校の教室や公民館の一室を「福祉避難所として利用する。(3)民間の宿泊施設について、高齢者や妊産婦など特別の介護を要さない要配慮者のための避難所として、旅行事業者との協定に基づき確保する。 4 福祉避難所への二次避難については、区本部と保健福祉部等福祉避難所の所管部(以下「福祉避難所所管部」という。)が連携して対応する。区本部が必要と認める者の二次避難先について、福祉避難所所管部が福祉避難所等への移送 (1)福祉避難所等への移送 (1)福祉避難所等への移送 (2)対象者本人に家族がおらず、対象者本人自ら福祉避難所等への避難が困難な場合は、区本部が避難者やボランティア等の協力を得て移送する。また、タクシーやバス等の移送手段の確保策を検討する。	福祉避難所の充実・強化
101	第3章 災害応急対策計画 第12節 要配慮者対策	第12節 要配慮者対策 災害時に情報伝達や行動に制約を受けやすい高齢者,障がい者,乳幼児,疾病者,外国人などに配慮した応急対策を行う。 第1基本方針 災害応急対策の実施に当たっては,地域住民やボランティア等の協力を得ながら,要配慮者に配慮して行う。 1実施体制 (省略) 要配慮者に対する配慮の統括は,災害対策本部統括部,保健福祉部において行う。 2 要配慮者への配慮の基本 (3)情報伝達の配慮 必要な生活情報・被害情報等が確実に伝達されるよう配慮する。	第6 要配慮者対策 災害時に情報伝達や行動に制約を受けやすい高齢者、障がい者、乳幼児、疾病者、外国人などに配慮した応急対策を行う。 災害応急対策の実施に当たっては、地域住民やボランティア等の協力を得ながら、要配慮者に配慮して行う。 1 実施体制 (省略) 要配慮者に対する配慮の統括は、災害対策本部統括部において行う。 2 要配慮者への配慮の基本 (3)情報伝達の配慮 必要な生活情報・被害情報等が確実に、分かりやすく伝達されるよう配慮する。	震災対策編との整合 第2章第3に外国人対策の基 本的な考え方を追記したこと に対応

	福岡中地域防炎計画 (風水音) 東福/ 修正来							
頁	章節	現行	修正案	修正理由				
101	第3章第12節 要配慮者対策	第2 在宅要配慮者の安全確保、支援 要配慮者に対応した災害時の行動マニュアルを作成するとともに、自 主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民、ボランティア等の協力を 得ながら、要配慮者の安否確認や災害状況に応じた支援を行う。 1~5		既にマニュアル作成に着手 しているため、計画からは 削除				
102	第3章 災害応急対策計画 第12節 要配慮者対策	第4 外国人の安全確保、支援(総務企画局、各局) 1 外国人への配慮の基本	日外国人観光客とでは、行動特性や情報ニーズ、生活習慣等が異なることを踏まえ、それぞれに応じた配慮を行う。 (3)福岡市災害時外国人情報支援センターの設置 災害時における外国人の支援を円滑に行うため、公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団に、福岡市災害時外国人情報支援センターを設置する。	訪日外国人観光客支援を踏ま えた修正 防災基本計画の改訂に合わせ た修正 福岡市災害時外国人情報支援 センターについて記載				
		市関連ホームページ、外国語FM放送局などにより行う。	① 外国人への情報提供に当たっては、ボランティア等の協力を得ながら、情報誌、張り紙、本市関連ホームページ、外国語 F M 放送局などにより、やさしい日本語及び多言語で行う。					
81	第3章 災害応急対策計画 第7節 物資の供給・輸送対策	(5) 応急給水の水源となる給水施設 ② 配水管の復旧が進む段階 広域避難場所に応急給水栓を設置し、運搬給水の新たな水源を増設する。	非常用医療機関(救急告示病院・人工透析実施病院・官公立等主要病院・災害拠点病院)及び給水拠点(市民の受水拠点となる広域避難場所・収容避難所・地区避難所)に対して優先的に応急給水を行う。(5)応急給水の水源となる給水施設 ② 配水管の復旧が進む段階 広域避難場所及び地区避難所に応急給水栓を設置し、運搬給水の新たな水源を増設する。(6)応急給水の方法 ① 拠点応急給水方式 市民の受水拠点となる広域避難場所・収容避難所・地区避難所におい					

		温岡市地域防災計画(風	小百刈泉柵/修止朱	
頁	章節	現行	修正案	修正理由
118	対策	第.1 9節 ライフライン施設の応急対策 第.3 都市ガス施設 (西部ガス) 風水害等災害によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止した発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給に係る設備、体制および運用について総合的な災害防止対策を推進する。. 1 非常体制 本社及び各製造所、導管を管理する事業所 (供給所を含む) において、「保安規程」及び「災害対策基本法」に基づき定められた「防災務計画」、「防災活動要領 (福岡地区編)」などにより、非常体制の具的措置を定める。 (1) 非常体制の種別及び目安 体 制 種 別 (1) が入施設の損壊等による被害又は被害予想が軽度又は局地の場合(2) 福岡市に大雨、洪水、台風等の気象警報等が発表され、被害予想又被害発生が程度又は局地の場合(2) 福岡市に大雨、洪水、台風等の気象警報等が発表され、被害予想又被害発生が中程度の場合(2) 福岡市に大雨、洪水、台風等の気象警報等が発表され、被害予想又被害発生が中程度の場合(1) ガス施設の損壊等による被害又は被害予想がはなはだしい場合(2) 福岡市に大雨、洪水、台風等の気象警報等が発表され、被害予想又被害発生がなはだだい場合(2) 福岡市に大雨、洪水、台風等の気象警報等が発表され、被害予想又被害発生がなはだだい場合(2) 福岡市に大雨、洪水、台風等の気象警報等が発表され、被害予想又被害発生がなけだしい場合(2) 福岡市に大雨、洪水、台風等の気象警報等が発表され、成ま、大規な災害が発生したときに災害対策本部では対応が不可能な場合(2) 福岡市に大雨、洪水、台風等の気象警報等が発表され、大規な災害が発生したときに災害対策本部では対応が不可能な場合(2) 非常体制の整備 災害が発生したときに災害対策本部を設置し、非常体制が有効に機等が発生したときに災害対策本部を設置し、非常体制が有効に機等が発生したときに災害対策本部を設置し、非常体制が有効に機等が発きされ、大規を発生、上をいまが表すを設置し、非常体制が有効に機等が発きされ、使害が発生、上をいまが発生、上をいまが表すを表され、使害が発生、上をいまが表すが発きされ、使害が発生、上をいまが表すが表表され、被害予想又は被害発生の主に対しないまが表すが発きされ、被害予想といるが表すが表表され、など、大規を発生を使いなが表すが表表され、を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を	① 非常体制 災害が発生した場合、災害の状況に応じて対応できる非常体制を敷 く。 ② 災害対策組織及び分担業務 本社及び各事業所等は、非常体制に対応するあらかじめ定めた災害対 策組織及び分担業務を遂行する。 (2)通報及び連絡 ① 通報・連絡の経路 ア 社内及び社外機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情 報伝達ルート及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制 の確立に努める。 (3)供給停止判断 ① ガス施設の被害による二次災害のおそれがある地域については、ガ スの供給を速やかに停止する ② 供給継続地区については、保安巡回等の保安確保のための必要な対 策を行う (4)お客さまへの周知 ① 広報活動 ア 災害発生時、または災害の発生が予想される場合においては発生直 後、ガス供給停止時、復旧作業中及び復旧完了時の各時点において、そ の状況に応じた適切な広報活動を行う。 ② 供給継続地区については、保安巡回等の保安確保のための必要な対 策を行う (4)お客さまへの周知 ① 広報活動 ア 災害発生時、または災害の発生が予想される場合においては発生直 後、ガス供給停止時、復旧作業中及び復旧完了時の各時点において、そ の状況に応じた適切な広報活動を行う。 ② 性給継続地区については、保安巡回等の保安確保のための必要な対 策を行う (4)お客さまへの周知 ① 広報活動 ア 災害発生時、または災害の発生が予想される場合においては発生直 後、ガス供給停止時、復旧作業中及び復旧完了時の各時点において、全 の状況に応じた適切な広報活動を行う。 ② 広報の方法 広報活動については、災害発生時に即応できるように、報道機関・警察・消防等関係機関に協力を要請するほか、広報車等により実施する。 イ 非常体制が発令された場合は、対策本部等の要員は、気象情報その他の情報に留意し、非常体制が発令された場合は、対策本部等の要員はあらかじめ定められた要領に基づき速やかに対策本部等の要員はあらかじめ定められた要領に基づき速やかに対策本部等の指定された場所へ出動する。 2 他事業者等との協力 ア 関係工事会社等との間に災害発生時に出動要請できる体制を確立し、必要に応じて出勤を要請する。 イ 自社のみでは、実際はおよります。	防災関連要領の改変により全文を修正

_			福岡市地域防災計画(風水	·吉刈泉禰/修正杲	
	頁	章節	現行	修正案	修正理由
	119		(2) 圧力監視システム 災害発生時にガスの供給圧力や流量等を、災害対策本部で迅速に集中 監視するためのシステムを整備する。 (3) マイコンメーター 二次災害の発生を防止するためマイコンメーター等の設置を推進する。 (4) ガス設備の耐震性の向上 災害発生時(地震等含む) にガス導管への被害を最小にとどめるよう。不等沈下や応力に強いポリエチレン管や鋼管、耐震継手の採用を推進する。 3 その他の設備 (1) 連絡・通信設備 災害発生時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うと共に、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の整備を行う。 (2) 自家発電設備等を整備する。 (3) 臨時供給設備 ガスの供給が停止した場合に備え、社会的優先度が高い救急病院などに一時的にガスを供給するための移動式ガス発生設備の導入を推進する。 (3) 臨時供給設備 ガスの供給が停止した場合に備え、社会的優先度が高い救急病院などに一時的にガスを供給するための移動式ガス発生設備の導入を推進する。 (4) 資機材等 供給設備の配管材料、工具等の資機材等は平常時からその確保に努めると共に、定期的に保管状況を点検整備する。 (4) 資機材等 供給設備の配管材料、工具等の資機材等は平常時からその確保に努めると共に、定期的に保管状況を点検整備する。 (4) 資機材等 供給設備の配管材料、工具等の資機材等は平常時からその確保に努めると共に、定期的に保管状況を点検整備する。 (5) 資機材等 (4) 資機材等は平常時からその確保に努めると共に、対力を検験していての注意事業を対し、の対力を依頼しての協力を依頼していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい		防災関連要領の改変により全文を修正

頁	章節	現行	修正案	修正理由
119		6 広報活動計画 ガスによる二次災害を防止するため、平常時から需要家に対し、防災 知識の普及を図るものとする。 (1)需要家に対するガス安全使用のためPR 需要家に対しあらゆる機会をとらえてガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項の周知徹底を図るものとする。 (2)土木建設関係者に対するPR 土木建設関係者に対しては、建設工事の際のガス施設による災害を防止するため、ガス管の敷設状況、埋設深度、ガス事故防止にあたっての注意事項の周知徹底を図るものとする。		防災関連要領の改変により全 文を修正
120 121	第20節 石油事故対策	火災、油流出事故等が発生した場合において、その被害を最小限に防止し、よって市民の生命、身体及び財産を保護する。 1 陸上における危険物等の事故対策計画 (4)災害予防に関する事項 ② 危険物の保安管理 エ 設置者等には、危険物施設等の定期点検が義務付けられており、製造所等における施設の安全が確保されている。 ③ 製造所等を管轄する消防署において年間査察計画を樹立し、製造所等の位置、構造及び設備並びに危険物の貯蔵・取り扱いについて、定期的に査察を実施し、不備事項については、指導、勧告、命令等の措置を講じて火災予防の徹底を図る。 ④ 危険物関係船舶に対する措置 ア 船舶安全法第2条第1項の規定の適用を受けない船舶、又は船きょ若しくはふ頭に繋留された船舶については「③製造所等の査察」に準じて査察を実施し、災害予防の徹底を図る。 ⑥ 防災訓練の実施	災害防止法第2条第2号によって指定された「石油コンビナート等特別防災区域」を除く。以下同じ)の火災、爆発並びに海上における油槽船の火災、油流出事を等が発生した場合において、その被害を最小限止し、よって市民の生命、等の事故対策計画(4)災害予防に関する事項(2)危険物の保安管理工設置者等には、危険物を全が確保されている。(3)製造過音所等を管轄する消防署において年間査察が表務付けられており、製造関音をでいる。第一、製造製造所等を管轄する消防署において年間査察が表別について、規定の位置、構造及び、保事項については、指導、勧告、命令等の措置を講じて火災予防の徹底を図る。第一、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、	文言等の整理

頁	章節	現行	修正案	修正理由
121 122 123		(5) 災害応急措置に関する事項 災害が発生した場合に、救助、避難及び災害の <u>局限防止措置、又は拡</u> 大防止措置を迅速、的確に実施するため、次の各号により応急措置の徹底を図る。 ② 災害広報 イ 広報の内容 (カ) <u>船名、総トン数、乗組員数、</u> 積載量及び品名 <u>キ 火気使用制限又は禁止区域</u> (キ) 立入、航行制限 又は禁止区域 ⑤ 災害防ぎょ活動 イ 災害初期の措置 災害を覚知した関係機関は自己の保存する船艇及び資機材でもって災害の局限防止に努める。 キ 自衛消防隊の活用 災害が発生した場合に、初期消火及び災害の局限防止を行うため、自衛 消防隊 <u>の活用を図</u> る。 (7) 関係機関への応援要請 ① 隣接市町村への応援要請 ① 隣接市町村への応援要請 ② 等が拡大し、本市消防力のみでは、災害の防ぎょ、鎮圧が困難と判 断した場合には各種応援協定等に基づき、他都市への応援派遣を要請する。	(5) 災害応急措置に関する事項 災害が発生した場合に、救助、避難及び災害の拡大防止措置を迅速、 的確に実施するため、次の各号により応急措置の徹底を図る。 ② 災害広報 イ 広報の内容 (カ) 積載量及び品名 (キ) 立ち入り、航行制限又は禁止区域 ⑤ 災害防ぎょ活動 イ 災害が割めた関係機関は自己の保存する船艇及び資機材でもって災害の拡大防止に努める。 キ 自衛消防隊の活用 災害が発生した場合に、初期消火及び災害の拡大防止を行うため、自衛消防隊を活用する。 (7) 関係機関への応援要請 ① 隣接市町村への応援要請 ① 隣接市町村への応援要請 ① 隣接市町村への応援要請 ⑤ 飲害が拡大し、災害の防ぎよ、鎮圧が、本市消防力のみでは困難 と判断した場合には各種応援協定等に基づき、他都市への応援派遣を要請する。	文言等の整理
123 124	第3章 災害応急対策計画 第20節 石油事故対策	2 海上における石油事故対策 (5)水難救助船の活用 災害状況に応じて、日本水難救済会、市内各救難所所属の救助船また は、民間借り上げ船に小型ポンプを積載し、消防団においてこれを運 用、石油基地海岸線及び海面の警戒、防ぎょに <u>当ら</u> せる。	2 海上における石油事故対策 (5)水難救助船の活用 災害状況に応じて、日本水難救済会、市内各救難所所属の救助船また は、民間借り上げ船に小型ポンプを積載し、消防団においてこれを運 用、石油基地海岸線及び海面の警戒、防ぎょに <u>当たら</u> せる。	文言等の整理
98	第3章 災害応急対策計画 第11節 民間団体、ボランティア との連携	第11節 民間団体、ボランティアとの連携 第1 民間団体、ボランティアとの連携 3 民間住宅の応急処置に関する防災協定	第4節 被災者の生活再建対策 第2 住宅対策 4 民間住宅の応急処置に関する防災協定	掲載場所の変更

	情呵巾地域防炎計画 (風水音) 下下来。 			
頁	章節	現行	修正案	修正理由
95	第3章 災害応急対策計画 第10節 被災者の生活再建対策	めるため、家屋の被害調査を行い、り災証明を迅速に発行する。 また、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、 <u>住家被害</u>	第4節 被災者の生活再建対策 第3 り災証明書の発行 (市民局, 市長室. 財政局, 住宅都市局, 区役所) 大規模な災害時において,被災者に対する各種救援措置等を円滑に進めるため、家屋の被害認定調査を行い、り災証明書を迅速に発行する。また、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、家屋の被害認定調査の担当者の育成を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 1 担当部署と実施項目 担当部署 総括部 ・り災証明書を行事務の統括・連絡調整・り災証明書の発行に関する広報の実施・・ 財政部 ・家屋被害認定調査の運営に係る統括、連絡調整・家屋被害認定調査の方針・計画の策定・実施管理	り災証明の対象の明確化及び 罹災届出証明交付に伴う見直 し
			住宅都市部 ・家屋被害認定調査の支援 ・り災証明書、り災届出証明書の発行 区災害対策本部 ・家屋被害認定調査の実施 ・り災台帳の作成 受援調整チーム ・他都市職員の支援派遣要請	
96 97	第3章 災害応急対策計画 第10節 被災者の生活再建対策	2 り災証明の発行 (1)実施体制 ① 証明書発行の統括・連絡調整は、市災害対策本部が行う。 ② 証明書の発行は、区ごとに窓口を設けて行う。 ③ 証明書の発行は、区災害対策本部総務・情報班の統括のもと、次の係を設置する。 ア 家屋に関するり災証明の申請受付及び発行 イ 家屋以外の資産り災の届出受付及び証明発行 ウ 家屋被害判定結果への異議申出対応 エ り災証明申請手続等の相談	2 り災証明書の発行 り災証明書は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害(火災及 び雷に起因するものを除く)により被害を受けた家屋について災害によ る被害の程度の証明を行うものとする。なお、家屋以外の不動産又は動 産がり災した場合において必要があるときは、り災届出証明書で対応す る。	り災証明の対象の明確化及び 罹災届出証明交付に伴う見直 し
		(2)証明書発行の時期 ① 第1次・第2次判定調査分(一斉調査分)り災台帳等の整備が終了後、速やかに発行開始 ② 第1次・第2次判定調査分(個別随時調査分)個別随時の現地調査終了し、り災台帳等を整備した後であれば発行 ③ 家屋以外の資産被害の受付後であれば、受付当日からでも発行	(削除)	

	惟则印地域防炎計画 (風水舌对泉柵) 修正呆				
頁	章節	現行	修正案	修正理由	
96 97	第3章 災害応急対策計画 第10節 被災者の生活再建対策	(3) 家屋被害の損害程度 火災に関連しない家屋被害の程度は、次のとおりである。 「全壊」	(削除)	り災証明の対象の明確化及び 罹災届出証明交付に伴う見直 し	
95 96	第3章 災害応急対策計画 第10節 被災者の生活再建対策	1 家屋の被害調査 (1)実施体制 ① 市災害対策本部の総括の下、家屋の被害調査を実施するに当たり、関係各局は下記の組織体制を整える。 ア 財政部 家屋被害調査の運営に係る統括 イ 保健福祉部 被災者に対する各種支援に係る統括、連絡調整ウ 住宅都市部 家屋調査の技術的支援に係る統括、連絡調整工 総務企画部 調査応援職員の人員体制の構築 ② 調査は、各区災害対策本部調査救助班が行う。 ③ 調査要員は各部からの要員を動員するとともに、必要に応じて他自治体・民間からの応援を要請する。	3 家屋の被害 <u>認定調査の実施</u> (削除)	り災証明の対象の明確化及び 罹災届出証明交付に伴う見直 し	

	惟则印地域防炎計画 (風水舌对泉柵) 修正呆				
頁	章節	現行	修正案	修正理由	
95 96	第3章 災害応急対策計画 第10節 被災者の生活再建対策	(2)調査の時期等 救命救急活動・消火活動が一段落した時点で速やかに家屋被害調査計画を策定した調査を行う。 家屋被害調査は、原則として、固定資産税(家屋)の課税客体の確認業務を兼ねるものとする。 (2) 調査内容 家屋被害調査は、内閣府が定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成13年6月28日府政防第518号)」に基づき実施する。 (7)第1次判定 本造・プレハブ、非木造の別なく、外観からの目視調査により判定する。 外観目視の結果、浸水が床上まで達していないものについては、原則として調査は終了する。 (イ)第2次判定 第2次判定は、第1次判定において、浸水が床上まで達しているとされた住家及び第1次判定の結果に対して再調査の申請があった住家について、外観目視調査及び内部立ち入り調査を行う。 (3)家屋被害調査計画 第1次・第2次判定調査については、次に沿って家屋被害調査計画を策定した上で実施する。 イ 市災害対策本部は、調査開始日及びり災証明発行開始日について上記1年(1)一(1)の関係各部と協議を行った上で決定する。ともに、他自治体・民間からの応援の要否及び要に援者数を算定する。 フ 市災害対策本部は、為区災害対策本部のら区内の被害状況に応じた区家屋被害調査計画書(案)を集約する。 エ 市災害対策本部は、各区災害対策本部の。区内の被害状況に応じた区家屋被害調査計画書(案)を集約する。 エ 市災害対策本部は、上記の区家屋被害調査計画書(案)に基づき、上記の区家屋被害調査計画書(案)に基づき、上記の三級屋被害調査計画書(案)に基づき、上記1年(1)一(1)の関係各部と協議を行った上で決定する。 (4)調査の実施及び結果報告 区災害対策本部は、上記③一工に基づき家屋被害調査を実施するものとし、その結果を定期又は随時に市災害対策本部に報告する。	(1) 家屋の被害認定調査 家屋の被害認定調査は、救命救急活動・消火活動が一段落した時点で速やかに家屋被害認定調査計画を策定した上で、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 内閣府(防災担当)」に基づき実施する。	り災証明の対象の明確化及び 罹災届出証明交付に伴う見直	
96	第3章 災害応急対策計画 第10節 被災者の生活再建対策	(3)_り災台帳の整備 第1次・第2次判定調査・・・家屋り災台帳(第1次・第2次判定住家被 害調査表)及び家屋り災地図	(2) り災台帳の整備 り災証明書発行の基本台帳となるり災台帳を作成する。り <u>災台帳には、家屋被害調査の判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積する。</u>	り災証明の対象の明確化及び 罹災届出証明交付に伴う見直 し	
97	第3章 災害応急対策計画 第10節 被災者の生活再建対策	第3 家屋等資産被害に関する調査及びり災証明の発行 2 り災証明の発行 (6)被害調査・り災証明に関する広報 被害調査の実施及びり災証明の発行の時期、手続等については、報道 機関、広報紙等により、広報する。	4 り災証明に関する広報 り災証明書の発行の時期、手続等については、報道機関、広報紙等に より、広報する。	り災証明の対象の明確化及び 罹災届出証明交付に伴う見直 し	

		ー				
J	頁	章節	現行		修正案 修正理由	
	i3	第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制	第3 応援要請 2 広域応援体制 (2) 応援要請基準 災害発生時において、本市のみでは対応が困難な場合に行う。	福岡市災 長(以下「	受援計画	
		第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制	(3) 応援を求める活動の概要 応援を要請する業務内容はおおむね次のとおりとし、応援要請先の活動に応じて要請する。 (1) 救助、救出活動 (2) 消火活動 (3) 食料、日用品等の提供 (4) 医療・保健活動 (5) 給水活動 (6) ライフラインの応急復旧活動 (7) 被災建築物応急危険度判定 (8) その他必要な活動	第2 第2 他 と あの と おり と おり と おり と おり と おり と も り と り と り と り と り と り と り と り と り	<u>製対象業務</u> 計体等からの支援が必要となることが想定される業務は、次の	

	福岡市地域防災計画(風水害対策編)修正案				
頁	章節	現行	修正案	修正理由	
52	第3章 災害応急対策計画第1節 応急活動体制	第3 応援要請 2 広域応援体制 (1) 応援要請先及び主たる応援活動内容 (1) 災害時相互応援協定(本市が当事者となっているもの) ア「21大都市災害時相互応援に関する協定」政令指定都市及び東京都(資料編 490 頁) イ 「九州九都市災害時相互応援に関する協定」九州内県庁所在都市及び政令指定都市(資料編 494 頁) ウ 「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」福岡県内の市町村(資料編 496 頁) エ 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書(資料編 499 頁) エ 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書(資料編 499 頁) エ 「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」指定都市市長会(資料編504頁) カ 「九州市長会における災害時の相互支援体制について(H25.5.6九州市長会総会申合せ)」九州市長会(資料編551頁) (2) 消防に関する応援体制 ア 「福岡県消防相互応援協定書」福岡県内消防本部(資料編444頁) イ 「福岡県消防相互応援協定書」福岡県内消防本部(資料編444頁) イ 「福岡県消防相互応援協定書」福岡県内消防本部(資料編449頁) (3) 各業務関係協定(本市が当事者になっているもの) ア 「19大都市水道局災害相互応援に関する党書」(①一ア に基づくもの)(資料編 246 頁) イ 「九州九都市水道局災害時相互応援に関する党書」(①一イ に基づくもの)(資料編 248 頁) ウ 「福岡都市圏水道災害時相互応援に関する協定書」(資料編 250 頁)	州3指定都市災害廃棄物の処理における相互支援に関する協定、福岡都市圏域自治体間における一般廃棄物の処理に関する相互協定書、一般廃棄物収集運搬業者との災害時における災害廃棄物の収集・運搬に関する協定書、福岡県産業廃棄物協会との災害廃棄物の処理に関する協定書①福岡都市圏域自治体間における一般廃棄物の処理に関する相互協定書②災害時における仮設トイレの設置に関する協定書、災害時における物資の供給に関する協定書。③①災害対策基本法第67条	受援計画の策定に伴う見直し	
53		② 福岡県の応援協定(福岡県が当事者になっているもの) ア 「九州・山口9県災害時相互応援協定」 (ア)災害応急措置に必要な職員の派遣 (イ)食糧、飲料水及び生活必需品の提供 (ウ)避難・収容施設及び住宅の提供 (エ)緊急輸送路及び海上輸送手段の確保 (オ)医療支援 (カ)その他災害応急措置の応援のため必要な事項 イ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定 (ブロック協定のみで対応ができないときの全国的な応援体制) ⑤ 法律に基づく応援要請 ア 指定地方行政機関の職員の派遣要請(災害対策基本法第29条第2項) イ 他の市町村又は県の職員の派遣要請(災害対策基本法第30条) エ 他の市町村長等に対する応援の要求(災害対策基本法第67条) オ 都道府県知事に対する応援の要求(災害対策基本法第68条) ・ 都道府県知事に対する応援の要求(災害対策基本法第68条) ・ 指岡都市圏構成市町村(9市8町)との連携 災害予防についての連絡調整をはじめ、災害情報の交換と応急対策について連携ができる体制の構築を図る。 一般廃棄物(ごみ、し尿)の処理については、状況に応じ、本市近郊市町との相互協力のもとに実施する。			

頁	章節	現行	修正案	修正理由
49 50	第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制	第4 応援要請 1 自衛隊の派遣要請 (1) 派遣要請の実施 福岡県知事への派遣要請は、対策本部総括部が行う。 2 広域応援体制 (4) 応援要請の手順 ① 災害対策本部の各部は、その担当する災害応急対策について他都市等の応援を必要とする業務の概要を報告する。 ② 災害対策本部総括部は、全体の被害状況及び市の活動状況を推測・勘案し、応援要請の要否を判断する。 ③ 応援要請を行う場合は、概ね次の事項を明らかにし、電話等によって要請を行う。文書によって要請する必要がある場合は、後日速やかに整える。 ア 被害の状況、その時点での対応状況 イ 必要な物資の品目名、数量 ウ 必要な人員 エ 応援物資、人員の集結場所、経路 オ 応援を必要とする期間の見込み	部長からの報告に基づき、本部長が決定する。(2)企業・NPO等に支援要請を行う場合災害時支援協定等を所管する各部長が決定する。支援要請の実施	受援計画の策定に伴う見直し

頁	章節	現行	修正案	修正理由
53	第3章 災害応急対策計画 第 1 節 応急活動体制	2 広域応援体制 (5) 応援の受入れ ① 応援活動の調整 他都市等の活動の調整は、その活動内容に応じて各部において行う。 ② 応援の活動拠点等 応援隊の職員の宿泊、活動の拠点は、被害が軽微な地域にある市の宿泊可能施設をもって充て、不足する場合は周辺市町村を含む公共施設、公的宿泊施設の借上等によって対応する。そのほか消防車両等の受入については、各消防署はもとより市の施設(図書館、博物館等)を活用するとともに、民間施設の活用や燃料の補給など民間企業等への協力を積極的に求める。 応援職員の食料、飲料水等については、対策本部において準備する。 ③ 活動に要する資機材等 応援活動に必要な資機材等については、活動内容に応じて各部において準備する。	第2 受入れの準備 1 支援職員等への事前説明の実施 支援職員等が本市に到着後、すみやかに業務に従事できるよう、受援 対象業務所管課(以下「受援課」という。)は業務マニュアルや業務遂 行に必要な資料の整備に努め、当該マニュアル等を事前に電子メール等 で支援職員等派遣団体に送付する。 2 派遣内容の把握 受援課は、事前に支援職員の人数、到着時期、到着場所、宿泊場所並 びに携行品等を把握する。 3 支援職員の宿泊場所の確保 (1) 旅行業者による確保 ① 個別支援の枠組みが整っていない業務 受援調整チームが災害時支援協定に基づき、旅行業者に宿泊施設の確保 保を要請する。 ② 個別支援の枠組みが整っている業務 個別支援の枠組みが整っている業務 個別支援の枠組みが整っている業務 の問題支援の枠組みが整っている業務 の問題支援の枠組みが整っている業務 を受援調整チームが災害時支援協定に基づき、旅行業者に宿泊施設の確保を要請する。 (2) 市保有施設等での確保 上記によっても宿泊施設が不足する場合は、宿泊可能な市の施設等を もって充てる。 4 支援職員等の食料及び燃料の確保 支援職員等の合料及び燃料の確保 支援職員等の活動に必要な資機材等の確保 支援職員等の活動にをする資機材等の確保 支援職員等の活動に要する資機材等の確保 支援職員等の活動に要する資機材等の確保 支援職員等の活動に要する資機材等の確保 支援職員等の活動をする資機材等の確保 支援職員等の活動をする資機材等の確保 支援職員等の活動をする資機材等の確保 支援職員等の活動をする資機材等の確保 大支援職員等の活動をする資機材等の確保 大支援職員等の活動をする執務スペースや待機場所については、各部において準備する。	受援計画の策定に伴う見直し
54	第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制	第3 応援要請 2 広域応援体制 (6)~(8)	第4節 関係機関別の受援 第1 自治体等 2~4	受援計画の策定に伴う見直し
49	第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制	第3 応援要請 1 自衛隊災害派遣要請(市民局・県・自衛隊) 人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合に、自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 83 条及び災害対策基本法第 68 条の2の規定に基づき自衛隊の災害派遣を要請する。	第2 自衛隊 福岡市全域にわたって被害が生じ、市の活動のみでは対応が困難な場合に、派遣要請を行う。家屋の倒壊、構造物の破損等があるとき等、甚大な被害が把握された場合には、被害状況の詳細が把握・集約されない時点においても、全体の被害状況を推測して派遣要請を行う。	受援計画の策定に伴う見直し

		福岡市地域防災計画 (風 水	(吉对策編)修止系	
頁	章節	現行	修正案	修正理由
	第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制	(2)派遣要請基準 ①~② (3) 派遣要請依頼手続 ① 要請系統 自衛隊派遣要請図	1 派遣要請 <u>の</u> 基準 (1) ~ (2) 2 派遣要請依頼手続 (1) 要請系統 自衛隊派遣要請図	受援計画の策定に伴う見直し
50		福 岡 県 知 事 防災危機管理局	福 岡 県 知 事 防災危機管理局	
		② 自衛隊の派遣を必要とすると判断したときは、 <u>災害対策本部長</u> の指示により直ちに福岡県知事(県防災危機管理局)に自衛隊の災害派遣を依頼する。 ③~④ ア~エ ⑤ 福岡県知事への依頼をすることが困難である場合は、直接陸上自衛隊第4師団(第3部防衛班)に対し、福岡県知事へ依頼することができない旨及びその時点での災害の状況等を連絡する。	【2)自衛隊の派遣を必要とすると判断したときは、本部長の指示により直ちに福岡県知事(県防災危機管理局)に自衛隊の災害派遣を依頼する。 (3)~(4) ①(5)福岡県知事へ依頼することが困難である場合は、直接陸上自衛隊第4師団(第3部防衛班)に対し、福岡県知事へ依頼することができない旨及びその時点での災害の状況等を連絡する。	
50	第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制	(4) 自衛隊の活動内容 ① 一般任務 ア 自衛隊は主として「人命救助及び生活救援」のため関係公共機関等と協力して行動する。 イ 派遣要請を受けた指定部隊等の長は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等の派遣その他必要な措置をとる。 また、災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し要請をまついとまがないときは、指定部隊等の長は、独自の判断に基づいて派遣することがある。	4 自衛隊の活動内容 (1) 地震等発生時の活動 ① 連絡班及び偵察班の派遣 ア 連絡班 速やかに市役所及び各区役所へ連絡班を派遣し、情報の収集および部 隊派遣等に関する連絡調整を行う。また、状況によっては通信班を派遣 し通信の確保を図る。 イ 偵察班 災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を 偵察すると共に連絡に当たる。なお、気象庁等から震度5弱以上の地震 発生との情報を得た場合は、速やかに航空機等を使用して、当該地震の 発生地域及びその周辺について、目視等による情報収集を行う。	受援計画の策定に伴う見直し
		② 災害派遣時に実施する作業 災害派遣時に実施する作業等は災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、派遣要請の内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりである。 被害状況の把握 福岡県知事等からの要請があったとき又は指定部隊等の長が必要と認めた場合は、所要の車両、航空機等状況に適した手段によって調査を行って被害等の状況を把握する。	(2) 災害発生後の活動 (削除) ① 被害状況の把握 福岡県知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、艦船、航空機等により偵察を行う。	

	届岡巾地域防災計画(風水·善)修止案				
頁	章節	現行	修正案	修正理由	
	第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制	イ 避難の援助 避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	② 避難の援助 避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要が あるときは、避難者の誘導、輸送を行う。	受援計画の策定に伴う見直し	
		ウ 被災者の捜索救助 行方不明者、傷者等が発生した場合は、他の救援作業等に優先して捜 索救助を行う。	③ 被災者等の捜索救助 <u>死者、</u> 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、 <u>通常</u> 他の救助作業に 優先して捜索活動を行う。		
		工 水防活動 堤防,護岸等の決壊等に対しては、 <u>土のう作成、運搬、積込等</u> の水防 活動を行う。	<u>④</u> 水防活動 堤防,護岸等の決壊に対しては、 <u>所要の</u> 水防作業を行う。		
			⑤ 消防活動 利用可能な <u>消火、</u> 防火用具をもって消防機関に協力して消火に <u>当</u> たるが、消火薬剤等は通常、市町村等の提供するものを使用する。		
		<u>力</u> 道路又は水路の <u>啓開</u> 道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合 <u>は、それら</u> の啓開 又は除去に <u>あ</u> たる。	⑥ 道路又は水路の <u>応急啓開</u> 道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合、 <u>これら</u> の啓開又 は除去に <u>当</u> たる。		
51		(追加)	⑦ 救援物資の緊急輸送 被災者が避難所等で生活するために必要不可欠な救援物資等の緊急 輸送を実施する。		
31		ク <u>診察、防疫、病虫害防除等の支援</u> 特に要請があった場合には、 <u>被災者の応急診察、防疫、病虫害防除の</u> 支援を行うが、薬剤等は <u>県市町村の提供を受け</u> 使用する。	8 応急医療、救護及び防疫 特に要請があった場合には、被災者に対し応急医療、救護及び防疫の 支援を行う。ただし、薬剤等は通常、市町村等の提供するものを使用する。		
		ケ 人員 <u>及び物資</u> の緊急輸送 特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、 <u>救</u> <u>急</u> 患者 <u></u> 医師その他 <u>救援物資</u> の緊急輸送を支援する。この場合、航空機 による輸送は特に緊急 <u>と認める</u> ものについて行う。			
		コ 炊飯 <u>及び</u> 給水 <u>の支援</u> 要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は炊飯 <u>及び</u> 給水 <u>の支援</u> を行う。	⑩ 炊飯 <u>又は</u> 給水 特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は <u>被</u> 災者に対し、炊飯又は給水を行う。		
		(追加)	① 危険物の保管及び除去 特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なも のについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。		
		キ 通信支援 サ 救援物資の無償貸付又は譲与 シ 交通規制の支援 ス その他	① その他 その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力上対処可能なものについて は、所要の措置をとる。		
		1			

		11 11 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 1		
頁	章節	現行	修正案	修正理由
51	第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制	③ 出動部隊の勢力、編成、装備 自衛隊は、陸、海、空、自衛隊相互に連絡調整し、災害派遣の任務及 び作業の内容に適する勢力、編成、装備をもって出動する。	(3) 陸・海・空自衛隊の連携 災害派遣において、陸・海・空自衛隊のうち、いずれか2つ以上の部 隊等が活動する場合は、相互の連携を密にし効率的かつ効果的な実施を 図る。	受援計画の策定に伴う見直し
		(<u>④</u>) 自衛隊の部隊等相互の関係 (<u>⑤</u>) 災害の規模等に応ずる部隊等の行動	_ <u>(削除)</u>	
	第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制	(5) 災害派遣部隊に対する協力 ① 自衛隊の災害派遣を要請した場合、派遣部隊が他の救援に任ずる機関と密接に協力して円滑効率的な活動ができるよう措置する。 ② 派遣部隊の行動等に必要な施設資器材等は準備して提供する。 ③ 要請者側の準備する主要資器材の基準(資料編 210頁)	5 派遣部隊 (1) 災害派遣対象主要資器材(資料編●頁) (2) 要請者側の準備する主要資器材の基準(資料編●頁) (3) 派遣部隊名(資料編●頁) 6 派遣部隊等の活動調整・受入 (1) 災害救援活動の調整 自衛隊の派遣部隊の活動の調整は、災害対策本部を通じて行い、細部	受援計画の策定に伴う見直し
52			については活動 内容に応じて各部において行う。 (2)派遣部隊の拠点 派遣部隊の野営地等の活動の拠点は、被害が軽微な地域に存する公 園、港湾緑地グラ ウンド、その他の空地又は宿泊可能な市の施設等をもって充てる。 (3)活動に要する資機材等 派遣部隊の活動に必要な資機材については、活動内容に応じて各部において準備する。	
		(6) 災害派遣の撤収要請 (7) 経費の負担区分	(削除)	
98	第3章 災害応急対策計画 第11節 民間団体,ボランティア との連携	第11節 民間団体、ボランティアとの連携 大規模災害が発生した場合、市職員及び防災関係機関の活動ととも に、民間の協力等を積極的に得て、連携を保つとともに、一般のボラン ティア等との協力関係を確立する。	第3 企業・NPO, ボランティア 企業・NPO等に業務委託することで、企業等が持つ人材やノウハウ 等の資源を効果的に活用する。また、個人からの協力の申し出や企業か らの無償支援の申し出などのボランティア等も積極的に活用する。	受援計画の策定に伴う見直し
98	第3章 災害応急対策計画 第11節 民間団体, ボランティア との連携	第1 民間団体等との協力体制(市民局、保健福祉局、消防局) 災害時には、各種民間団体等の協力を得て、災害応急対策を実施する。	1 企業・NPO等	受援計画の策定に伴う見直し

_	+	11111111111111111111111111111111111111		46 m 1
頁	章節	現行	修正案	修正理由
98	第3章 災害応急対策計画 第11節 民間団体, ボランティア との連携		(2)物的支援にかかる1協定 (自治体等を除く) 支援分野	受援計画の策定に伴う見直し
99	第3章 災害応急対策計画 第11節 民間団体, ボランティアと の連携	第2 ボランティアとの連携(市民局,区役所,各局,社会福祉協議会) 災害時にボランティア活動が円滑に行えるよう市,社会福祉協議会及びNPO・ボランティア交流センターと連携を図り、活動・支援等を行っていく。 1 災害ボランティアセンター (1)災害ボランティアセンター (1)災害ボランティアセンターの設置・運営 災害が発生し、ボランティアの支援の必要性があるときは、「災害時におけるボランティア活動に関する協定書」(資料編 608 頁)に基づき、市災害対策本部と市社会福祉協議会で協議し、災害ボランティアセンターを設置する。 災害ボランティアセンターの運営については、市社会福祉協議会を主体とし、本部と連携を図りながら、各種団体、個人ボランティアの協力を得て行う。 (2)設置場所 災害ボランティアセンターは、原則として福岡市市民福祉プラザ内(市社会福祉協議会)に設置する。 (3)所掌事務 ① 市災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整に関すること ②~⑤ ⑥ 関係機関及び団体等との連絡調整及び職員派遣の要請に関すること ②	2 ボランティア等 (1) 災害ボランティアセンター 個人・団体からの災害ボランティアの申し出については、災害ボランティアセンターで受け付ける。 ① 災害ボランティアセンターの設置・運営 災害が発生し、ボランティアの支援の必要性があるときは、「災害時におけるボランティア活動に関する協定書」(資料編●頁)に基づき、本部と市社会福祉協議会で協議し、災害ボランティアセンターを設置する。 災害ボランティアセンターの運営については、市社会福祉協議会を主体とし、本部と連携を図りながら、各種団体、個人ボランティアの協力を得て行う。 ② 設置場所 災害ボランティアセンター本部は、原則として福岡市市民福祉プラザ内(市社会福祉協議会)に設置する。 ③ 所掌事務 ア 本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整に関すること 1~1	受援計画の策定に伴う見直し
100	第3章 災害応急対策計画 第11節 民間団体, ボランティアと の連携	2 ボランティアへの対応 (1) 専門ボランティア(専門的な知識を有するボランティア)への対応 (2) 一般ボランティア(特別の資格,技能等を要しないボランティア)への対応 災害ボランティアセンターは,災害対策本部と情報交換を行いながら、ニーズに応じて,活動調整を行う。 (活動例示) ()~⑦ ③ 物資の仕訳,配送,分配 ⑥ 避難者の介助,支援	(削除) ④ 一般ボランティア(特別の資格、技能等を要しないボランティア)への対応 災害ボランティアセンターは、被災地のニーズに応じて、活動調整を行う。 (活動例示) アーキ ウ 物資の仕分け、配送、分配 カ 避難者の介助、支援(在宅避難者等を含む)	受援計画の策定に伴う見直し

	抽画印地域的火計画(風水音 对泉楠/廖正朱				
頁	章節	現行	修正案	修正理由	
100	第3章 災害応急対策計画 第11節 民間団体, ボランティアと の連携	3 区災害ボランティアセンターの設置 災害ボランティアセンターは、被災状況に応じ、各区災害ボランティ アセンターの設置を行うものとする。 各区災害ボランティアセンターは、主として地元中心のコーディネート とし、各区災害対策本部と連携して活動調整を行うものとする。 また、活動内容等については、必要に応じ、災害ボランティアセン ターへ報告するものとする。	(2) 災害ボランティアセンター・サテライト 災害ボランティアセンターは、被災状況に応じ、区にサテライトを設置する。 災害ボランティアセンター・サテライトは、主として地元中心のコーディネートとし、各区災害対策本部と連携して活動調整を行うものとする。 また、活動内容等については、必要に応じ、災害ボランティアセンター本部へ報告するものとする。	受援計画の策定に伴う見直し	
98	第3章 災害応急対策計画 第11節 民間団体、ボランティア との連携	第1 民間団体等との協力体制 1 日赤奉仕団 (1)協力の依頼 ①~② (2)協力内容 ① り災者への炊き出し ② <u>医療</u> ,助産及び清掃等 ③ その他の救護活動	(3) 日赤奉仕団 ① 協力の依頼 ア〜イ ② 協力内容 ア 被災者への炊き出し ユ 清掃等 ウ その他の救護活動	実態に合わせた修正	
98	第3章 災害応急対策計画 第11節 民間団体、ボランティア との連携	2 自主防災組織	(削除)	受援計画の策定に伴う見直し	
136	第4章 災害復旧・復興計画 第2節 市民生活再建のための施策 第3 租税等の減免等	第4章 災害復旧・復興計画 第2節 市民生活再建のための施策 第3 租税等の減免等 2 市税又は手数料等の減免、徴収猶予等 (6) 手数料又は使用料の減免 災害により甚大な被害を受けた者に対し <u>他の条例規則等に特別の規定</u> の適用がある場合において、市長が適当と認めるとき手数料又は使用料 を減免する。	第 <u>5</u> 章 災害復旧・復興計画 第2節 市民生活再建のための施策 第3 租税等の減免等 2 市税又は手数料等の減免、徴収猶予等 (6) 手数料又は使用料の減免 災害により甚大な被害を受けた者に対し <u>条例・規則等の定めるところにより、手数料又は使用料を減免する。</u>	震災対策編との整合	
145	福岡市水防計画 7 重要水防箇所及び危険区域 (1)重要水防箇所	③ <u>溜池</u> <u>溜池</u> 直下に人家が密集し、特に警戒を要する <u>溜</u> 池 ④ 井堰 <u>水のあふれにより浸水の恐れがある</u> 井堰	③ ため池 堤体直下に人家が密集している等。特に警戒を要するため池 ④ 井堰 周辺に人家が密集している等。特に警戒を要する井堰	標記の統一及び資料編との整合	

頁	章節	現行	修正案	修正理由
3	第1章 総則 第5節 玄海原子力発電所と福岡市の 位置関係及び原子力災害対策重点区 域	2 玄海原子力発電所と福岡市の位置関係 そのため、市民への情報提供、周知体制の整備、安定ヨウ素剤の備蓄 等の計画をあらかじめ策定する。さらに、気体状または粒子状の放射線 物質を含んだ空気の一団(以下「プルーム」という。)による被ばくの 影響を避けるため、屋内退避等を中心とした防護措置を実施する。	2 玄海原子力発電所と福岡市の位置関係 そのため、市民への情報提供、周知体制の整備、安定ヨウ素剤の備蓄等の計画をあらかじめ策定する。さらに、気体状または粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団(以下「プルーム」という。)による被ばくの影響を避けるため、屋内退避等を中心とした防護措置を実施する。	誤字の修正
4	第1章 総則 第5節 玄海原子力発電所と福岡市の 位置関係及び原子力災害対策重点区 域	3 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域等の範囲(省略)(1)予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone) PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、緊急時活動レベル(EAL)に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域 <u>のことを指す。</u> PAZの具体的な範囲については、国際原子力機関(「International Atomic Energy Agency」以下「IAEA」という。)の国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3~5kmの間で設定すること(5kmを推奨)とされていること等を踏まえ、「原子力施設から <u>概</u> ね半径5km」を目安とする。 (2) 緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective Planing Action Zone) UPZとは、意味の場では、IAEAの国際基準において、UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5~3のkmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から5~3のkmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から板ね3のkm」を目安とする。	PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、緊急時活動レベル(EAL)に応じて、即時避難を実施する等。通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るPAZの具体的な範囲については、国際原子力機関(「International Atomic Energy Agency」以下「IAEA」という。)の国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3~5 kmの間で設定すること(5 kmを推奨)とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおむむね半径5 km」を目安とする。 (2)緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone) UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL*表1、OIL*表2に基づき、緊急防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るUPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5~30 kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおむむね半径30 km」を目安とする。	原子力災害対策指針(平成 2 9年7月5日全部改正)の反映
5	第1章 総則 第5節 玄海原子力発電所と福岡市の 位置関係及び原子力災害対策重点区 域	表 1 加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る <u>原子炉施設</u> (原子炉内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。) 警戒事態を判断するE A L (省略) ⑤ 原子炉の停止中に 1つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。(省略) ⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。(1) 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子炉施設等立地道府県沿岸において、大津波警報が発合された場合。 ③ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。	① 燃料被覆管障壁 <u>若</u> しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁 <u>若</u> しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ① 当該 <u>原子力事業所所在市町村</u> において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該 <u>原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区</u> において、大津波	原子力災害対策指針(平成 2 9年7月5日全部改正)の反映

頁	章節	現行	修正案	修正理由
5	第1章 総則 第5節 玄海原子力発電所と福岡市の 位置関係及び原子力災害対策重点区 域	施設敷地緊急事態を判断するE A L ① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 (省略) ③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関うしない場合には、5分以上) 継続すること。 (省略) ⑤ 原子炉の停止中に全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。	材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。(省略) ③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。(省略) ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失するこ	原子力災害対策指針(平成2 9年7月5日全部改正)の反映
6	第1章 総則 第5節 玄海原子力発電所と福岡市の 位置関係及び原子力災害対策重点区 域	全面緊急事態を判断するE A L (省略) ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。(省略) ⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1及び実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第57条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上)継続すること。	全面緊急事態を判断するEAL (省略) ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 (省略) ⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	
8	第1章 総則 第6節 計画の基礎とするべき災害の想 定	1 前提条件及び汚染の想定 第5節でも述べたように、福岡市は、玄海原子力発電所からおよそ40km から60km圏内に位置しており、原子力災害発生時の放射性物質の拡散が 気象条件や地形の影響を受けることを考慮し、国の原子力災害対策指針 による原子力施設から概ね30kmを目安とした緊急 <u>時の</u> 防護措置を準備す る区域(UPZ)の圏外である福岡市においても、防護措置が必要とな る事態を前提とする。また、市域の汚染規模は、自宅への屋内退避等を 中心とした防護措置を実施する程度の汚染規模を想定する。	1 前提条件及び汚染の想定 第5節でも述べたように、福岡市は、玄海原子力発電所からおよそ40km から60km圏内に位置しており、原子力災害発生時の放射性物質の拡散が 気象条件や地形の影響を受けることを考慮し、国の原子力災害対策指針 による原子力施設から概ね30kmを目安とした緊急防護措置を準備する区域(UPZ)の圏外である福岡市においても、防護措置が必要となる事態を前提とする。また、市域の汚染規模は、自宅への屋内退避等を中心 とした防護措置を実施する程度の汚染規模を想定する。	原子力災害対策指針(平成2 9年7月5日全部改正)の反映
8	第1章 総則 第6節 計画の基礎とするべき災害の想 定	2 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路(省略) (1)原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団となり、移動距離が長くなる場合は拡散と可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期に可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間では、重ないで、直に、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶降、平成23年3月に発生した政東京電大は、24年3月に発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等のな射性物質が大量に大気環境に放出された。また、たいでは、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシロム等の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。	2 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路(省略)(1)原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、監離が向の中に浮遊する微粒や活める。これらは、プルームとなり、移動距下方に浮遊する微粒により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方にに浮遊する微粒により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方にの広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶内でありまかである。また、特に降雨電力終や流出には特別な意味が必要である。実際、中成23年3月に発生した東京市電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。出した。炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて流出した。上で、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて流出した。とで、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて流出した。とたがのであることを十分考慮する必要がある。	原子力災害対策指針(平成2 9年7月5日全部改正)の反映 文言の整理

頁	章節	現行	修正案	修正理由
8	定	(2)被ばくの経路 被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類が ある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に <u>あ</u> たっては双方を考慮する必要がある。	(2) 被ばくの経路 被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類が ある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に 当たっては双方を考慮する必要がある。	原子力災害対策指針(平成2 9年7月5日全部改正)の反映
12	第1章 第7節 (4)指定地方行政機関「九州地 方整備局 福岡国道事務所」「所掌事 項」の欄	ア「国管理の国道、一級河川の管理」	ア「国管理の国道」	文言の整理
13		福祉の視点からの高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する 者(以下「要支援者」という。)等への支援	福祉の視点からの高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要支援者」という。)等への支援 災害ボランティアセンターの設置・運営	文言の整理
13	第1章総則 第7節 防災関係機関の事務又は業務 の大綱	<u>公益</u> 社団法人福岡市医師会	<u>一般</u> 社団法人福岡市医師会	文言の整理
13	第1章 総則 第3節 防災関係機関の防災上の事務 又は業務の大綱 (7)指定地方公共機関 公益社団法人福岡県看護協会	災害時における医療、 <u>助産</u> に関する事項	災害時における医療、 <u>看護</u> に関する事項	文言の整理
13		社会福祉法人福岡市 社会福祉協議会	<u>社会福祉法人</u> 福岡市社会福祉協議会	文言の整理
14	第1章 総則 第7節 防災関係機関の事務又は業務 の大綱	2 事務の大綱 (10) 原子力事業者 <u>九州電力株式会社</u>	2 事務の大綱 (10) 原子力事業者 九州電力株式会社 (※中央揃え)	文言の整理
21	備	1 判断基準の整備(屋内退避、避難等) 市は、屋内退避等の市民への防護対策の実施に係る判断基準を整備する ものとする。判断の基準としては、国の原子力災害対策本部長からの指 示による場合のほか、災害対策指針に基づき原子力事業者が定めるEA L(緊急時活動レベル)の状況についても考慮するものとする。	1 判断基準の整備(屋内退避、避難等) 市は、屋内退避等の市民への防護対策の実施に係る判断基準を整備する ものとする。判断の基準としては、国の原子力災害対策本部長からの指 示による場合のほか、原子力災害対策指針に基づき原子力事業者が定め るEAL(緊急時活動レベル)の状況についても考慮するものとする。	誤字の修正
22		1 避難計画の作成 (省略) (2)避難計画の作成にあたっては、予防的防護措置を準備する区域 (PAZ)及び原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する 区域(UPZ)を含む自治体の住民避難が先行して行われるため、その 円滑な避難が実施できるよう配慮しながら、原子力災害対策指針に基づ く広域避難計画を策定するものとする。	1 避難計画の作成 (省略) (2)避難計画の作成にあたっては、予防的防護措置を準備する区域 (PAZ)及び原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する 区域 (UPZ)を含む自治体の住民避難が先行して行われるため、その 円滑な避難が実施できるよう配慮しながら、原子力災害対策指針に基づ く広域避難計画を策定するものとする。	原子力災害対策指針(平成2 9年7月5日全部改正)の反映
29	第1節 基本方針	本章は、安全協定第2条等に基づき、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の連絡を県若しくは原子力事業者より受けた場合の対応及び <u>同</u> 法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。	本章は、安全協定第2条等に基づき、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の連絡を県若しくは原子力事業者より受けた場合の対応及び原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。	誤字の修正

頁	章節	現行	修正案	修正理由
33	第3章 緊急事態応急対策 第5節 市民等への的確な情報伝達活 動	2 広報の手段 (省略) (新設) (4) その他の広報手段 (省略) ⑥ 街頭ビジョンによる情報の発信 大規模災害時に天神地区・博多駅地区に設置された街頭ビジョンを活用し、来街者への避難場所等の防災情報を放映する。 情報提供にあたっては、外国人への配慮から多言語化を行うものとす <u>る</u> 。	2 広報の手段 (省略) (4) 福岡市災害時外国人情報支援センターの設置 災害時における外国人の支援を円滑に行うため、公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団に、福岡市災害時外国人情報支援センターを設置する。 同センターにおいては、外国人に対して、提供が必要な情報の翻訳及び発信、外国人からの相談・問い合わせ等への対応を行う。 (5) その他の広報手段 (省略) ⑥ 街頭ビジョンによる情報の発信 大規模災害時に天神地区・博多駅地区に設置された街頭ビジョンを活用し、来街者への避難場所等の防災情報を放映する。 情報提供にあたっては、外国人にもわかりやすく伝達されるよう配慮する。	災害時の「やさしい日本語」 による情報発信の推進のた め。
_	第1章 総則 第5節 玄海原子力発電所と福岡市の 位置関係及び原子力災害対策重点区 域	(新設)	表2 実用発電用原子炉(東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合を限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。) 整戒事態を判断するEAL(④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。) ① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。。 ⑥ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。。	原子力災害対策指針(平成2 9年7月5日全部改正)の反映
_	第1章 総則 第5節 玄海原子力発電所と福岡市の 位置関係及び原子力災害対策重点区 域	(新設)	施設敷地緊急事態を判断するEAL ① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政今等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	原子力災害対策指針(平成2 9年7月5日全部改正)の反映
_	第1章 総則 第5節 玄海原子力発電所と福岡市の 位置関係及び原子力災害対策重点区 域	(新設)	全面緊急事態を判断するEAL ① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	原子力災害対策指針(平成2 9年7月5日全部改正)の反映

貢	章節	IB	新	修正理由
	全般	<u>災害対策本部、対策本部</u>	<u>対策本部等</u>	文言の整理 (P2上段の用語定義に統一) 対象:第4、6、9、12節内
2	第3節 福岡市災害対策本部等	1 情報収集態勢 (2) 設置基準 ① 佐賀県玄海町において、震度5弱以上の地震が観測された場合 ② 玄海原子力発電所における警戒事態を覚知した場合 ※ P21 「指針中 表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについ て <u>(抜粋)</u> 」参照	1 情報収集態勢 (2) 設置基準 ① 佐賀県玄海町において、震度5弱以上の地震が観測された場合 ② 玄海原子力発電所における警戒事態を覚知した場合 ※ <u>P20</u> 「表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて <u>(警戒事態を判断するEAL)</u> 」参照	文言の整理
2	第3節 福岡市災害対策本部等	2 警戒配備 (1) 配備態勢 ① 警戒本部部長 危機管理監 ② 警戒本部副本部長 市民局長 ③ 配備 <u>必要に応じ災害対策本部の一部を置く。</u> (2) 設置基準 玄海原子力発電所における施設敷地緊急事態を覚知した場合 ※ P21 「 <u>指針中</u> 表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて(抜粋)」参照		地域防災計画の改正内容に合わせた配備態勢及び文言修正
2	第3節 福岡市災害対策本部等	3 対策本部 (1) 本部の設置 本部は、玄海原子力発電所における全面緊急事態を覚知した場合、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態を発出した場合に、市長の権限において設置する。 ※ P22 「指針中 表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて(抜粋)」参照 (2) 設置基準 玄海原子力発電所おける全面緊急事態を覚知した場合、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態を発出した場合	② 対策副本部長 副市長及び危機管理監 ③ 配 備 対策本部に部および区本部を置く (2) 設置基準 玄海原子力発電所における全面緊急事態を覚知した場合、又は内閣総 理大臣が原子力緊急事態を発出した場合	文言の整理 (「1.情報収集態勢」、 「2.警戒配備」と表記を統一)

貢	章節	III 新	修正理由
	第4節 職員の配備態勢等		地域防災計画の改正内容に合わせた配備態勢及び文言修正
		態勢 項目 内容 <u>本能</u> 態勢 項目 内容	
		発令基準 玄海原子力発電所において、 <u>全面緊急事態</u> が発生した場合 発令基準 玄海原子力発電所において、 <u>施設教地</u> 緊急事態が発生した場合	
		第 記 備 に つく職員 ・情報収集及び伝達に必要な人員 ・緊急時モニタリング等に必要な人員 ・緊急時モニタリング等に必要な人員 ・緊急時モニタリング等に必要な人員 ・ 小信報収集及び伝達に必要な人員 ・ 小信報収集を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
		*国、泉及び事業者からの情報収集 ・国、泉及び事業者からの情報収集 ・国、泉及び事業者からの情報収集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3		発令基準 放射性物質が原子伊外に放出されたことを覚知した場合 第 第 予令基準 変態に対し、より多くの人員が必要となった場合	
		2 配 備 に	
		東務例示 ・災害応急活動 ・災害応急活動 ・災害応急活動 ・運動所開設準備 ・運動所開設準備 ・運動所開設準備 ・運動所開設準備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		第	
		第	
		類 ・災害応急活動	
	第4節 職員の配備態勢等	2 避難所運営等の配備態勢 2 避難所運営等の配備態勢	文言の整理
3		原子力災害発生時には、避難所の開設数が相当数に上ることはもとより、長期間の開設を余儀なくされる <u>ことが予想される。</u> 原子力災害発生時には、避難所の開設数が相当数に上ることはもとより、長期間の開設を余儀なくされる <u>場合に備える。</u>	
4	第6節	1 対策本部は、県が実施する緊急時モニタリングに要員を派遣し、空間放射線の測定、環境試料の採取・運搬等に協力するものとする。	文言の整理
4	第6節 緊急時モニタリング等	・ 国及び県、並びに原子力事業者等が実施する空間放射線量率及び放出 された放射性物質の同定についての情報収集 ・ 県が実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣等	文言の整理
1		・ 市が実施する緊急時モニタリング ・ 市が実施する緊急時モニタリング	
	第8節 防護措置等	1 屋内退避	文言の整理
6		屋内退避は、住民等が容易に行うことができる有効な <u>放射線防護対策</u> の ひとつである。 屋内退避は、住民等が容易に行うことができる有効な <u>防護措置</u> のひとつ である。	
	第8節 防護措置等	3 早期防護措置 (OIL2) が発出された場合における一時移転の方法 3 早期防護措置 (OIL2) が発出された場合における一時移転の方法	文言の整理
7		その場留まることによる放射線の影響を防ぐために行うものである。 し地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。	

貢	章節	IB	新	修正理由
8	第8節 防護措置等	3 早期防護措置(OIL2)が発出された場合における一時移転の方法 (1)一時移転の指示 - 自家用車を利用できない住民等が <u>市及び県</u> が準備するバス等を利用 する場合の集合場所	3 早期防護措置 (OIL2) が発出された場合における一時移転の方法 (1) 一時移転の指示 ・ 自家用車を利用できない住民等が <mark>市</mark> が準備するバス等を利用する場合の集合場所	県の計画と整合を図ったもの
8	第8節 防護措置等	3 早期防護措置(0IL2)が発出された場合における一時移転の方法 (2)一時移転の方法 ② どうしても前①による避難ができない住民に対しては、 <u>市が県と協力して</u> 準備するバス等で避難所までの輸送を行う。	(2) 一時移転の方法	県の計画と整合を図ったもの
9	第8節 防護措置等	3 早期防護措置(01L2)が発出された場合における一時移転の方法 (6)離島住民等の一時移転 ② 港から避難退域時検査場所及び避難場所までは、 <u>市が県と協力して</u> バス等を準備するものとする。	3 早期防護措置 (0IL2) が発出された場合における一時移転の方法 (6) 離島住民等の一時移転 ② 港から避難退域時検査場所及び避難場所までは、 <u>市が</u> バス等を準備 するものとする。	県の計画と整合を図ったもの
9		(7) 要配慮者の一時移転 ① 要配慮者の一時移転 ① 要配慮者のうち、自力避難者については、原則、近隣で乗り合わせ のうえ自家用車の使用を促すものとする。 ② 自ら避難が困難な要配慮者については、地域住民の協力を得て、一 時移転を行うものとする。 ③ 地域住民の協力によりがたい要配慮者については、県を通じて防災 機関等の支援により一時移転を行うものとする。	(7) 要配慮者の一時移転 ① 要配慮者の一時移転 ① 要配慮者のうち、自力での避難が可能な者については、原則、近隣で乗り合わせのうえ自家用車の使用を促すものとする。 ② 要配慮者のうち、自力での避難が困難な者については、地域住民の協力を得て、一時移転を行うものとする。 ③ 地域住民の協力によりがたい要配慮者については、県を通じて防災機関等の支援により一時移転を行うものとする。	文言の整理
10	第9節 安定ヨウ素剤の予防服用等	5 安定ヨウ素剤の輸送 対策本部は、住民等の安定ヨウ素剤服用に備え、緊急防護措置 (OIL1) 又は早期防護措置 (OIL2) が発出されることが予想される区域内の配布及び服用場所に、あらかじめ安定ヨウ素剤の輸送を指示する。 この際、交通渋滞等で迅速な輸送に支障をきたすことが予想される場合には、消防局(警備部)に緊急輸送の支援を要請するものとする。	5 安定ョウ素剤の <u>備蓄・</u> 輸送 (1) 備蓋 迅速かつ効率的に安定ョウ素剤の輸送を行うため、備蓄場所を分散 させる。 (2) 輸送 対策本部は、住民等の安定ョウ素剤服用に備え、緊急防護措置 (0IL1) 又は早期防護措置 (0IL2) が発出されることが予想される区域内の配布及び服用場所に、あらかじめ安定ョウ素剤の輸送を指示する。 この際、交通渋滞等で迅速な輸送に支障をきたすことが予想される場合には、消防局(警備部)に緊急輸送の支援を要請するものとする。	安定ヨウ素剤の効率的輸送を 実現する目的で分散備蓄につ いて追記
11	1 0節	1 対象者 (2)簡易除染:避難退域時検査の結果、国が定める基準 <u>以上の</u> 汚染が 検出された住民等	1 対象者 (2) 簡易除染:避難退域時検査の結果、国が定める基準 <u>を超える</u> 汚染 が検出された住民等	誤記修正
11	1 0 節	3 実施要領 (1) <u>体表面スクリーニング</u> 大口径GMサーベイメータを使用して実施する <u>体表面のスクリーニング</u> (2) 甲状腺スクリーニング (本表面スクリーニングや緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、放射性ヨウ素による被ばくが懸念される場合に実施する甲状腺のスクリーニング (3) 簡易除染 汚染の度合いが基準を超える場合に実施する脱衣、拭き取り又はシャワー等により、放射性物質の除去を行う <u>除染</u> 。	3 実施要領 (1) 指定箇所検査 GMサーベイメータを使用して実施する指定箇所(頭部、顔面、 手指、掌、靴底)の検査(β線) (2) 甲状腺スクリーニング 指定箇所検査で緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、放射性ヨウ素による被ばくが懸念される場合に実施する甲状腺のスクリーニング(3) 簡易除染 汚染の度合いが基準を超える場合に実施する脱衣、拭き取り又はシャワー等により、放射性物質の除去を行う <u>簡易除染</u> 。	「原子力災害時における避難 退域時検査及び簡易除染マニュア ル」(原子力規制庁発出)に基 づき修正
12	10節	4 避難退域時検査による除染等の基準 β線:40、000cpm <u>以上</u>	4 避難退域時検査による除染等の基準 β線:40、000cpm <mark>を超える</mark>	誤記修正

貢	章節	旧	新	修正理由
20	表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて	2. 加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る <u>原子炉施設</u> (原子炉内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。) 警戒事態を判断するEAL (省略) ⑤ 原子炉の停止中に1つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。 (省略) ⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ① 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子炉施設等立地道府県沿岸において、大津波警報が発生した場合。 ③ オンサイト <u>統括補佐</u> が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。	2. 加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る <u>原子炉の運転等のための施設(当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)</u> 警戒事態を判断するEAL(省略) ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。(省略) ⑩ 燃料被覆管障壁者しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁者しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁者しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。(1) 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。	9年7月5日全部改正)の反
20	表2 各緊急事態区分を判断する EALの枠組みについて	施設敷地緊急事態を判断するEAL ① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 (省略) ③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上)継続すること。 (省略) ⑤ 原子炉の停止中に全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。	却材の漏えいが発生 <u>した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと</u> 同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 (省略) ③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30	原子力災害対策指針(平成2 9年7月5日全部改正)の反映
21	表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて	全面緊急事態を判断するEAL (省略) ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 (省略) ⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1及び実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上)継続すること。	全面緊急事態を判断するEAL (省略) ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 (省略) ⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	原子力災害対策指針(平成2 9年7月5日全部改正)の反映

貢	章節	IB	新	修正理由
_	表2 各緊急事態区分を判断する EALの枠組みについて	<u>(新設)</u>	3. 実用発電用原子炉(東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合を除く。) 整戒事態を判断するEAL((4)に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。) ① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼす去それがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	9年7月5日全部改正)の反
-	表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて	<u>(新設)</u>	施設敷地緊急事態を判断するEAL ① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として放今等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	原子力災害対策指針(平成2 9年7月5日全部改正)の反映
_	表2 各緊急事態区分を判断する EALの枠組みについて	<u>(新設)</u>	全面緊急事態を判断するEAL ① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	原子力災害対策指針(平成2 9年7月5日全部改正)の反映